

草加の環境



環境共生都市

草加市

2020

草加市環境共生都市宣言

私たちのまち草加は、綾瀬の川の流れと草加松原をシンボルに、歴史と文化を築いてきました。

しかし、急激な都市化により、かつての良好な環境が徐々に失われ、さらに私たちの活動は、川や空気の汚れ、ダイオキシンなどの有害物質、地球の温暖化など、身近な環境から地球環境まで影響を及ぼしています。

私たちは、かけがえのない環境を次の世代に引き継ぐため、共に生きるしくみや役割を考えながら、身近なことから協力して実行しなければなりません。

私たちは、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくるため、ここに環境共生都市を宣言します。

- 1 私たちは、水と緑を生かした環境にやさしいまちづくりに努めます。
- 1 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進に努め、限りある資源を大切にします。
- 1 私たちは、毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを学び、環境を良くすることを考え、行動するように努めます。

(平成11年6月5日制定)

この報告書は、草加市の環境の現況について取りまとめたもので、草加市環境基本計画、草加市地球温暖化対策実行計画、環境マネジメントシステムの報告を含んでいます。

第1部 総 説

第1章 草加市の概要

1 概 況

本市は、埼玉県の東南部に位置し、東に八潮市、西に川口市、北は越谷市、南は東京都足立区に接しており、市の面積は27.46km²です。

地質は、おおむね古東京湾で堆積された沖積層に覆われています。地形は、中川低地と言われる元荒川や古利根川等の大小河川によって形成された平均海拔2.0m程度の起伏の少ない低地帯です。

本市は、江戸時代日光道中第二の宿場であった草加宿を中心に集落が散在し、新田が開発され豊かな水田地帯となりました。明治維新以降、東武鉄道が開通すると、宿場から駅を中心とした町へと変化し、昭和33年11月1日に市制を施行しました。当時の人口は34,878人、県内で21番目に誕生し、県の主要都市として発展してきました。

昭和30年代の後半からは、東京都心からわずか20km圏内に位置するという地理的条件等に加え、東武鉄道と地下鉄日比谷線の相互乗り入れや松原団地の完成等により急速に都市化が進み、人口増となりました。昭和50年代半ば以降、人口の伸びは鈍化したものの、その傾向は現在まで続いています。令和2年1月1日現在、人口は249,645人、世帯数は118,129世帯で、県下第6位の規模となっています。

鉄道としては、東武スカイツリーラインが市の中心を南北に走っています。一方、道路は一般国道4号線、県道足立越谷線、越谷八潮線が南北に、東京外かく環状道路、県道さいたま草加線、草加流山線が東西に通っています。

産業は、豊かな水と米により草加せんべいが生まれ、さらに、ゆかた、晒（さらし）業が栄え、皮革業等の転入等により、特色ある地場産業が形成されました。その後、県営工業用水の供給(昭和39年)、草加・八潮工業団地の造成(昭和37～43年)等により化学工場、製紙・パルプ業等が相次いで進出し、県下有数の工業都市となりました。平成28年の経済センサス活動調査によると、事業所数は7,288事業所、従業員数は約7万1千人を擁しています。

土地利用をみると、昭和33年には約70%を占めていた田畑の面積は、令和元年には市域の約7.4%まで減少する一方、宅地面積は16.19km²と、その割合は約59%を占め、さらに都市化が進んでいます。



■ 都市化が進むまちなみ（高砂一丁目）

第2章 環境の保全及び創造へ向けての総合的推進

1960年代以降に多発した産業型公害に対しては法令等による規制型行政で対処してきましたが、1980年代以降に顕著となった都市生活型環境問題や地球環境問題等に対しては、市民、事業者の協力のもとに行う参加型行政で対処するよう転換が図られてきました。そこで、本市でも市民との協働、パートナーシップ（協力・連携）による施策を重要視し、啓発を中心とした行政とこれに基づく市民の自発的な取組を展開するようになりました。

本市は、平成11年6月に「人と自然が共に生きるまち そうか」を目指す**草加市環境共生都市**を宣言し、この宣言の推進を図りながら環境政策の基本理念を明らかにする**草加市環境基本条例**を制定しました。さらに、この条例に基づく市民、事業者、行政、それぞれの取組等を具体化する**草加市環境基本計画**を策定しました。

第1節 草加市環境共生都市宣言

平成11年6月5日、本市は草加市環境共生都市を宣言しました。

私たちを取り巻く環境問題は、都市化の進展、生活の便利さや豊かさの追求により、河川の汚濁や大気汚染、緑の減少等身近なものから、地球の温暖化やオゾン層の破壊等の地球規模のものまで及んでいます。さらに、最近では、ダイオキシン類やPM2.5等、人の健康に悪影響を及ぼす物質への対応等多岐に広がっています。

私たちの環境をよくするためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を考え協力し、足元から取り組んでいくことが必要です。地域の環境保全はもとより、地球環境の保全という視点に立って、本市の環境と共生する都市像「人と自然が共に生きるまち そうか」の実現を目指すものです。（宣言文は表紙の裏に掲載）

第2節 草加市環境基本条例

平成12年3月に草加市環境基本条例を制定しました。本市の環境の保全及び創造に関して基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を規定しています。さらに、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進しながら、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保しようとするものです。条例の概要は、次のとおりです（条例全文は資料編を参照）。

- 前文 ・環境を享受する権利と将来の世代へ引き継ぐべき責務
- 総則 ・目的 ・定義 ・基本理念 ・市、事業者、市民の責務
- 環境の保全等に関する基本的な施策等
 - ・施策の策定等に当たっての環境への配慮
 - ・環境基本計画
 - ・事業等に係る環境への配慮
 - ・規制措置 ・助成措置
 - ・資源・エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
 - ・環境教育 ・情報の提供 ・市民意見の反映
 - ・民間団体との連携 ・地球環境の保全 等
- 環境審議会

第3節 草加市環境基本計画

(1) 概 要

草加市環境基本計画は、草加市環境基本条例第8条に基づき策定しています。21世紀半ばを展望し、環境に関する市の施策の方向を示すとともに、市民・事業者・市の環境保全のための取組の指針を明示しています。「草加市環境基本条例」の基本理念と『第四次草加市総合振興計画』に示す本市の将来像を環境面から実現するための計画であり、本市の環境関連計画においては最上位に位置づけられるものです。本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画等、各施策の内容との整合を図っています。

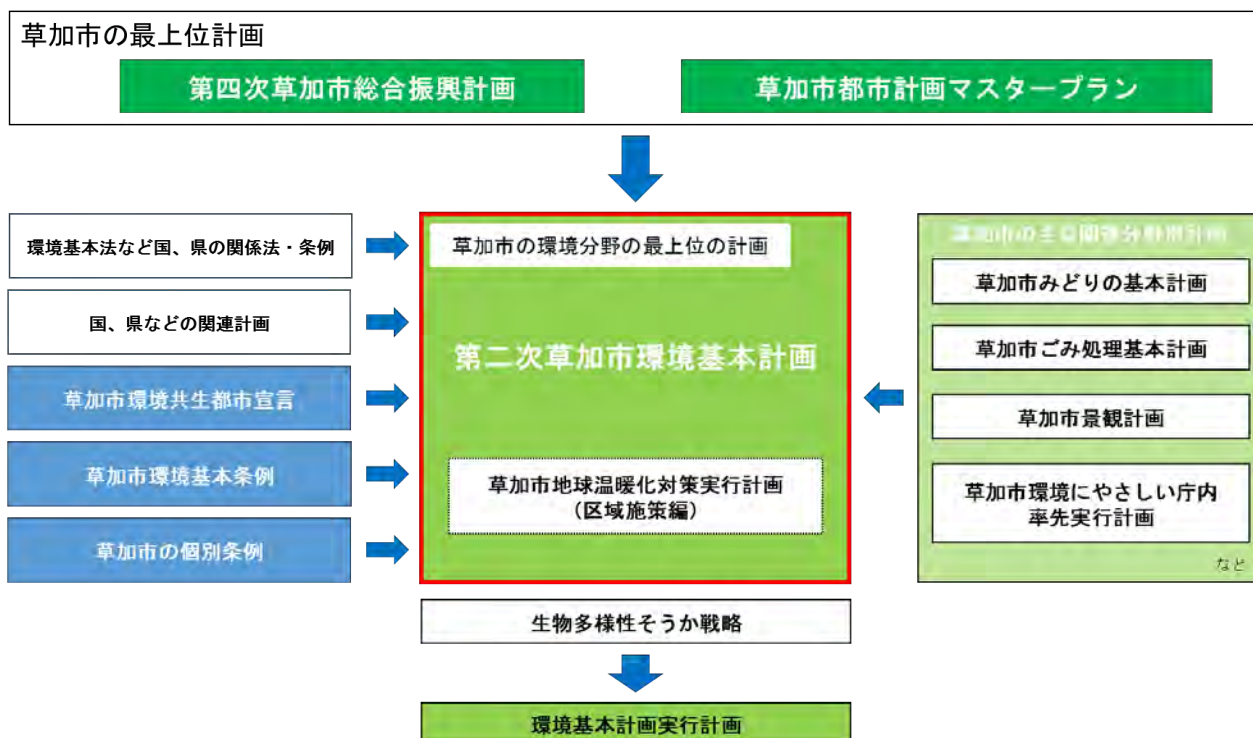
なお、本計画は、『草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』を包含した計画として位置づけています。

(2) 経 緯

平成12年3月、草加市環境共生都市宣言及び草加市環境基本条例を具体化するため、平成27年度までを目標期間とする草加市環境基本計画を策定しました。その後、平成27年度に計画期間満了を迎えたことから、それまでの成果を踏まえつつ、市民意見等を取り入れ、草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含した内容で、平成28年3月、第二次草加市環境基本計画を策定しました。第二次草加市環境基本計画は、第四次草加市総合振興計画との整合性を図り、平成28年度から令和17年度までを目標期間としています。

令和元年度は、策定から4年経過したことから、基本的な骨組みは現計画を踏襲しつつ、各種関連分野別計画との整合性を図り、時代や環境の変化に柔軟かつ適切に対応するため、第二次草加市環境基本計画（第二版）への見直しを行いました。

■ 第二次草加市環境基本計画の位置づけ



■ 第二次草加市環境基本計画施策の体系

環境像		人と自然が共に生きるまち そうか	
第四次 基本構想		快適な環境 ～環境にやさしい水とみどりのまちをつくる	
総合振興計画	環境目標	環境施策の柱	取組方針
水とみどりのまちづくり 水環境の保全 ・水質浄化対策の推進 ・親水空間の保全	水環境の保全と創造	水質浄化対策の推進	河川浄化対策の推進 公共下水道の推進
		親水空間の創造・維持管理の推進	多自然川づくりの推進 河川環境の維持管理の推進
	身近な自然の保全と創造	生きものと共生するまちづくりの推進	自然環境の調査 生きものの生息・生育環境の保全 生きものとふれあえる空間の創造
		みどりの保全と創出	公園整備や公共用地の緑化推進 民有地内の緑化対策の推進 緑化活動への支援
	環境との共生 環境を守り育てる ・低炭素型まちづくり ・循環型社会の構築 ・自然共生型まちづくり	低炭素社会の推進	省エネルギー・創エネルギーの推進
3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進			ごみの減量化と分別収集の普及、啓発 環境にやさしい消費者の育成・支援 リサイクルの推進
生活環境の保全		気候変動適応策の推進	気候変動に伴う適応策の推進
		公害防止対策の推進	公害防止対策の推進 監視・測定体制の充実
環境に配慮した行動の実践と拡大		快適なまちなみの形成	環境美化対策の推進 まちなみ景観の向上
	学校・地域における環境教育・環境学習の推進	学校における環境教育の推進 地域における環境学習の推進	
	環境に配慮した行動及び生活の実践	エコライフの普及、啓発 地域の環境保全活動の充実 環境に配慮した活動への支援 環境保全情報の収集と提供	

※ 部分の環境施策の柱及び取組方針は『草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』を構成する部分

第4節 草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

(1) 概 要

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項により、すべての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）には当該地域における温室効果ガス排出量抑制のための計画、すなわち地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が義務付けられています。

(2) 経 緯

本市は、平成24年3月に草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。平成28年3月に見直しを行い、令和5年度までの中期目標と令和17年までの長期目標を示しました。見直し後の計画は、平成28年3月に策定した第二次草加市環境基本計画に組み入れています。

令和元年度は、第二次環境基本計画に併せて見直しを行い、国の「地球温暖化対策計画」との整合性を図り基準年度や目標値を設定したほか、気候変動適応法第12条の規定に基づき、草加市気候変動適応計画を包含した計画としました。

(3) 削減目標

① 基準年度 平成17年度

日本の『約束草案』・『ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（家庭版）～埼玉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』と整合を図っています。

② 目標年度 中間目標 令和5年度 8年間

最終目標 令和17年度 20年間

第二次草加市環境基本計画と整合性を図ります。

③ 削減目標 令和5年度までに平成17年度比で

温室効果ガス総排出量 22%削減（市民1人当たり24%削減）

エネルギー総消費量 24%削減（市民1人当たり27%削減）

④ 目標排出量 中期目標 令和5年度 1,050千t-CO₂（22%削減）

長期目標 令和17年度 270千t-CO₂（80%削減）

⑤ 電力のCO₂排出係数 0.368kg-CO₂/kWh（平成17年度値で固定）

(4) 排出量等の推移

	温室効果ガス排出量		エネルギー消費量	
	総排出量 (単位：千t-CO ₂)	削減率 (対H17年度比 %)	総消費量 (単位：TJ)	削減率 (対H17年度比 %)
平成17年度 (2005年度) 基準年度	1,346.0	—	17,471.0	—
平成28年度 (2016年度)	1,261.9	▲6.2	16,619.4	▲4.94
平成29年度 (2017年度)	1,212.3	▲9.9	15,866.3	▲9.2
平成30年度 (2018年度)	1,170.9	▲13.0	15,784.6	▲9.7

令和元年度 (2019年度)	—	—	—	—
令和5年度 (中間目標値)	1,050.0	▲22.0	13,200.0	▲24.0

注1 排出量等については、埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計に基づき算出しています。報告は該当年より2年前の数値が最新となります。

注2 令和5年度の数値は中間目標値となります。

注3 ▲はマイナスを表します。

注4 令和元年度の数値については、新型コロナウイルスの影響により算出が遅れています。



第5節 草加市環境にやさしい庁内率先実行計画

(1) 概 要

本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減に努めることとしました。本計画は、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）としての内容であり、地球温暖化対策に向け市役所自らが環境配慮を实践する市内最大級の事業所として、全庁的に二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。

(2) 経 緯

平成12年4月に草加市環境にやさしい庁内率先実行計画（エコ計画）を策定した後、平成23年4月に第二次計画、平成28年3月に第三次計画を策定し、庁内のエネルギー削減に向け取り組んでいます。

令和元年度は第三次計画期間が満了することから、令和2年3月に「草加市役所エコ計画－第四次草加市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－」を策定しました。

(3) 実施期間

平成28年度から令和元年度（4年間）

平成26年度を基準年に、令和元年度までに合計10%（毎年前年比-1%）の削減を目指す。

(4) 計画の範囲

- ① 本市の事務事業及び全施設を対象とする。（市立病院、無人の施設、民間のビルのテナントとして入居する所属等を含む。）
- ② 学校及び指定管理者等は、とくに推進機構を設置しないが、所管課を通じてエネルギー等の使用状況を集約するほか、委託内容等に明記し協力を要請する。
- ③ 公社及び市設立法人等は対象外とし推進機構を設置しないが、市の施設に入居し電気料金等を市が負担するもの及び施設管理を行う場合は対象とし、所管課を通じてエネルギー等の使用状況を集約する。
- ④ 草加八潮消防組合（消防局・消防署）、東埼玉資源環境組合（ごみ焼却処理）等の一部事務組合は対象外とする。

(5) 排出量の推移

（単位：t-CO₂）

	目 標	実 績	削減結果（対H26年度比）
平成26年度（基準年度）	—	25,269	—
平成28年度	25,016（▲1%）	23,454	▲1,815（▲7.2%）
平成29年度	24,764（▲2%）	20,555	▲4,714（▲18.7%）
平成30年度	24,511（▲3%）	19,920	▲5,350（▲21.2%）
令和元年度	24,258（▲4%）	19,297	▲5,972（▲23.6%）

※排出量については、対象範囲が異なるため、前計画と数値は合わない。

※削減結果は小数点以下四捨五入

第6節 生物多様性そうか戦略

(1) 概 要

本市は生物多様性基本法第13条に基づき、平成31年3月に生物多様性そうか戦略を策定しました。本戦略により、生物多様性の保全及び持続可能な利用の重要性を浸透させ、地域におけるさまざまな取組を進めようとするものです。生物多様性は現在、①開発や乱獲による資源の減少、②自然への働きかけの縮小・撤退、③外来種による脅威の増大、④地球温暖化などによる地球環境の変化の増大という4つの危機にさらされています。都市化が進み自然が失われつつある本市は、生物多様性の保全と都市の健全な発展をバランスよく実現する必要があることから、残された草加らしい自然の恵みを次世代に引き継ぎ、水と緑の質を向上させるため、本戦略に基づく取組を開始しています。

(2) 計画期間

令和元年度から令和17年度（17年間）

(3) 対象区域

原則、市内全域（本市内で行う事業に関係する経済活動は市外でも対象に含む）

(4) 実施主体

市民、事業者、草加市

(5) 基本理念

草加の自然の恵みを 次世代に引き継ぐ

(6) 基本方針

- ① 生物多様性への理解の促進—主流化・生物多様性を「知る」—
- ② 「守り・育てる」—水とみどりの質を向上する—
- ③ 市民との協働を推進する—「参加」による向上—

(7) 達成目標（将来像）

- ① 行政、市民、事業者が、生物多様性に係る取組を発信している
- ② 生物多様性の基盤となる緑地等が十分に存在している
- ③ 多様な生きものの生息・生育場所が保全・再生・創出されている
- ④ 生きもののネットワークが形成されている
- ⑤ 子どもたちが、のびのびと育つことができる環境や、自然からの恵みを享受できる場所が残されている
- ⑥ 生物多様性を保全する活動への参加機会が確保されている
- ⑦ 生物多様性を保全する活動に市民や事業者が主体的に参加している

(8) 施策方針と保全実行計画（重点プラン）

将来像を実現するため、10の施策方針を設定しています。また、施策方針に基づき、市が率先実行する32の保全実行計画（重点プラン）を定めています。

第7節 環境基本計画の推進体制

1 草加市環境基本計画の推進体制

環境基本計画を推進するため、市民、事業者、行政（市）がお互いの役割を理解し、それぞれができること、なすべきことを行い、これら三者のパートナーシップを基礎として、計画の推進を図っています。

(1) 草加市環境審議会（平成12年7月5日設置）

草加市環境基本条例に基づき設置する市長の附属機関であり、公募委員を含む市民・学識経験者・事業者等で構成しています。環境基本計画の推進に当たっては、環境に関する専門的な知識はもとより、環境行政全般にわたる広範囲な知識、進行に伴う外部評価等も必要です。そのため、所掌事項として、①環境基本計画、②公害防止、③自然保護、④地球環境、⑤その他環境の保全等に関すること等、本市の環境保全等に関する基本的事項とし、市長の諮問に応じて審議や答申、助言等を行っています。

(2) 環境施策管理会議（環境会議）（平成16年4月設置）

環境基本計画に挙げた施策には多くの部署が関係しているため、事業の推進に当たり各部署の意見を取りまとめ、本市全体として環境行政を推進する全庁的な組織が必要となります。そこで、副市長を議長、教育長を副議長として、部局長により構成する環境施策管理会議（環境会議）を設置し、施策を総合的・計画的に推進しています。

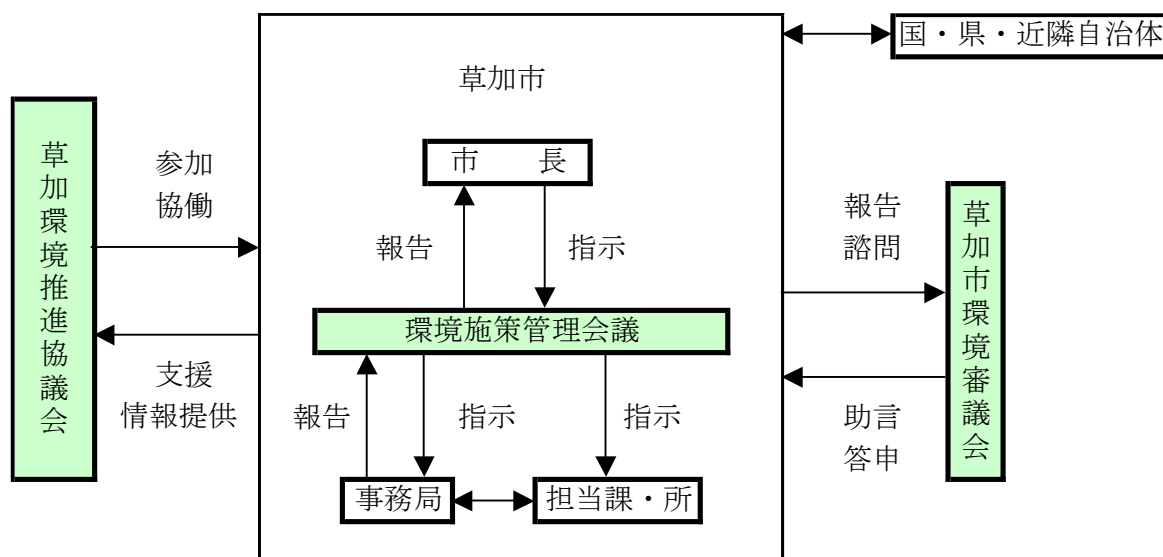
(3) 草加環境推進協議会（市民・事業者等の推進組織）（平成19年4月設置）

環境基本計画の実効性をより高めるためには、市民・事業者の理解と協力が不可欠です。そこで、幅広く環境に係る施策、事業の推進を図る団体として組織されました。市民・事業者・行政（市）相互の意見交換を行う場を設け、市民や事業者の意見が施策等に反映するよう配慮するとともに、協働によりさまざまな事業を推進しています。会員は、市民・各種団体・事業者等で構成しています。

(4) 広域的な連携

国、県及び近隣の地方自治体と共通する課題や地球環境問題等への対応について、緊密な連携を図りながら、広域的な視点から取り組んでいます。

■ 環境基本計画の推進体制



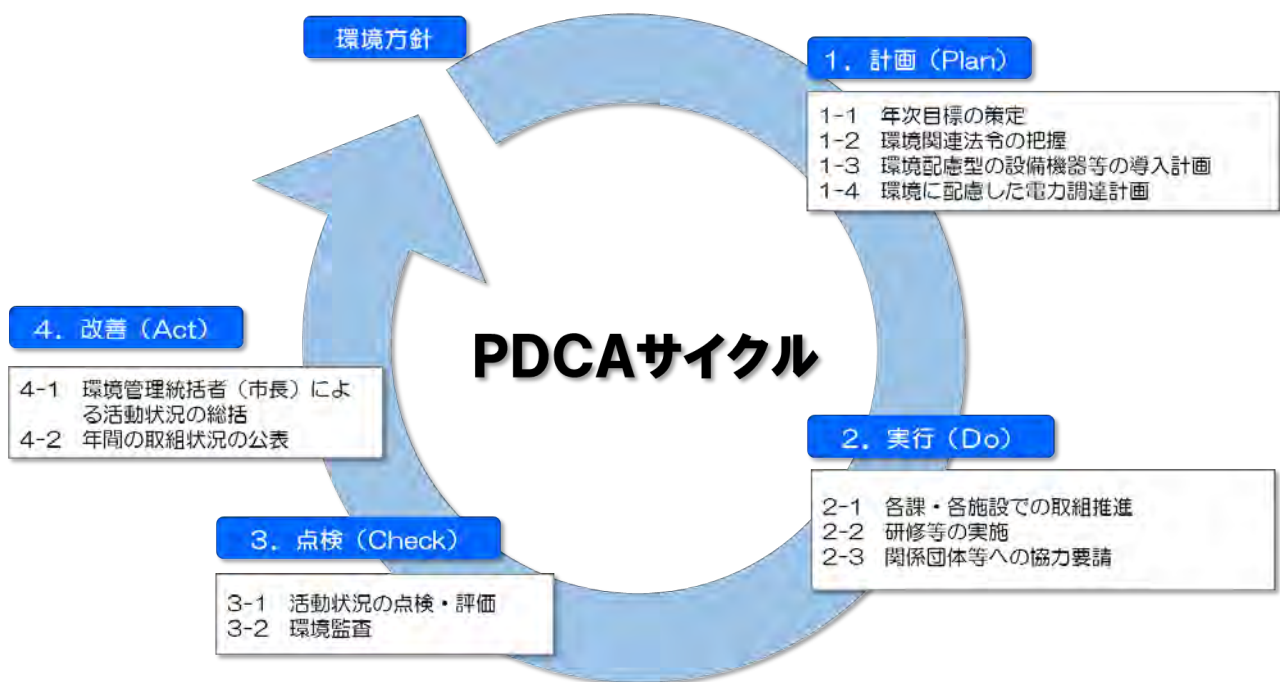
2 草加市環境マネジメントシステム

本市は、環境に配慮した組織運営を行うため、環境マネジメントシステム（EMS）の構築により、環境施策等を管理し運営しています。

平成16年3月、本市は、環境マネジメントシステムに関する国際標準規格であるISO14001の認証を取得しました。職員の環境に関する意識が向上する等の一定の成果を得たことから、平成24年2月にISO14001の認証を返上し、平成24年5月からは、本市の実情に合致し、また環境施策を一元的に管理できる独自の環境マネジメントシステムへ移行しました。平成29年度には国のカーボン・マネジメント事業補助金により、システムの強化を図るため、各種マニュアルの整備及びエネルギー管理システムの導入等を行いました。

本システムにより、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の環境施策、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に当たる草加市環境にやさしい庁内率先実行計画（エコ計画）による庁内の温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の抑制等を管理しています。また、毎年、庁内の環境推進員による内部環境監査の実施や環境審議会による外部評価、市長による総括等により継続的改善を進め、平成30年8月には環境方針を改訂する等、着実な向上を図っています。

■ 草加市環境マネジメントシステムの進行管理



環 境 方 針



（基本理念）

本市は、草加市環境共生都市宣言の基本理念である「人と自然が共に生きるまち そうか」の実現に向け、草加市環境基本計画に基づき、様々な環境施策を実施しています。人類共通の課題である地球環境問題を解決するためには、持続的に発展可能な循環型社会を構築することが重要です。

近年、地球の温暖化は深刻さを増しています。気候変動の影響は市域にも波及し、異常気象のほか、これまで生息していなかった生きものが現れるなど、環境の変化が目に見えるようになっていきます。

さらに、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故は、従来型のエネルギー依存方法についての問題提起となり、省エネ意識と再生可能エネルギー導入の契機となりました。

私たちは、環境への影響の継続的な改善に向けて、行政として先進的な役割を果たすべく、率先して地域における温室効果ガス削減の模範となるため、環境マネジメントシステムを適正に運用し、組織全体で自主的かつ積極的に環境への配慮を推進できるよう行動します。

（基本方針）

1 自然と共生するまちづくりの推進

環境施策を実施するに当たり、第二次草加市環境基本計画に基づき、市民との協働のもと、自然と共生する持続可能なまちづくりを進めます。

2 環境に配慮した事務事業の推進

事務事業の実施に際しては、草加市環境にやさしい庁内率先実行計画や草加市グリーン購入に関する指針、COOL CHOICEへの賛同等に基づき、省エネルギー、省資源及びリサイクル等を実施するとともに、率先して環境配慮型の設備機器の導入や設備運用の改善に努め、市民・事業者に対し低炭素社会における先導的な役割を担うようにします。

3 継続的な改善

市役所すべての事務事業が環境に影響を与える可能性を十分に認識し、その軽減を図るため、環境目的及び目標を設定します。事務事業は定期的に評価し、適正に見直すなど継続的に改善を行い、効果的な環境保全及び環境負荷の低減を図ります。

4 法規制等の遵守

環境に関連する法令や条例その他の合意事項を遵守するため、常に関連法規の改正情報等の収集に努め、手順や内容を確認するとともに、適正な運用を行います。

5 職員等の研修及び実践の徹底

職員等が環境方針の実践者として自覚を持ち、確実に事務事業を実施するための研修等を実施します。

この環境方針をはじめとする環境マネジメントシステムに関する情報は、広く内外に公表します。

平成30年8月23日

草 加 市 長

第3章 環境基本計画等の進捗状況

1 環境基本計画の環境施策における達成目標と実績値

第二次草加市環境基本計画は、5つの環境目標を定めています。その環境目標を具現化するため、11項目の環境施策の柱と達成目標を設定しています（4ページ参照）。

達成目標は、令和17年度までの長期計画、令和元年度までの短期計画及び重点プロジェクトを設定しています。令和元年度における各々の実績値は下表のとおりです。

さらに、本市の望ましい環境像を実現するため、5つの環境目標と11項目の環境施策の柱に沿ってそれぞれで取組方針を定めています。その取組方針を具体化し、それを基に各所属において事務事業として実施できる内容を毎年度当初に、実施計画として設定し、展開を図っています。

長期達成目標(令和17年度(2035年度)達成目標)

指 標	単位	現状値 (基準年度) 平成26年度 (2014)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	目標値 令和17年度 (2035)	令和元年度 時点達成率	令和元年度(2019年度)目標値に対する自己評価
オイカワ等が繁殖できる水質 (綾瀬川の水質基準)	-	河川類型C	河川類型C	河川類型C	河川類型C	河川類型C	河川類型B	未達成	昨年よりも水質が悪化した傾向が見られた。4月の河川水質(BOD75%値)が全地点においても高い値となったため、全体的に増加傾向となった。
市内で確認された猛禽類(鳥類) の子育て(繁殖・営巣)	種	1	1	1	1	1	4	25%	猛禽類については、1種類のみの営巣確認した。
市内から排出される温室効果ガス 排出量 基準年度(平成17年度 (2005年度) 1,346千t-CO ₂)比	千t- CO ₂	1,327 (平成24年)	1,262 (平成26年)	1,212 (平成27年)	1,171 (平成28年)	-	270	16%	新型コロナウイルスの影響により、根拠となるデータが公開されていない為、算出が遅れている。
大気、騒音・振動、ダイオキシン類 の環境基準達成割合	%	84.6	60.7	89.3	84.6	78.6%	100	85%	道路騒音において昨年度よりも基準を満たせない地点が増加した。
まちなみの美しさに対する 市民の満足度	%	12.7	38.2	-	41.8	-	50.0	84%	本年度調査なし
地域の環境活動に参加した ことがある市民の割合	%	15	38.5	-	13.6	-	50	27%	本年度調査なし

短期達成目標年度実績値(令和元年度(2019年度)まで)

指 標	単位	現状値 平成26年度 (2014)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	目標値 令和元年度 (2019)	令和元年度 達成状況	令和元年度(2019年度)実績値に対する自己評価
河川水質 BOD75%値	綾瀬川(中曽根橋)	mg/l	3.6	3.9	3.1	2.5	3.9	3.4	未達成
	綾瀬川(手代橋)	mg/l	3.5	4.1	3.2	2.5	3.0	3.3	達成
	古綾瀬川(綾瀬川合流地点前)	mg/l	4.4	3.7	4.2	3.4	4.7	4.2	未達成
	伝右川(伝右橋(下))	mg/l	2.9	3.2	3.0	2.6	2.5	2.7	達成
	毛長川(鷺宮橋)	mg/l	2.5	2.9	2.8	2.1	2.8	2.3	未達成
	辰井川(上町境橋)	mg/l	3.6	4.0	3.9	3.1	5.8	3.4	未達成
河川異常水質事故件数	件	22	20	18	19	20	18	未達成	油や着色水の流出等の発生は、昨年度から1件増加し、未達成となった。引き続き随時原因確認と再発防止に向けた指導を行っている。
古綾瀬自然ひろばで確認された 鳥類の種数	種	-	29	24	14	20	27	未達成	観察されている鳥類の種類は年々減少していたが、令和元年度の観察種数は増加した。しかし、目標は未達成であるため、環境団体等と管理を定期的に行い、生息場所として定着するよう努めたい。
公園・広場等の面積	ha	52.82	57.68	57.69	57.82	57.89	53.14	達成	清門中央公園拡張及び谷塚第12公園新設されたことにより、公園・広場等の面積が増加した。
緑化推進団体の数	団体	40	42	44	44	43	45	未達成	令和元年度は1団体(谷塚南町 タイガーパーク通り保存会)が活動を休止したため、緑化推進団体の数が減少した。
市内から排出される温室効果ガス 排出量 基準年度(平成17年度 (2005年度) 1,346千t-CO ₂)比	千t- CO ₂	1,327 (平成24年)	1,262 (平成26年)	1,212 (平成27年)	1,171 (平成28年)	-	1,050	未達成	新型コロナウイルスの影響により、根拠となるデータが公開されていない為、算出が遅れている。
太陽光発電システムの年間発電量	MWh	10,308	-	-	-	-	14,000	-	固定価格買取制度の改正により、再生可能エネルギーの買取が送配電事業者に一括化され、太陽光発電量について把握が困難となったため、太陽光発電量の把握方法について検討した結果、環境基本計画第二版では市内太陽光発電システムの導入容量(単位: kW)を用いて評価する。
市民1人1日当たり可燃ごみ排出量	g	523	508	504	503	506	504	未達成	8月9日に可燃ごみの増加しているが、これは10月の消費税増税に伴う駆け込み需要により、物を買った分が廃棄され、増加したと考えられる。また、2月3月にも増加しているが、これは新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、多くの人が家庭で過ごす時間が増えたことにより、増加したと考えられる。
資源化率	%	20	19.3	18.7	18.6	18.3	21.7	未達成	リサイクルセンターで資源化している不燃ごみ、びん、かんの資源化率は高水準を保っているが、資源化できない可燃ごみの量が増えたため、全体の資源化率は低下した。

※ は目標達成

大気、騒音・振動、ダイオキシン類の環境基準達成割合	%	84.6	60.7	89.3	85.7	78.6	92	未達成	道路騒音において昨年度よりも基準を満たせない地点が増加したため、基準達成割合が減少した。
まちなみの美しさに対する市民の満足度	%	12.7	38.2	-	41.8	-	20	-	本年度調査なし
市内4駅周辺における屋間の放置自転車数	台	105	63	66	62	43	65	達成	駐輪場への誘導、放置自転車の防止に向けた啓発や放置自転車の撤去活動を行うことで、放置自転車台数の削減を達成したが、新型コロナウイルス感染防止のための外出自粛の影響も考えられる。
エコライフデイへ取り組む市民の数	人	71,655	66,554	70,974	70,035	71,215	73,000	未達成	環境団体とともに市職員、関係者及び各小中学校へ参加を呼び掛け、参加者は年々増加しているものの、夏冬のべ参加者数は71,215人(二酸化炭素削減量66,268kg-CO2)にとどまり、目標未達成となった。
草加環境推進協議会との協働によるイベント等の参加者の満足度	%	-	68	79.5	74.0	81.7	90	未達成	そうか環境とくらしフェア2019の実施に伴うアンケート結果により、回答総数2,581件中、2,108件「大変よい」「よい」の回答を得ることができた。満足度は年々増加しているが、目標は未達成となった。

重点プロジェクト達成状況(令和元年度(2019年度)まで)

指 標	単位	現状値 平成26年度 (2014)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	目標値 令和元年度 (2019)	令和元年度 達成状況	令和元年度(2019年度)実績値に対する自己評価
市内の温室効果ガス総排出量	千t- CO ₂	1,346 (平成17年度)	1,262 (平成26年)	1,212 (平成27年)	1,171 (平成28年)	-	1,050 (令和5年度)	59%	新型コロナウイルスの影響により、根拠となるデータが公開されていない為、算出が遅れている。
市内のエネルギー総消費量	TJ	17,471 (平成17年度)	16,619 (平成26年)	15,866 (平成27年)	15,785	-	13,200 (令和5年度)	39%	新型コロナウイルスの影響により、根拠となるデータが公開されていない為、算出が遅れている。
家庭・事業所における省エネ診断 受診啓発件数	件	- (平成26年度)	2	2	2	1	5 (令和元年度)	40%	県の実用省エネ診断システムが廃止されたため、気軽に省エネ診断を受診しにくくなったこともあり、目標値の達成ができなかった。
市民参加による生きもの調査の実 施回数	回	- (平成26年度)	5	6	6	5	6 (令和元年度)	83%	新型コロナウイルス感染防止のため、中止となった調査会があるため、目標は未達成となった。大人から子供まで毎回30～40人、のべ196人が集合調査に参加した。
そうかエコタウンプロジェクトへの 住民参加率	%	- (平成26年度)	18	19	-	-	44 (平成29年度)	-	-

■ 環境基本計画の達成目標及び令和元年度実績値

※ は目標達成

2 環境基本計画の現状と課題、今後の方向性

本市の望ましい環境像を実現するため、第二次草加市環境基本計画における長期・短期の目標達成に向け、施策を展開しています。また、各所属においては、成果の目安としての指標と目標値を自ら定め、さまざまな事業活動に取り組んでいます。実施した結果は、年度実績と自己評価に基づき総合的に評価し、計画の進捗状況と改善点を把握するとともに、内容や手法の見直しに努め、来年度以降の事業への展開を図っています。

令和元年度における5つの環境目標ごとの現状と課題、今後の方向性については次のとおりです。

(1) 水環境の保全と創造

① 実施した事業活動の概要・成果

河川や水路について水とみどりが一体となった地域資源としての活用を図るため、水質浄化や水量確保、子どもが近づける親水空間の創造など、水環境の改善を図り、水とみどりを生かしたまちづくりを推進するため、さまざまな事業を展開しました。

河川水質(BOD75%値)の短期目標は2地点で達成、4地点で未達成となりました。詳しい原因は不明ですが、4月のBOD値がどの地点においても高い値となったため、全体的に数値が増加傾向となりました。

河川異常水質事故件数は前年度よりも1件増加し20件となり、短期目標は未達成となりました。油や着色水の流出が多く発生したことによるものです。

身近な水路を浄化するため、家庭でできる排水対策(調理くずの排水への流入抑制等)について綾瀬川再生21事業やそうか環境とくらしフェアにおいて普及啓発を行いました。

水質汚濁防止法に基づく特定事業場等に対し、立入調査を28回実施しました。

食用油の排水への流入を抑制するため、2,060kgの廃食油を回収しました。

適正に管理されていない浄化槽の管理者へ、法定検査の受検を促す通知を390通送付しました。

葛西用水、谷古田用水において浄化用水の導水を行いました。

公共下水道の整備完了区域において、未接続世帯へ訪問等による接続啓発を実施し、水洗化率は94.1%となりました。また、公共下水道の未整備区域について、整備延長0.58km、整備面積1.19ha他の整備を推進し、下水道普及率は97.9%となりました。

河川愛護精神の高揚を図るため、河川環境展、綾瀬川再生21事業、そうか環境とくらしフェア、夏のボランティアスクールなどを開催しました。

水循環基本法に基づき、地域（流域）で連携し、良好な水環境の保全に取り組むため、国や県から水環境保全に関する情報を随時収集しました。

② 来年度の方向性

河川の水質を保全するため、工場等に対し、定期的な立入検査を行う、食用油の流入抑制を行う、浄化槽の適正な管理を図る等、水質改善や事故防止等を目指すとともに、河川類型Bの水質基準達成を目指します。

農業用水路で浄化用水の導水を行います。

河川水質の保全のため、公共用水域の水質監視を行います。

河川・水路等について、環境保全に配慮した適切な維持管理を行います。

市民が水辺に親しめる啓発事業や河川の清掃活動を通して、河川愛護精神の高揚を図ります。

国・県から水環境の保全について情報を収集します。



■ 水質調査の様子

(2) 身近な自然の保全と創造

① 実施した事業活動の概要・成果

身近な自然の保全と創造をめざし、市民との協働や市民団体の自主的な活動を支援するとともに、生きものと共生するまちづくりを推進し、みどりの保全と創出を進めるため、さまざまな事業を展開しました。

古綾瀬自然ひろばで確認された鳥類の種数は、前年度より増加し、27種類となりました。しかし、短期目標は未達成でした。

公園・広場等の面積は57.89haとなり、短期目標を達成しました。面積の増加は清門中央公園拡張と谷塚第12公園新設によるものです。

緑化推進団体の数は前年度より1団体減少し43団体となり、短期目標は未達成でした。

市民参加による生きもの調査を5回実施しました。生きもの調査員登録者数は211人、集合調査参加者数は延べ196人となりました。

保存樹林・保存樹木・保存生垣の維持保全に努めている方に対し72件の補助を実施しました。

葛西用水沿いに多自然護岸を97.8m整備しました。

特定外来生物のクビアカツヤカミキリ対策として市内各地区のサクラに拡散防止用としてネットを設置しました。また、成虫発生の実績が多い午前中に職員によるパトロールを実施するとともに、綾瀬川再生21事業、そうか環境とくらしフェアでは特定

外来生物の啓発を実施しました。

絶滅危惧種であるキタミソウを保全するため、葛西用水の水位について調整を行いました。

多様な生きものの生息空間や環境学習の場として、環境団体と連携し、綾瀬川バードサンクチュアリや各ビオトープの維持管理を推進しました。

自然とのふれあいの場、やすらぎの場として公園や広場の整備を進め、公園の改修3件（清門中央公園、草加中央防災広場、金明町ふれあい広場）、公園の新設1件（谷塚第12公園）、公園用地の取得1件（原町三丁目公園）を実施しました。

国名勝に指定された草加松原を保全するため、対策が必要な松205本に活性剤を投与しました。

市街化区域内の農地を貴重な緑地として保全するとともに、庁内で連携し、生産緑地の適正な維持管理を指導しました。

開発行為に伴う緑化基準に従い、敷地面積10%以上の緑化を32件指導しました。

草加都市農業フェア実行委員会が主催する草加都市農業フェアの開催を支援し、都市農業の魅力を広くPRしました。

② 来年度の方角性

市民が自然に親しむ機会を設けるとともに、市内の自然環境の把握や保全を進めるため、市民参加による生きものの調査を継続し、市内の生物相を把握するとともに、生物多様性の情報発信に努めます。

「水とみどりのネットワーク」の形成を図り、親水空間の創出や生態系保全に配慮した整備を行います。

クビアカツヤカミキリなど外来生物について、定期的な点検や駆除を行うとともに、職員への啓発を行います。

キタミソウなど希少生物種の保全策を講じます。

ビオトープの維持管理に努め、多様な生きものの生息空間として充実させます。

道路や水辺の緑化を進め、緑地空間の整備を検討します。

草加松原を保全するため、関係部局の情報共有や連絡調整を行うとともに、各事業を計画的かつ確実に遂行するために庁内組織を設置します。

公共用地内の緑地確保、開発事業等に伴う緑化を推進するほか、既存のみどりを守るため保存樹林等についても適正に管理されるようにし、市内のみどりの保存・創出に努め、また市民による緑化活動を支援します。



■ キタミソウ

(3) 低炭素社会の推進

① 実施した事業活動の概要・成果

大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会を構築していくため、さまざまな事業を展開しました。

市民1人1日当たり可燃ごみ排出量は506 g となり、短期目標は未達成でした。

資源化率（家庭から出た「ごみ」のうち、新たに再生資源として生まれ変わった割合）は18.3%となり、短期目標は未達成でした。

市内の温室効果ガス排出量の削減のため、排出量の大半を占める家庭・事業所の温室効果ガス排出量の一層の削減対策を推進しました。また、毎月、庁内掲示板に掲載している安全運転管理目標及び重点取組事項啓発通知に、エコドライブ等エネルギーを無駄にしない運転について取り入れ、職員の運転におけるエコ意識の高揚を図りました。

都市照明のLEDをさらに推進し、街路灯のLED化率は99.5%となりました。

地球温暖化防止活動補助金制度を活用し、家庭における高効率機器や次世代自動車の設置・購入を促進し、延べ289件の補助金を交付しました。

建築物の新築・改築の申請があった際、事業者に対し、エネルギーの地産地消（創エネ・省エネ・蓄エネ）などエコ建築物への指導・誘導を行い、市街地の低炭素化を促進しました。

草加市環境にやさしい庁内率先実行計画（エコ計画）の推進により、庁内の省エネルギーを進め、庁舎の冷暖房、換気運転の適性化を図りました。

みどりのカーテンの設置を普及させるため、アコス北館前ほかで市民にゴーヤ苗1,026株を配布したほか、公共施設22施設に274株配布しました。

エネルギーの効率化が図れる公共交通機関の利用を促進し、市内におけるバス利用率（人口に占める1日平均バス利用者数）は6.1%になりました。草加市コミュニティバス「パリポリくんバス」の「新田ルート」が新規に運行を開始し、また、コミュニティバスの利用促進策を実施しました。

自動車の利用を控え、快適に外出できるまちにするため、バリアフリー化等に配慮した歩道の整備を270.2m行いました。

ごみの減量化を図るための啓発活動として、広報紙掲載、出前講座、リサイクルセンターの施設見学のほか、ゴミ分別アプリの配信、市民と協同での情報紙発行を行いました。

生ごみ処理機・容器の普及のため、補助金14件を交付しました。

紙パック・古紙等の回収、再生利用を進めるため、古紙類等回収奨励金制度により団体支援を行い、合計26,213,915円の奨励金を交付しました。回収量は年度目標値3,760tのところ3,745tとなりました。

古着・古布等の回収及び再生利用を進め、環境業務センター、リサイクルセンター及び市内13か所の公共施設で53.2tを回収しました。

ヒートアイランド現象緩和の取組として、みどりのカーテンの設置、エアコンの温度調節などを行いました。

そうか環境とくらしフェアにおいて、マイバッグ持参のアンケート結果等のパネル展示を行ったほか、勤労福祉会館内に啓発用ポスター・チラシ等を掲示しました。グリーンコンシューマー講座でレジ袋削減等をテーマに講座を開催、広報紙、出前講座、リサイクルセンターの施設見学で啓発を行いました。



■ 公共施設 みどりのカーテン

② 来年度の方角性

市内の家庭・事業所に対し温室効果ガスの削減を呼びかけるとともに、草加市役所エコ計画を推進し、庁内での温室効果ガス排出量の削減を進めます。

LED化されていない街路灯について、LED灯具へ積極的に交換します。

地球温暖化防止活動補助金制度を活用し、家庭における高効率機器や次世代自動車の設置・購入を促進します。

建築物の新築・改築の申請があった際は、事業者に対し、エコ建築物への指導・誘導を図り、市街地の低炭素化を促進します。

ごみの減量化を図るため、市民にマイバッグの利用について周知を図るなどの啓発活動を行います。

「グリーン購入調達方針」に基づきグリーン購入を推進し、職員に対しグリーン購入の指針やガイドライン等の周知を行います。

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、再生資源、再生部品の利用に努めます。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定の建設資材について再資源化等の促進に努めます。施設修繕を行う際は環境に配慮した材料を使用するよう、業者に依頼します。

古紙回収率を上げるために、年間を通じて各登録団体へ雑紙分別の啓発チラシを配布し、回収率増加を図ります。

古着・古布等の回収及び再生利用を進めるとともに、市民団体への支援を行います。

熱中症患者の発生を予防するため、「クールオアシス」の普及啓発と協力施設の増加に努めます。高年者への声掛け・見守りを徹底し、地域住民の安全管理に努めていくとともに、デング熱等感染症についても情報が入り次第、適切に情報提供に努めていきます。

光化学スモッグ注意報発令時における周知の迅速化を図ります。

ヒートアイランド現象の緩和に向けた取組を推進し、エネルギー消費量の抑制に努めます。

(4) 生活環境の保全

① 実施した事業活動の概要・成果

公害問題の解決と防止に取り組み、公害のない安心なまちをめざすとともに、快適で美しいまちなみの形成をめざすため、さまざまな事業を展開しました。

大気、騒音・振動、ダイオキシン類の環境基準の達成率は78.6%となり、短期目標は未達成でした。

市内4駅周辺における昼間の放置自転車台数は43台となり、短期目標を達成しました。

特定工場等の設置・変更に対する事前指導を14件行いました（設置許可申請6件、変更許可申請8件）。

騒音・振動の苦情対応を75件行いました。

水質事業所立入28回、大気事業所立入23回、悪臭判定会8回を実施しました。

交通騒音等を緩和するため、路面の亀裂、段差解消のための工事を1,003.2m実施しました。

生活道路へ通過車両が進入することを防ぐため、安全対策の見直しや交通規制の実施の検討等を進め、ゾーン30として16.7haを整備しました。また、都市計画道路（谷塚松原線）を整備するため、276.92㎡の用地買収を行いました。

廃棄物焼却炉についての立入検査を10回、野外焼却行為に対する指導を13回実施しました。

石綿廃棄物の適正処理に向けて、関係事業者に対する啓発・普及、指導を行い、特定粉じん排出等作業の事前立入調査を26回実施しました。また、作業場の確認、適正

な処理の指導を行いました。

市内の大気汚染常時監視測定局3局にてPM2.5等の大気汚染の監視・測定を行い、ホームページ等で測定結果を公表しました。

大気3か所、河川2か所においてダイオキシン類調査を行い、ホームページ等で測定結果を公表しました。

国道1か所、県道4か所において道路騒音振動調査を行い、ホームページ等で測定結果を公表しました。

市内主要施設の放射線量の測定を行い、ホームページで測定結果を公表しました。

春の美化運動に134団体53,276人、秋の美化運動に132団体50,758人が参加しました。

不法投棄防止の啓発活動及び不法投棄監視パトロールとして、毎週金曜日のパトロール48回のほか、月に1度のパトロールを12回実施しました。

開発等の調査・相談に対し、景観計画及び景観条例に基づく手続きについて説明を行うとともに、適正な審査を行った上で、許可を行いました。また、必要に応じて指導及び是正を行いました。

② 来年度の方向性

放置自転車数については目標値を達成しましたが、新型コロナウイルス感染防止のための外出自粛の影響も考えられるため、引き続き放置自転車対策を実施します。

交通騒音等を緩和するため、舗装面の亀裂、段差等の解消のための整備を行います。

都市計画道路（谷塚松原線）を整備するための用地買収を行います。

事業者に対し石綿廃棄物の適正処理について啓発・指導を行います。

引き続き、河川水質、大気汚染の監視・測定、ダイオキシン類の測定調査、道路交通の騒音・振動の監視・測定、放射線量の測定及び公表を行います。

(5) 環境に配慮した行動の実践と拡大

① 実施した事業活動の概要・成果

市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現するため、さまざまな事業を展開しました。

エコライフデイに取り組む市民の数は延べ71,215人となり、短期目標は未達成でした。二酸化炭素削減量は計66,268kg-CO₂となりました。

草加環境推進協議会との協働によるイベント等の参加者の満足度については、そうか環境とくらしフェア2019のアンケート結果により、延べ2,581人中2,108人から「大変よい」「よい」という回答を得ることができ、満足度は81.7%となりましたが、短期目標は未達成でした。

小学5年生及び中学2年生の全員による自然教室を全32校で実施しました。

学校給食用牛乳パック及びアルミ缶の再資源化事業を実施し、牛乳パック31.72t、アルミ缶3.51tを回収しましたが、年度目標値は未達成でした。

小学校6年生対象の県学力学習状況調査「埼玉県や今住んでいる市町村の歴史や自然に関心を持っていますか」の質問に「持っている」「どちらかといえば持っている」と答えた生徒は62.4%となりました。

生物多様性に関する講演会を開催しました。また、公民館・文化センターで、星空観察会・自然観察教室等を実施しました。

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民・事業者に対して適切な情報提供を行うとともに、市民・事業者の自主的な環境に配慮した活動に対する支援を行いました。

中央図書館児童室を中心に、環境学習に資する資料の充実に努め、図書23冊を購入しました。

主婦層や小学生を対象に消費者団体との共催によるグリーンコンシューマー講座を開催しました。

草加環境推進協議会と協働でそうか環境とくらしフェア、綾瀬川再生21事業を開催しました。また、同協議会に事業補助金を交付しました。

環境だより『エコ・そうか』を刊行し、環境問題に係る情報の提供を行いました。

② 来年度の方向性

小中学生を対象とした、エネルギー問題や環境問題の意識付けを行うための指導の充実を図ります。

学校給食用牛乳パック及びアルミ缶の回収については、生徒児童数の減少とともに、新型コロナウイルスの影響から、さらに回収量が減少すると思われますが、引き続き周知活動を続けます。

身近な環境問題について、児童生徒の意識が高まるよう、各校における取組の充実を図ります。

公民館・文化センターにおける環境に関する講座については、新型コロナウイルス対策本部の方針に沿って、参加者の健康面を考え、時期や時間帯を考慮して実施します。

中央図書館では、環境関係の資料の充実を図ります。

環境だより『エコ・そうか』を刊行し、環境問題に係る情報の提供を行います。

3 環境基本計画における重点プロジェクト

第二次草加市環境基本計画における環境施策のうち、特に重点的に取り組む施策を重点プロジェクトとして位置づけ、市民・事業者・市の協働による取組として推進しています。なお、本プロジェクトは、次回の中間見直しまでに短期的に推進する取組であり、環境変化に合わせて見直します。

(1) 省エネ・緑化による低炭素化の推進『草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』

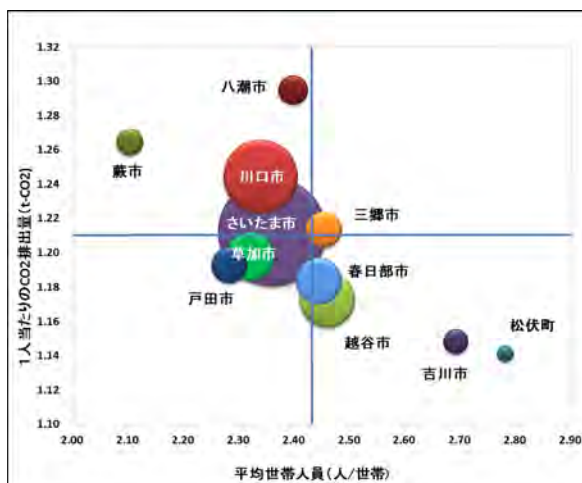
① プロジェクトの実施方針

パリ協定により温室効果ガス削減について、マスコミによる報道が多くなされたこともあり、市民に温室効果ガス削減意識が高まっていることから、これを契機に市内から排出される温室効果ガスの削減を進めていきます。

地球温暖化防止活動補助金制度を普及させ、補助金の交付を行うことで、家庭からの温室効果ガス排出量の削減につなげます。

環境団体と連携しながら市民に対して、夏と冬にエコライフデイ等の参加を呼びかけ、省エネ意識の醸成を図ります。

■2016年家庭部門におけるCO₂排出量の比較



円の大きさが家庭部門総排出量（軸の中心が県平均）

埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書2016年（埼玉県）より作成

② プロジェクトの進捗状況・評価

再生可能エネルギー設備や高効率機器の購入に対し、地球温暖化防止活動補助金を延べ297件交付し、家庭部門の温室効果ガスの排出量削減につなげました。また、171世帯がエコライフチェックシートに取り組み、家庭のエネルギー使用量削減への啓発を行いました。

環境団体と連携し、市民へエコライフデイ等の参加を呼びかけることで省エネ意識の醸成を図ったところ、夏・冬合わせて延べ71,215人の参加があり、二酸化炭素削減量66,268kg-CO₂の削減となりました。

③ 評価をふまえた来年度の事業の方向性

推計値での傾向として、市民1人当たりの温室効果ガス排出量は県平均よりも低くなっています。市内最大の事業所のひとつである市役所が率先して再生可能エネルギー機器や高効率照明の採用に努めるとともに、温室効果ガス削減について情報発信をすることで、市域全体の温室効果ガスの削減に努めます。また、市民だけでなく、今後は市内企業等への省エネ診断受診についても啓発に努めます。

家庭でのエネルギー使用を削減するために、引き続きエコライフデイ等の参加を呼びかけるとともに、市民に地球温暖化防止活動補助金制度を活用した再生可能エネルギー機器や高効率機器への買換え等について啓発します。

平成28年度に策定した第二次草加市環境基本計画の第1回見直し時期となったことから、内容及び指標、取組方針等の見直しを行いました。第二次草加市環境基本計画には、草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）が包含されています。国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り平成25年度を基準とし、本市の温室効果ガス排出量を令和5年までに17%、令和12年度までに26%、令和17年度までに34%削減することを目標とします。

(2) 生物多様性の保全と活用「草加市生物多様性地域戦略」の策定

① プロジェクトの実施方針

そうか生きもの調査運営委員会と協働し、市民参加による生きもの調査を行います。この成果は、草加市生物多様性地域戦略の策定に向けた基礎資料とします。

② プロジェクトの進捗状況・評価

生きもの調査としては、市民調査員によるリーダーが養成され、順調に成果をあげています。また、市民編集員による『そうか生きものだより』についても、調査方法の周知や関心を高める意味でも効果をあげています。

以上の成果をもとに生物多様性地域戦略である『生物多様性そうか戦略-草加の自然の恵みを次世代に引き継ぐ戦略-』を策定しました。

③ 評価をふまえた来年度の事業の方向性

策定した『生物多様性そうか戦略-草加の自然の恵みを次世代に引き継ぐ戦略-』にもとづき、引き続き生きもの調査を実施します。同じ場所での生きもの調査を毎年実施することが経年変化をみるうえで重要となるものの、マンネリ化しないような工夫も必要です。調査員の個別の調査報告の提出が14%程度であり、調査員からの個別調査の報告数をあげる仕組みづくりとして、より地域に根差したミニ調査会の実施とともに生物多様性への取組や普及啓発を進めます。

4 生物多様性そうか戦略

本市の自然の恵みを将来に渡し享受し続けるために、3つの基本方針を定め施策を展開しています。実施した結果は、環境基本計画と同様に年度実績と自己評価に基づき総合的に評価し、計画の進捗状況と改善点を把握するとともに、内容や手法の見直しに努め、来年度以降の事業への展開を図っています。

(1) 生物多様性への理解の促進 -主流化・生物多様性を「知る」-

① 実施した事業活動の概要・成果

『そうか生きものだより』を計画通り発行し、市民に向けて個別調査結果等の取組を周知することができました。また、個別調査結果等をホームページに掲載しました。

そうか環境とくらしフェアや綾瀬川再生21事業において、生物多様性のパネル展示や生物多様性そうか戦略の展示等を行いました。また、アライグマのはく製を展示し、特定外来生物に対する市民への意識啓発に努めました。

② 来年度の方向性

『そうか生きものだより』を継続的に発行し、市民に向けて個別調査結果等の取組を周知します。

(2) 「守り・育てる」 -水とみどりの質を向上する-

① 実施した事業活動の概要・成果

民有地に残る貴重な樹林、樹木等は、保存樹林・保存樹木・保存生垣として、維持管理に対する支援を行い、その保全に努めました。

保存樹林27か所、保存樹木24か所、保存生垣22か所となりました。保存樹林に関しては、管理上の理由で1か所解除となりました。保存生垣に関しては、新規で1か所増となりました。

中川河畔林の良好な自然環境の保全を推進し、ノウルシの保全に関して、江戸川河川事務所と協議を行いました。

柿木地区の乱開発抑止のため、開発行為等にあたり環境に配慮するよう指導を行いました。柿木地区の産業団地における希少植物移植後のモニタリング計画について検討しました。また、農地転用の相談があった場合には、第3種農地や農地以外の土地へ誘導し、農地保全に努めました。

キタミソウの保全について河川課等関係部署と協議し、葛西用水の水位について調整を行いました。

埼玉県との共同事業である草加柿木地区産業団地整備において、改変区域内に生育する重要種の調査、種子の採取・保管、仮移植を実施しました。

生物多様性に配慮した公園広場の実現に向けて、清門中央公園で公園の改修を行うとともに、原町三丁目において公園広場用地を取得しました。

草加市緑化推進団体への緑化事業補助金等を活用し、市街地の緑化を推進しました。

河川・水路沿いの緑道整備として、草加松原における松並木の適切な維持管理を随時行うとともに、葛西用水における桜並木再生工事を1件行いました。

環境団体と連携し、綾瀬川バードサンクチュアリや古綾瀬自然ひろばの維持管理を行いました。

庁内及び関係団体等と連携し、特定外来生物のクビアカツヤカミキリ対策を実施するとともに、そうか環境とくらしフェア等において啓発活動を実施しました。

② 来年度の方向性

保存樹林、樹木、生垣の維持管理に対する支援を行い、その保全に努めます。

中川河畔林の良好な自然環境の保全を推進し、ノウルシの保全に取り組みます。

柿木地区の乱開発抑止のため、開発行為等にあたり環境に配慮するよう指導を行います。また、柿木地区の産業団地における希少植物移植後のモニタリング計画について検討します。

キタミソウの保全について河川課等関係部署と協議し、葛西用水の水位について調整を行います。

埼玉県との共同事業である草加柿木地区産業団地整備において、改変区域内に生育する重要種の調査、種子の採取・保管、仮移植を実施します。

環境団体と連携し、バードサンクチュアリや古綾瀬自然ひろばの適正な維持管理に努めます。また、外来種防除を推進し、クビアカツヤカミキリ対策を実施します。

(3) 市民との協働を推進する - 「参加」による向上 -

① 実施した事業活動の概要・成果

綾瀬川バードサンクチュアリや古綾瀬自然ひろばの整備を行いました。

市民参加による生きもの調査を5回行いました。生きもの調査員の登録者数は211人、集合調査の参加者数は延べ196人となりました。

生物多様性について考える機会として、そうか環境とくらしフェアや環境講演会を通して普及啓発を行いました。

環境講演会「湿地における生物多様性の保全」を実施しました。

② 来年度の方向性

環境団体と連携し、綾瀬川バードサンクチュアリや古綾瀬自然ひろばの適正な維持管理に努めます。

市民参加による生きもの調査を行うとともに、生物多様性について知る機会を設けます。



第2部 環境の保全と創造に関して講じた施策

第1章 水環境の保全と創造

第1節 水質浄化対策の推進

本市には、草加のシンボルである綾瀬川をはじめ、伝右川、古綾瀬川、葛西用水、谷古田用水等の河川・用水路があり、中川、毛長川が市境で接しています。これらの河川は、急激な都市化等により水質の汚濁が進んでいましたが、水質汚濁防止法に基づく排水規制や公共下水道等の排水処理施設の整備推進により全般的に改善傾向にあります。

引き続き、より一層の水質改善を目指し、国及び県と協調した水質浄化対策や、生活排水対策及び工場・事業所の排水対策に関する周知・指導等、河川の水質浄化対策を実施していきます。

1 河川浄化対策の推進

(1) 市内河川水質調査結果

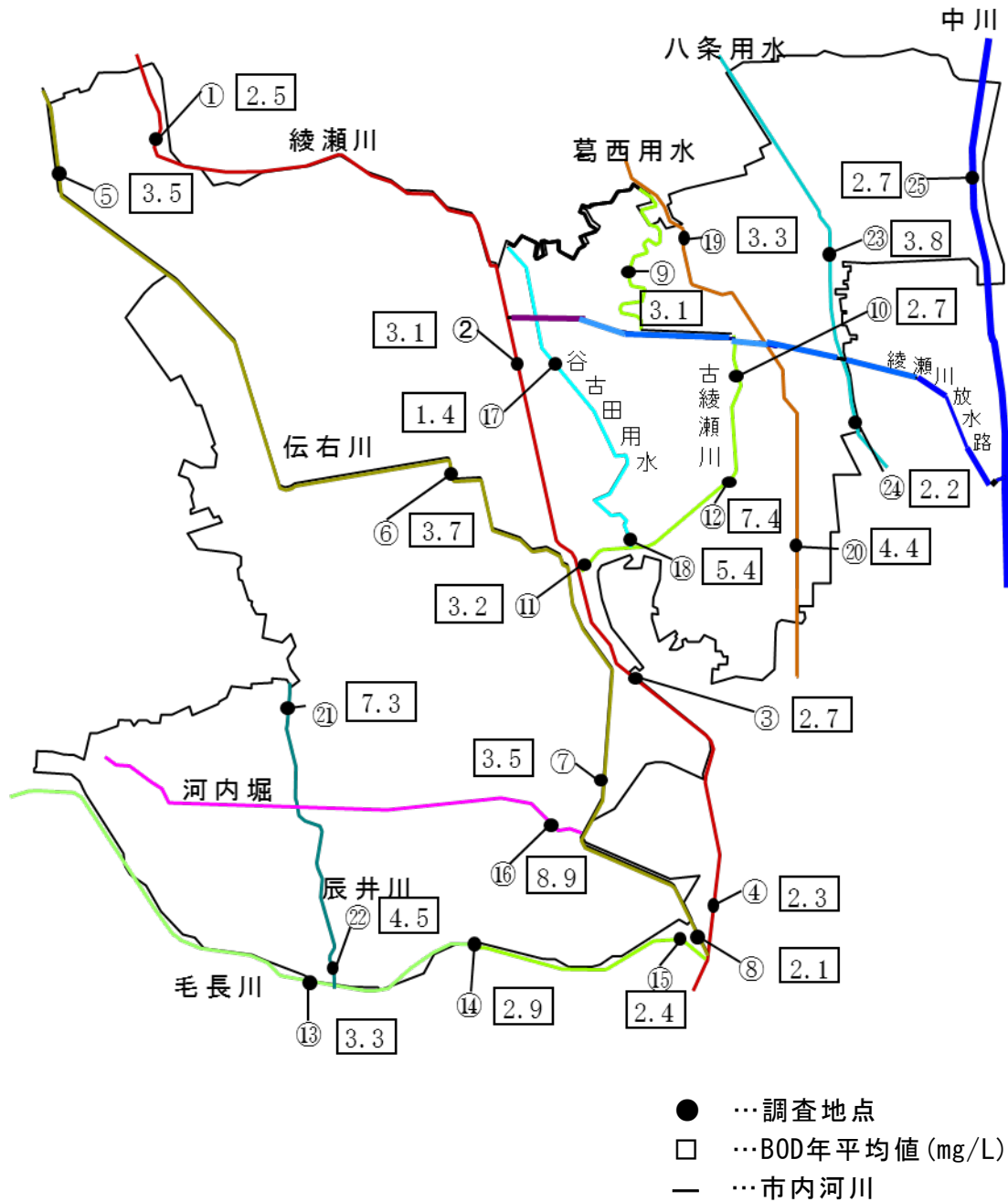
市内25地点において、水質調査を実施しています。近年の水質状況は、少しずつですが改善傾向となっています。

① 地点別水質経年変化（BOD年平均值）

（単位：mg/L）

河川名	測定地点	年度															
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
綾瀬川	① 一之橋	4.5	5.5	3.6	3.6	4.0	3.4	4.0	3.4	4.3	3.5	3.1	2.8	3.7	2.2	2.7	2.5
	② 中曽根橋	4.0	5.7	3.9	3.3	4.2	3.1	3.7	3.8	4.0	3.7	2.9	3.2	3.3	2.2	1.9	3.1
	③ 手代橋	5.7	6.6	3.9	4.1	4.0	3.1	4.0	4.0	4.2	3.9	2.9	3.6	3.4	2.4	1.9	2.7
	④ 桑袋大橋	5.3	5.2	4.4	3.6	3.6	3.2	3.6	3.6	4.0	3.9	2.6	3.6	3.2	2.4	2.0	2.3
伝右川	⑤ 伝右橋(上)	8.6	8.1	5.5	6.0	4.6	3.9	5.9	5.1	6.2	5.0	4.6	3.7	3.8	4.8	2.9	3.5
	⑥ 男女土橋	6.8	9.4	5.6	4.0	5.1	3.6	4.9	3.9	4.6	4.1	3.7	3.6	4.5	3.3	2.2	3.7
	⑦ 山王橋	8.7	7.2	4.8	5.1	3.2	3.5	3.9	3.5	3.7	4.8	2.5	3.4	3.6	2.0	2.8	3.5
	⑧ 伝右橋(下)	5.4	6.5	4.6	3.9	3.5	3.1	2.8	3.3	3.5	3.4	2.4	3.2	2.7	2.1	1.8	2.1
古綾瀬川	⑨ 古川橋	7.3	8.3	6.4	4.4	5.7	4.9	5.3	4.5	4.6	4.6	3.6	3.5	3.9	3.1	3.6	3.1
	⑩ 越戸橋	4.6	5.0	4.3	3.8	4.4	3.7	6.3	3.7	2.8	3.7	3.2	3.3	2.8	1.9	2.4	2.7
	⑪ 綾瀬川合流点前	6.9	9.2	5.8	6.4	5.8	3.9	4.3	6.0	6.6	6.5	4.0	6.1	3.3	3.5	2.7	3.2
	⑫ 工業団地排水口	19	16	16	18	51	14	32	28	20	20	16	9.3	23	11	22	7.4
毛長川	⑬ 谷塚橋	5.1	6.7	4.4	4.0	3.1	3.4	3.2	2.8	3.8	3.8	2.5	3.2	2.5	2.9	1.9	3.3
	⑭ 水神橋	5.6	6.6	4.5	4.1	3.4	3.4	3.5	3.4	3.9	3.6	2.9	3.3	3.0	2.8	1.9	2.9
	⑮ 鷺宮橋	5.0	4.5	4.0	3.5	3.3	3.2	3.3	3.4	3.6	3.7	2.1	3.2	2.5	1.9	1.6	2.4
河内堀	⑯ 大洲橋	35	30	16	19	23	6.6	8.8	5.2	11	6.2	4.9	6.6	6.0	5.3	5.3	8.9
谷古田用水	⑰ ミニ親水公園北側	2.7	3.3	3.9	2.0	2.2	2.1	2.1	2.5	2.6	2.7	1.8	2.3	2.1	1.6	1.5	1.4
	⑱ 古綾瀬川合流点前	12	10	5.6	7.2	5.9	5.7	5.7	7.5	7.2	8.3	5.7	10	7.6	5.7	6.1	5.4
葛西用水	⑲ 青北橋	6.7	7.2	6.7	5.0	4.2	4.5	4.9	4.0	3.9	4.0	3.0	3.5	4.7	3.1	2.9	3.3
	⑳ 緑橋	5.4	7.2	3.9	3.4	3.1	3.5	3.0	4.1	3.2	3.8	2.4	3.2	3.1	3.4	2.9	4.4
辰井川	㉑ 柳島二の橋	18	22	11	14	12	8.3	12	7.1	12	6.3	5.0	4.8	5.9	7.5	4.7	7.3
	㉒ 上町境橋	14	15	7.5	6.4	5.5	4.8	5.2	3.6	6.5	3.7	2.9	3.7	3.6	3.0	2.3	4.5
八条用水	㉓ 笹橋	7.3	7.6	3.7	4.3	3.8	3.6	3.0	4.0	4.1	3.6	2.5	3.5	3.4	2.8	3.2	3.8
	㉔ 境橋	3.6	3.8	2.6	3.3	2.7	3.8	2.7	3.9	2.3	3.2	1.7	3.0	2.9	2.2	3.4	2.2
中川	㉕ 柿木グランド東側	3.9	3.5	3.1	2.7	2.5	2.9	3.3	3.0	3.0	3.5	2.3	2.9	3.5	2.1	2.3	2.7

② 地点別河川水質調査結果



(2) 綾瀬川の環境基準との比較 (BOD75%値)

令和元年度に本市が実施した綾瀬川の水質調査結果を環境基準と比較すると、4地点のすべてにおいて、環境基準5.0mg/Lを達成しました。

(単位: mg/L)

調査地点	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	環境基準値
一之橋	3.2	4.2	3.0	2.9	2.8	5.0 (C類型)
中曽根橋	3.4	3.9	3.1	2.5	3.9	
手代橋	3.8	4.1	3.2	2.5	3.0	
桑袋大橋	4.0	2.9	2.6	2.7	2.8	

(3) 工場・事業場の排水規制の強化

埼玉県生活環境保全条例の基準に基づく上乗せ規制により、水質汚濁防止法よりも一部厳しい規制基準を適用しています。

(4) 工場・事業場の立入指導

令和元年度は、延べ28か所の規制対象工場・事業場の特定（指定）施設に立入指導を実施しました。この結果、排水基準違反が6件あり、違反割合は21%でした。

業種別では、製造業、洗濯業、浄化槽等の違反となっています。違反状態が判明したすべての工場・事業場に対し是正指導を行っています。

(5) 水質汚濁防止協定に基づく立入指導

排水量の多い製紙関連2社と平成2年に水質汚濁防止協定を通常の基準より厳しいBOD10mg/L、SS40mg/Lの排水基準で締結し、立入指導しています。令和元年度はすべて協定値に適合していました。

(6) 河川直接浄化施設

河川の水質改善を図ることを目的として、市内には、4か所の浄化施設が稼働しており、処理量の合計は最大で26,240m³/日となっています。

市設置：①辰井川浄化施設（240m³/日）

県設置：②古綾瀬川浄化施設（20,000m³/日）

県設置：③伝右川浄化施設（1,000m³/日）

県設置：④横手堀浄化施設（5,000m³/日）



■ 辰井川浄化施設

(7) 浄化用水の導入

① 工業用水による浄化対策

非かんがい期における水量の減少とそれに伴う水質悪化の対策し、水辺の景観や水辺環境の安定を図るため、谷古田用水に16,582m³の工業用水を導入しました。

② 冬期試験通水

令和元年度は、冬水懇談会（国、県、市の関係機関及び土地改良区で構成）の要望により非かんがい期において利根川から綾瀬川に通じる見沼代用水ルートに121日間、試験的に導水が行われました。

また、大落古利根川から葛西用水への冬期試験通水は、176日間行われました。

③ 荒川からの浄化導水事業

荒川の水を地下鉄のトンネル下部に設置した導水管を通じて、綾瀬川（計画最大1.17m³/s）・毛長川（計画最大0.12m³/s）等へ導水する「綾瀬川・芝川等浄化導水事業」は、平成15年に施設が完成し、平成21年4月から本格運転が実施されています。令和元年度は約38万m³導水が行われました。

④ 水質異常時の対策

水質異常時には、綾瀬川放水路を通じて中川から綾瀬川へ浄化用水（最大5m³/s）が導水されます。

(8) 広域浄化対策

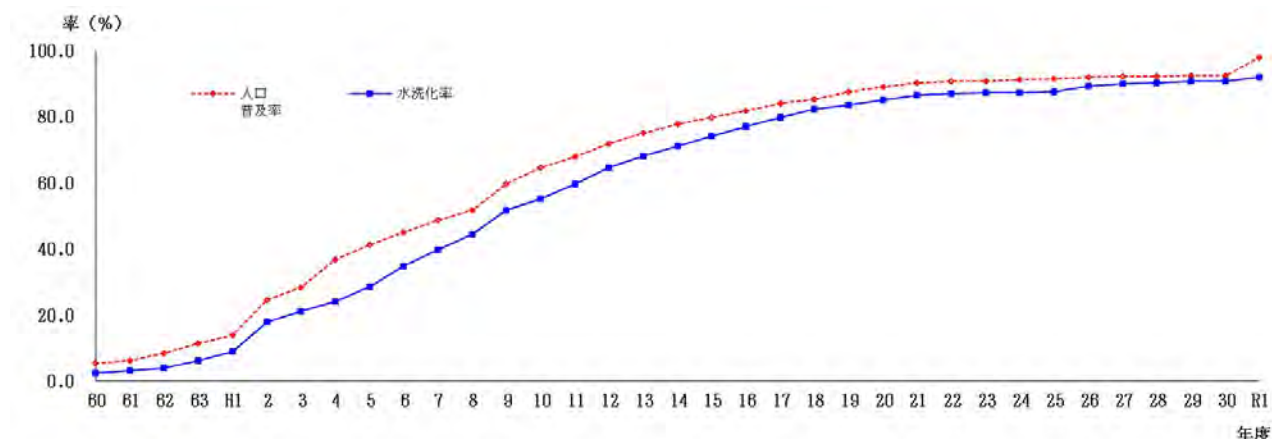
① 綾瀬川水環境連絡会の活動

綾瀬川水環境連絡会は、流域自治体4市2区（草加市・越谷市・川口市・八潮市・足立区・葛飾区）が綾瀬川に係わる環境行政等について相互に情報を提供、交換、共有することで綾瀬川の水環境の維持、改善に寄与することを目的に、綾瀬川浄化対策協議会に続く新たな体制として結成されました。令和元年度は河川水質調査等の結果の情報共有や啓発活動の報告を会議において行いました。

2 公共下水道の推進と生活排水対策

(1) 公共下水道の普及促進

令和元年度末における公共下水道の人口普及率は97.9%で、水洗化率は92.1%でした。また、これまでの経年変化は、次のとおりです。



(2) 浄化槽の適正管理指導

下水道未整備地区等の浄化槽排水が、河川に与える負荷を軽減するため、浄化槽を適正に管理するよう指導、啓発活動を行いました。令和元年度の指導件数は6件、啓発件数は322件でした。

(3) みんなで水質調査

綾瀬川等の市内河川の水質と現状について理解を深め、川に対する親近感を高めることを目的に河川のイベントに併せ、参加者と共に水質調査を実施しています。

令和元年度はそうか生きもの調査会、綾瀬川再生21事業の2回実施し、計140人が参加しました。

(4) エコ・クッキング教室

素材を使い切り、できるだけごみや汚れた水を出さず、省エネルギーに配慮した料理法であるエコ・クッキングの普及を図るため開催しています。

令和元年度は、16人の市民が参加しました。



■ エコ・クッキング

(5) 綾瀬川再生21事業

綾瀬川への関心を深め、市民共有の財産としての愛着やふるさと意識の向上を目指すため、綾瀬川及び左岸広場で、ふささら祭りと同時に開催しています。Eボートでの綾瀬川水上探検、生活排水対策等のパネル展示、生きものの展示等、綾瀬川の再生に向けた啓

発をしました。Eボートは88人が乗船しました。



■ 河川浄化啓発に係る展示



■ 綾瀬川等で捕れた魚等展示



■ Eボートでの水上探検

第2節 親水空間の創造・維持管理の推進

本市では、河川や用水路を市民共有の貴重な財産として保全するため、葛西用水等の水辺整備を行う等、水辺に親しめる空間づくりを行っています。

1 多自然川づくりの推進

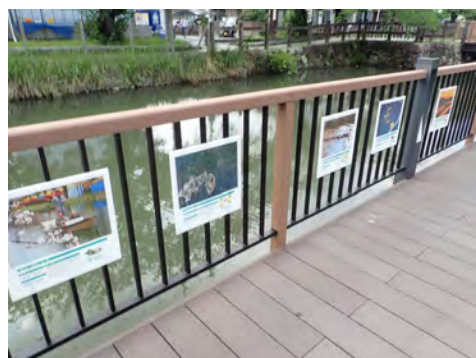
市内を流れる河川、準用河川及び用水の改修に当たっては、治水上の安全の確保はもとより多様な河川環境を保全するため、多自然型工法による川づくりを導入し、多様な生きものが生息できる川づくり、親しめる水辺空間づくりを進めています。

令和元年度は、葛西用水において296.6mの区間で親水空間の整備を行いました。

2 河川環境の維持管理の推進

(1) 河川愛護キャンペーン（河川環境展）

河川愛護精神を普及させるため、河川環境展等のPR活動を行っています。令和元年度は、中央公民館とであいの森、葛西用水（稻荷橋拠点広場）において、市民が撮影した写真15点、市内小中学生が描いた絵画16点を展示しました。



■ 河川環境展

(2) 河川の清掃活動

① 綾瀬川流域クリーン大作戦

平成7年度から毎年、綾瀬川の水環境改善施策の一環として、国・県・流域市町とともに綾瀬川流域を清掃する綾瀬川流域クリーン大作戦を実施しています。

令和元年度は、令和元年東日本台風（台風19号）の影響で延期となり、延期開催日も前日の大雨による水位上昇のため、中止となりました。

② 草加市夏のボランティアスクール

青少年による市内河川環境の美化活動を通じて、河川の浄化と身近な自然の保全を進めながら、地球環境保全の精神を養うため、中高生を対象に、草加市夏のボランティアスクールー川で自転車をさらっちゃおう！大作戦ーを開催しました。参加者は30人（生徒・学生20人、一般10人）。槐戸橋から蒲生大橋までの綾瀬川沿い約0.3kmを歩きながら、河川に放置された自転車等3台、スクーター1台を回収しました。



第2章 身近な自然の保全と創造

第 1 節 生きものと共生するまちづくりの推進

本市は、都心のベッドタウンとしての地理的条件や市街地の発展過程から、身近な自然が減少しています。このような自然環境の現状を把握したうえで、生物の多様性を保全・活用するための施策の充実を図っています。

市民が自然に親しめるよう自然観察イベント等の取組の実施や、ビオトープ等の適切な維持管理を実施します。

1 自然環境の調査

(1) 生きもの調査の実施

本市に生息・生育する動植物について、市民参加によるそうか生きもの調査（植物、鳥、昆虫等、魚類）を実施し、得られた動植物の情報はデータとして蓄積して、今後の生物多様性の取組を進めるうえでの基礎情報として活用しています。

令和元年度は生きもの調査員登録数が211人となり、集合調査会を5回実施し、延べ196人が参加しました。



(2) そうか生きものだよりの発行

生きもの調査員から寄せられた市内の珍しい生きものの情報や身近な生きもの見分け方、集合調査会の感想などの投稿を掲載した『そうか生きものだよ!』を平成29年度から発行しています。

そうか生きもの調査運営委員会を中心とし、市民によるそうか生きもののだより編集委員会が編集に当たり、令和元年度は第8号～11号を発行しました。



2 生きものの生息・生育環境の保全

(1) 水とみどりのネットワークの形成

主要な河川、水路や緑道、公園や広場、街路樹、屋敷林や農地等のみどりをつなげ、親水空間の創出や生態系保全のための「水とみどりのネットワーク」の形成を図っています。令和元年度は葛西用水において97.8mの区間で二次整備を行いました。

(2) 外来種対策

外来生物法や『生態系被害防止外来種リスト』に基づき、外来生物による生態系等への被害防止に努めています。令和元年度は、そうか環境とくらしフェア等で特定外来生物に関する啓発を行い、生息域が広がりつつある特定外来生物のクビアカツヤカミキリの駆除及びネットの設置による拡散防止策を実施しました。

3 生きものとふれあえる空間の創造

(1) ビオトープの整備・維持管理

多様な生きものの生息空間や環境学習の場として、市民との協働によりビオトープやバードサンクチュアリの適切な維持管理を行っています。

① 古綾瀬自然ひろば

古綾瀬自然ひろばは、古綾瀬川と綾瀬川の合流点に位置し、古綾瀬川排水機場の整備と河道の付替により生じた旧河道を利用し、整備したものです。全体をビオトープとし、多目的広場を併設することで、市民と自然との距離を縮めることができる場所です。令和元年度は、地元町会・環境団体による施設の維持管理のほか、環境団体による植生管理や生きもの調査を定期的に行いました。

また、トンボの産卵場所等の確保のため、水面に繁茂したガマ等の刈取りやそうか桜の剪定等を行いました。



② 綾瀬川バードサンクチュアリ

綾瀬川バードサンクチュアリは新栄四丁目に位置し、「鳥と友だち広場」「トンボ池」「あやせ新栄ビオトープ」を構成要素とし、全体として大きなビオトープを形成しています。野鳥、植物等の調査や観察会を行うことで、市民、児童・生徒等の知識習得を支援する場となっています。

令和元年度は環境団体による除草等、定期的な維持管理のほか、トンボ池自然水路の管路が閉塞し、水循環が機能していないことから、自然水路の緊急修繕を実施しま

した。

また、高木と生垣について、最低限の剪定を実施しました。



■職員による維持管理

（落ち葉防止ネットを用いた落ち葉除去作業の様子）



■鳥と友だち広場

(2) 生きもののふれあい講座

自然とふれあう機会の少なくなった子どもたちに生きものとふれあう機会を提供し、自然環境の大切さを学んでもらうことを目的に、綾瀬川再生21事業において、モンドリによる魚類調査と綾瀬川に生息するモツゴ、ウナギ、ギンブナ、テナガエビ、スジエビ等の展示を実施しました。



第2節 みどりの保全と創出

本市の市街地では、用地の確保が容易ではないことから新たな公園の整備がなかなか進まない状況にあります。引き続き自然とのふれあいの場、やすらぎの場の創出に努めます。

また、屋敷林をはじめとする既存のみどりを守るとともに公共用地内の緑地確保、開発事業等に伴う緑化を推進し、市内のみどりを保全・創造していくとともに市民による緑化活動を支援します。

1 公園整備や公共用地の緑化推進

(1) 自然とのふれあいの場の創出

自然とのふれあいの場、やすらぎの場として公園や児童遊園などの機能の維持や更新を図りました。令和元年度は、既存都市公園を1園拡張し、公園が1園増加したことから、公園・広場の合計面積が57.9haとなりました。

■ 都市公園の種別と公園数

(令和2年3月31日現在)

種 類	種 別	公園数	面積 (ha)	公園名称
都市公園 (都市計画 決定公園)	街区公園	21	5.76	松江公園 他20か所
	近隣公園	2	3.80	工業団地公園、松原団地記念公園
	地区公園	1	4.16	まつばら綾瀬川公園
	総合公園	1	17.80	そうか公園
都市公園 (その他)	公園等	254	13.83	高砂第1公園 他253か所
	緑道	2	2.46	草加松原公園、札場河岸公園
児童遊園 その他	児童遊園	20	1.49	谷塚上町児童遊園 他19か所
	遊園	13	0.09	手代遊園 他12か所
	広場	21	8.51	小山一丁目ふれあい広場 他20か所



■ 松原団地記念公園

(2) 街路樹や河川沿いの樹木の保全及び整備

街路樹や河川沿いの樹木について保全・整備を行い、道路や水辺の緑化を進め、緑地空間を作っています。葛西用水の桜並木を将来に継承していくため平成31年3月に葛西用水桜並木保全管理計画を策定しました。令和元年度は、その1年目の事業として、今後植え替えていく桜の最適な品種を選定するために、候補となっている2種類の桜を桜見本ゾーンに植栽しました。

(3) 草加松原の松の保全

草加松原は、平成26年3月に「おくのほそ道の風景地」の一群をなすものとして、国名勝に指定されました。

草加松原の松は合計634本あり、毎年秋に松の天敵であるマツカレハの幼虫を駆除するこも巻きを行っています。また、令和元年度は205本（古木3本、若木202本）に対し、樹勢回復のため、樹木周りの土壌改良を行いました。



2 民有地内の緑化対策の推進

(1) 緑地保全事業

屋敷林をはじめとする保存樹林等の所有者に対し一部助成により支援し、みどりの保全を図っています（令和元年度末現在）。

① 保存樹林(市指定：草加市みどりの条例)	26か所	3.48ha
② 保存樹木(市指定：草加市みどりの条例)	24本	
③ 保存生垣(市指定：草加市みどりの条例)	22か所	



(2) 生産緑地の指定

都市農業を振興するとともに市街化区域内の農地を貴重な緑地として保全し、必要に応じて生産緑地の追加指定を行っています。また、所有者と連携し、生産緑地の適正な維持管理に努めています。令和2年1月1日現在で、76.97haを指定しています。これは本市の市街化区域面積（2,502ha）の約3.08%に当たります。

(3) 開発等に伴う緑化

建築行為などに対して、「草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、緑化や公園緑地の設置等の指導を行い、みどりを増やしています。

また、工場・事業所等に対しても指導を行い、緑化を推進しました。

3 緑化活動への支援

緑化推進及びみどりの保全に協力する団体の育成と市民の自主的な緑化活動を促進するため、緑化推進団体の支援・育成を図りました。令和元年度は、緑化推進団体43団体を支援しました。

第3章 低炭素社会の推進

第1節 省エネルギー・創エネルギーの推進

東日本大震災後、市民・事業者の省エネルギーに対する行動様式が大きく変化し、節電等の取組は「日常的な習慣」として定着しており、家庭及び事業所からの温室効果ガスの排出量は減少傾向にあります。そこでこれまでの取組に加え、より削減効果の高い取組の定着に向けた支援を実施しました。

また、再生可能エネルギーの有効活用及びエネルギーの面的利用等に向けた取組を実施し、低炭素型まちづくりを推進しました。

1 温室効果ガス排出量削減対策の推進

(1) 草加市環境にやさしい庁内率先実行計画(エコ計画)の取組実績

本市は市役所自らが、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境配慮を実践する市内最大級の事業所として、全庁的に二酸化炭素(CO₂)等の温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。

令和元年度は、CO₂換算量で24,259tを目標として取り組んだところ、実績値として19,289tとなりました。前年から631t削減、基準年から5,980tの削減(-23.6%)を達成しました。

(2) 公共施設におけるエネルギーの有効活用

草加市環境にやさしい庁内率先実行計画(エコ計画)や草加市公共施設設計方針等に基づき、公共施設に対し温室効果ガス削減やヒートアイランド、浸水対策等に配慮した設備等を率先して導入しています。

- | | |
|-------------------------------|--|
| ① 緑化活動(屋上・壁面) | 市役所本庁舎(令和元年度撤去) 小学校3校
中学校1校 他4施設 |
| ② 雨水利用 | 市役所西棟 小学校6校 中学校1校 保育園2施設
他17施設 |
| ③ 太陽光発電システム | 市役所本庁舎(令和元年度撤去) 市役所第二庁舎
水道庁舎 小学校3校 他5施設 |
| ④ 太陽熱利用温水器 | 小学校3校 他2施設 |
| ⑤ BEMS
(ビルエネルギーマネジメントシステム) | 水道庁舎 |
| ⑥ 蓄電池 | 市役所第二庁舎 小学校1校 |

(3) 公共施設屋上の太陽光発電システム

資源の消費を抑制し、再生可能エネルギー(太陽光等の自然エネルギー)を有効利用する地球温暖化防止対策の一環として、平成22年3月に市役所本庁舎屋上に出力9.36kWの太陽光発電システム(中古パネル0.72kWを含む)を設置しましたが、本庁舎取り壊しに伴い、平成30年度に運用停止としました。

防災拠点としての機能強化と再生可能エネルギーの有効利用を図るため、平成28年2月に新築の市役所第二庁舎屋上に出力10kWの太陽光発電システムと蓄電池システム15.6kWhを設置し、平成29年3月に谷塚小学校・谷塚文化センターに太陽光発電システム10kWと蓄電池システム15kWhを設置しました。令和元年度の市役所第二庁舎の総発電量は12,972kWh、二酸化炭素総削減量は6,330kg-CO₂、谷塚小学校・谷塚文化センターの総発

電量は13,515kWh、二酸化炭素総削減量は6,600kg-CO₂でした。



■ 谷塚小学校・谷塚文化センター



■ 市役所第二庁舎屋上

(4) 都市照明のLED化

都市照明のLED化をさらに推進し、温室効果ガス排出量の一層の削減を進めています。
令和元年度は、LED照明を新規に56基設置し、49基の既存照明をLED照明に交換しました。

2 資源・エネルギーの有効活用の推進

(1) 省エネ機器等の普及促進

市民が再生可能エネルギー等を有効に利用し、環境への負荷の少ない生活様式を築くための経費の一部を補助しました。

令和元年度実績

① 太陽光発電システム設置補助	101件	7,070,000円
② 大規模災害時登録協定	35件	350,000円
③ 太陽熱利用給湯器設置補助	1件	20,000円
④ 燃料電池給湯器購入補助	30件	600,000円
⑤ HEMS購入補助	50件	500,000円
⑥ 家庭用蓄電池購入補助	64件	1,280,000円
⑦ 雨水貯留施設設置補助	5件	38,000円
⑧ 次世代自動車購入補助	3件	60,000円



(2) エコライフチェックシート

エコライフチェックシート等を活用した家庭の省エネルギー活動を推進しています。令和元年度は、小中学校に呼びかけを実施し、夏季は32校他の参加により34,762人、二酸化炭素削減量31,014kg、冬季は32校他の参加により36,453人、二酸化炭素削減量35,254kgの結果となりました。

(3) エコドライブ、アイドリング・ストップ

エコドライブの定着に向け、安全運転管理目標及び重点取組事項啓発通知とともに「ワンポイントエコドライブ」として、「アイドリング・ストップ」や「急発進・急ブレーキを控えよう！」などエコドライブを促進し、エネルギーを無駄にしない運転についての情報提供を毎月庁内掲示板で実施しました。

3 再生可能エネルギーの活用の推進

地球温暖化防止活動補助金制度を活用し、家庭における太陽光発電システム等の再生可能エネルギー機器の設置を促進しました。

開発行為申請に伴い、集合住宅における再生可能エネルギーの導入について呼びかけました。

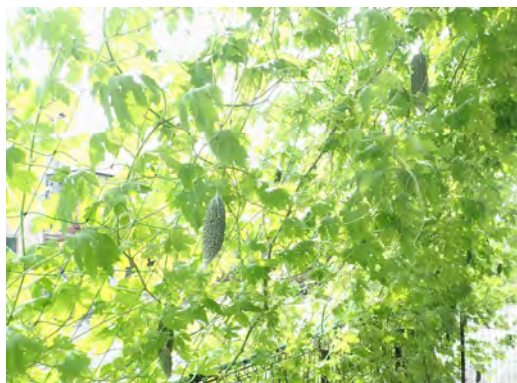
4 低炭素型まちづくりの推進

(1) エコ建築への誘導

建築物の新築・改築時には、エネルギーの地産地消（創エネ・省エネ・蓄エネ）等エコ建築物への指導・誘導を図り、市街地の低炭素化を促進しています。令和元年度は132件、開発行為申請への意見として、再生可能エネルギー機器の設置を呼びかけました。

(2) まちなか緑化活動

屋上緑化や壁面緑化の促進、みどりのカーテンの普及等、まちの低炭素化に貢献する緑化を促進しました。令和元年度はゴーヤの苗を市民や公共施設に1,300株配布し、みどりのカーテンの普及に努めました。



(3) 公共交通の利用促進

エネルギーの効率化が図れる公共交通機関の利用を促進しています。令和2年1月からは市内で3路線目となる「パリポリくんバス新田ルート」の運行を開始しました。



第2節 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

本市におけるごみの総排出量及び市民1人1日当たりの可燃ごみの排出量は、平成30年度と令和元年度を比較すると若干増加したものの、過去5年間の推移を比較すると全体的に減少傾向にあります。

これは、市民一人ひとりが3R（リデュース、リユース、リサイクル）を意識して、ごみの減量に熱心に取り組んでいただいている成果だと考えています。

本市では、3R推進の一環として、市ホームページや草加市ごみ分別アプリ、広報そうか等を活用した「ごみの分け方・出し方」の周知や、粗大ごみとして出されたもののうち、まだ使用できる家具類を職員が清掃、補修し、展示販売する「リユース品の展示販売」の実施、公共施設等に専用の回収ボックスを設置し、小型家電や古着・古布等を回収する拠点回収事業等を実施しています。

今後も各関係機関等と連携し、ごみの減量や資源の有効活用に向けた取組を実施していきます。

また、海洋プラスチック問題に係る国の施策の一環として、令和2年7月からレジ袋が有料化されることに伴い、プラスチックごみの排出抑制が注目されています。プラスチックは自然には分解されにくいいため、海に流れてしまうと数十年漂うこともあります。街中でポイ捨てされたプラスチック類が風等で川へ運ばれ、川から海へ流れ、海に辿り着いたプラスチック類を海洋生物が食べてしまったり、接触して怪我してしまったり、多くの悪影響を与えています。

このため、プラスチック製品を捨てる時は、街中にポイ捨てをしない、決められた収集日当日の午前8時までにはしっかりと分別して出す等、環境イベントやごみ処理施設の見学、出前講座等において、市民に周知していきます。



1 ごみの減量化と分別収集の普及・啓発

(1) 家庭から排出されるごみの処理量

単位：kg

種別	形態	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
可燃ごみ		47,133,640	45,794,370	45,631,040	45,661,190	46,262,790
※可燃性粗大ごみ、各処理施設の可燃残さ、り災ごみを含む	直営（※1）	251,210	293,110	283,110	216,370	258,320
	委託	46,882,430	45,501,260	45,347,930	45,444,820	46,004,470
枝・草	直接	16,300	13,910	8,280	8,380	8,870
不燃ごみ	委託	2,446,440	2,272,690	2,282,950	2,352,950	2,370,160
資源物		5,895,815	5,664,066	5,341,199	5,508,009	5,754,310
びん かん ペットボトル 古紙類 古着 廃食油 有価物（※2）	委託	1,444,051	1,382,119	1,324,545	1,290,668	1,278,020
	委託	615,839	612,077	555,759	540,401	546,055
	委託	693,690	695,400	710,840	762,820	789,150
	委託	3,077,140	2,915,100	2,689,360	2,854,210	3,070,460
	拠点	62,635	55,220	58,075	56,500	66,545
	拠点	—	—	—	860	2,060
	拠点	2,460	4,150	2,620	2,550	2,020
粗大ごみ		668,390	711,590	814,720	928,640	942,940
リサイクルセンター搬入分 環境業務センター持込（木製粗大ごみ）	直営	631,000	663,210	741,440	861,140	901,100
	直営	37,390	48,380	73,280	67,500	41,840
集団回収古紙類	団体	4,824,645	4,544,795	4,251,815	4,036,307	3,744,845
合計（A）		60,985,230	59,001,421	58,330,004	58,495,476	59,083,915

※1 環境業務センター、リサイクルセンター、各公共施設の拠点回収分における古着返却分を含む。

※2 平成28年度までは、自転車の実績 平成29年度からは、自転車+廃家電の実績

(2) クリーンふるさと運動の推進

年2回の市内一斉清掃「美化運動」やごみ減量に係る情報紙の発行等の事業を行っているクリーンふるさと推進協議会に対して補助金を交付し、事業活動の支援をしています。



(3) ごみの出し方の周知、普及啓発

ごみの減量やごみの分別に対する市民意識の向上を図るため、ごみ収集カレンダーの配布や草加市ごみ分別アプリの配信を通して、ごみの分別方法や収集日、収集運搬許可業者の連絡先等、ごみに関する様々な情報を市民の方にお知らせしています。

(4) 生ごみ処理器等購入補助事業

家庭から排出される生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理機や生ごみ処理容器（コンポスト）を設置する市民に、購入費の一部を補助しています。



区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
交付 件数	コンポスト	0	3	1	3	1
	機械式	11	13	20	14	13
(件) 計		11	16	21	17	14
交付 金額	コンポスト	0	10,300	2,300	7,200	2,400
	機械式	280,400	371,000	507,700	274,900	262,600
(円) 計		280,400	381,300	510,000	282,100	265,000

(5) ごみの減量等啓発

本市のごみの現状や取組について理解を深めるため、リサイクルセンターの施設見学や出前講座等のイベントを開催しました。

(6) 食品ロスの啓発

市内の食品ロス発生状況を把握するため、平成29年（2017年）に引き続き、令和元年（2019年）9月に食品ロス実態調査を実施するとともに、市内における食品ロス発生状況や、食品ロスを発生させない取組「買いすぎない」「使い切る」「食べ切る」の3つの心がけなどについて、市ホームページや広報そうか等で周知しました。また、市内小学校4年生を対象に毎年作成・配布しているごみ減量等啓発冊子『くらしとごみ』において、食品ロスに関するページを増やし、食品ロスに関する意識の向上を図りました。

草加市商店連合事業協同組合と連携し、各商店会に食品ロス削減を呼びかける紙ナプキンを配布し、加盟飲食店での活用を促進したほか、リサイクルセンターの見学会やごみ減量講座において、食品ロス削減に関する情報を盛り込むなどの啓発を行いました。

そのほか、各種イベントにおいても、市民へ食品ロスに関するチラシ及び啓発品等を配布するなど、食品ロス削減を呼びかけました。

2 環境にやさしい消費者の育成及び支援

(1) 消費者団体・グリーンコンシューマーの支援

環境や消費生活問題について、市民とともに考える機会づくりと豊かな市民生活を営むため、消費者団体等と協働でそうか環境とくらしフェア2019を開催しました。安全・安心な地域社会づくりに向け、環境や消費生活に関する知識や情報を広く提供しました。

グリーンコンシューマーとは、環境に配慮した消費生活を営む消費者をいいます。

令和元年度は、市民を対象としたグリーンコンシューマー講座を11回開催し、環境に配慮する消費者としての意識の向上を図りました。



■ そうか環境とくらしフェア2019



■ グリーンコンシューマー講座

(2) 古着・古布のリサイクルの普及

古着・古布など不要な資源のリサイクルを市民に広めることを目的とし、そうか環境とくらしフェア2019でリフォーム作品（古着・古布を再利用した洋服やバッグ）を募集し、応募作品を会場に展示するなど、普及啓発を行いました。



■ リフォーム作品展示

3 草加市グリーン購入に関する指針（環境にやさしい商品等の購入）

平成30年度にGPN（グリーン購入ネットワーク）の支援を受け改定した「草加市グリーン購入に関する指針」を令和元年度より運用し、市役所庁内における紙類、文具類、機器類等について環境物品の調達を推進しています。

令和元年度のグリーン購入適合物品の調達率（グリーン購入率）は、98.5%でした。



エコマーク



FSC森林認証制度



省エネラベル



燃費基準達成車ステッカー

■ グリーン購入にあたって参考となるラベル等の例

4 リサイクルの推進

本市は、行政回収として、びん、かん、ペットボトル、古紙、小型家電等を資源物として分別収集するほか、不燃ごみや粗大ごみ等について可能な限り資源化しています。

単位：kg

種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年
堆肥 ※1		16,300	13,910	8,280	8,380	3,104
不燃ごみ・粗大ごみ	アルミニウム類スクラップ	83,220	81,460	80,040	84,090	93,580
	鉄類スクラップ	902,350	872,370	898,860	965,880	979,830
	銅類スクラップ	34,150	35,330	35,320	37,530	39,240
	非鉄金属類スクラップ	15,920	15,770	17,010	14,340	14,420
	資材（電池）	36,560	35,970	32,650	32,140	32,790
	資材（蛍光管）	8,330	6,850	6,370	8,240	5,790
	木製粗大（※2）	168,230	126,650	141,760	162,000	134,290
	小型家電	67,790	71,430	83,411	81,320	56,950
	トランス	3,660	4,160	4,710	5,380	6,290
	有価物（※3）	2,460	4,150	2,620	2,550	2,020
資源物	びん	カレット（白・茶）	1,025,690	1,008,560	909,760	882,180
		カレット（青緑・黒）	301,980	309,240	288,410	290,710
		リターナブルびん	113,614	102,798	92,936	87,665
	かん	アルミ缶プレス	364,911	359,866	373,570	391,160
		スチール缶プレス	159,040	151,680	136,510	126,440
	ペットボトル		693,690	695,400	710,840	789,150
	古新聞・古雑誌等		3,077,140	2,915,100	2,854,210	3,070,460
	ウエス		50,108	44,176	45,200	53,236
	廃食油		—	—	860	2,060
	集団回収古紙類		4,824,645	4,544,795	4,036,307	3,744,845
合計（B）		12,161,222	11,949,788	11,399,665	10,902,433	10,806,210

※1 平成23年7月25日より堆肥化施設での剪定枝・刈り草の受入中止をしていたが、平成26年10月21日より再開

※2 リサイクルセンター分の合計数量＝41,840kg 環境業務センター分の合計数量＝92,450kg

※3 平成28年度までは、自転車のみの実績 平成29年度からは、自転車＋廃家電の実績

(1) 草加市のリサイクル施設

草加市リサイクルセンターは、資源の有効利用とごみの減量を目的として、家庭から出されたびん・かん、不燃ごみ及び粗大ごみからより多くの資源を選別する作業を行うほか、展示コーナーを設け、ごみ減量について分かりやすい資料を展示し、意識啓発を行っています。

また、同施設内のプラザ棟では、平成27年度から、粗大ごみとして収集した再使用可能な家具等（リユース品）の販売を実施しています。



■ かん類プレス機



■ びん・かん手選別ライン



■ 展示コーナー



■ リユース品の販売（プラザ棟）

(2) 最終処分

草加市リサイクルセンターで処理を行った後に、資源化できずに残ったものは、不燃残さとして最終処分場に埋め立て処分しています。

単位：kg

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
県営処分場	1,140,600	1,127,200	1,068,200	1,042,400	967,660
民間処分場	193,870	124,390	51,860	80,390	115,480
合計	1,334,470	1,251,590	1,120,060	1,122,790	1,083,140

※有害廃棄物、処理困難物等の最終処分を除く



■ 不燃残さ

(3) 資源回収団体の育成

市内の地域住民で組織する団体が実施する資源物の回収（古新聞、古雑誌、段ボール等の古紙及び古繊維類）に対し、回収実績量1kg当たり7円の奨励金を交付しています。

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
団体数（団体）		224	232	225	226	219
交付額（円）		33,772,515	31,813,565	29,762,705	28,254,149	26,213,915
回収量（kg）	新聞	2,582,805	2,426,038	2,171,920	2,001,665	1,786,932
	雑誌	1,075,974	995,717	943,282	903,349	863,962
	段ボール	1,044,202	1,011,961	1,022,655	1,020,974	985,598
	古繊維	119,041	108,960	110,178	108,349	106,443
	紙パック他	2,623	2,119	3,780	1,970	1,910
	計	4,824,645	4,544,795	4,251,815	4,036,307	3,744,845

(4) 市役所庁内のごみのリサイクルと分別収集

市役所庁内におけるクリーンリサイクルデー及び不要行政文書の溶解を実施しています。令和元年度はクリーンリサイクルデーを13回実施し、40,880kgの古紙をリサイクルしました。

(5) 剪定枝・刈り草堆肥化

東埼玉資源環境組合の堆肥化施設では、剪定枝・刈り草の再生利用を推進するため、剪定枝・刈り草の個人搬入を受け付け、堆肥化に取り組んでいます。草加市においても、草加市ごみ収集カレンダー等により、搬入案内の啓発を行いました。

(6) 特定建設資材の再資源化の推進

公共工事等においては、間伐等適正な森林の維持・整備につなげるため、県産や国産の木材の使用に努めました。

第3節 気候変動適応策の推進

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によれば、2081年から2100年の世界の平均地上気温は、可能な限りの温暖化対策を施した場合のシナリオでも、1986年から2005年の平均よりも0.3～1.7℃上昇すると予測しており、気候変動による影響は避けられない状況になっています。

そのため、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、気候変動の影響に対する「適応策」を講じていく必要があります。令和2年3月に草加市気候変動適応計画を策定しました（草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に包含）。

気候変動の影響は様々な分野に及びますが、本市においては健康安全面での対策や浸水被害への対策等を推進しています。

1 気候変動に伴う適応策の推進

(1) クールオアシス

熱中症予防のため、市内の公共施設や薬剤師会薬局を休息施設「クールオアシスそうか」とし、その利用を促進するため、ポスターを設置し、周知しました。また、あんしんメールや防災無線を利用し、熱中症予防の注意喚起を行いました。



(2) 蚊媒介感染症予防

蚊を媒介とするデング熱等の感染症について市ホームページにより注意喚起を行い、感染症予防に努めました。

(3) 渇水時における節水の周知

令和元年度は、「県営水道における取水制限」が実施されなかったことから、節水啓発を行いませんでしたが、渇水時の適切な対応ができるよう、県との情報共有や連携に努めました。

また、渇水等に備え各家庭で備蓄している水道水については、広報紙「上下水道だより」にて、生活用水として無駄なく使用してもらうよう周知しました。

(4) 緑化によるヒートアイランド現象の緩和

ヒートアイランド現象を緩和するため、公共施設の屋上に緑化施設を設置し、その維持管理をしています。また、夏季を中心にみどりのカーテンを公共施設22か所に設置しました。

■ 公共施設における屋上緑化

施設名	設置年度	緑化面積	緑化種類
市立病院	平成16年度	387㎡	ナンテン、アオキ、ツツジ等
ふれあいの里	平成16年度	180㎡	ウメ、マンサク、サクラ、モモ、エゴノキ等
谷塚小学校	平成18年度	212㎡	スプリューム、タイトゴメ、メキシコマンネングサ等
新田西文化センター	平成21年度	100㎡	セダム
消防西分署	平成21年度	65㎡	コケ類
松原小学校	平成22年度	107㎡	セダム等
草加中学校	平成22年度	117㎡	セダム等
消防谷塚ステーション	平成23年度	178㎡	スナゴケ
市役所第二庁舎	平成28年度	70㎡	アオキ、ビョウヤナギ、ウツギ、ユキヤナギ等



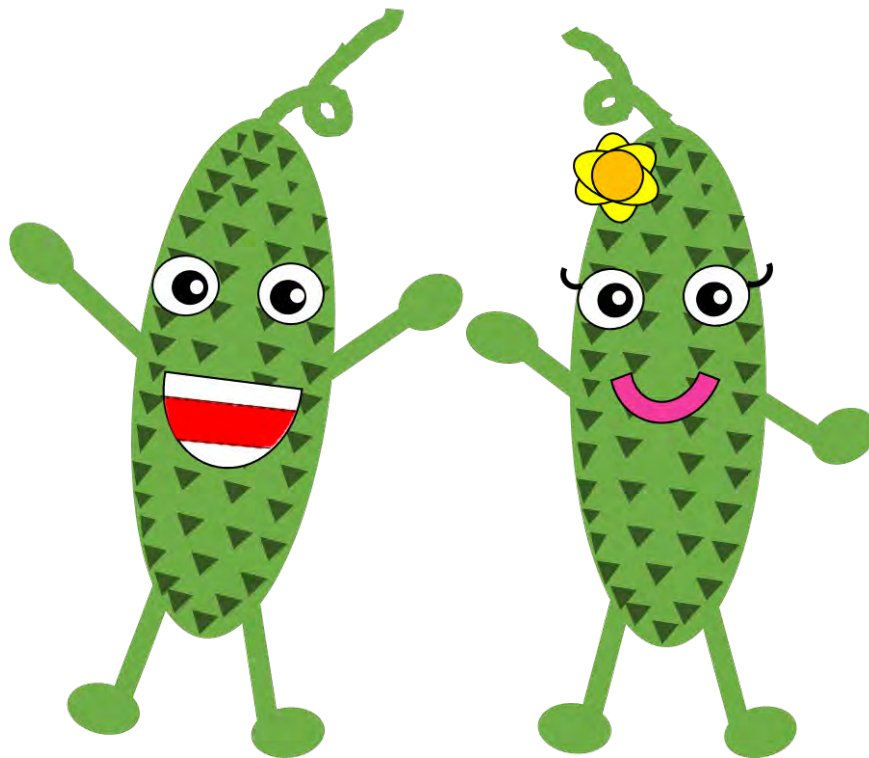
■ 新田西文化センター



■ 市役所第二庁舎

(5) 気候変動やそれに伴うインフラ整備等に対する生物相の保全

柿木地区の開発に伴い、区域に生育する希少植物等を東埼玉資源環境組合第二清掃工場ビオトープへ移植することで保全を図りました。また、開発地区の北側に新設されるビオトープへ移植する予定の希少植物についても、タライへ仮移植を行いました。



■ みどりのカーテン促進キャラクター
ゴーヤくん、ゴーヤちゃん

第4章 生活環境の保全

第1節 公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立入検査のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取組など、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

1 公害防止対策の推進

(1) 公害未然防止対策

本市では、公害の原因となる行為や環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、法律及び県条例に基づく届出と併せ、市条例により特定工場等の設置に関しては許可制を導入し、未然防止の措置を講じています。

令和元年度の市条例に基づく特定工場に関する許可件数は、設置許可が6件、変更許可が8件でした。

(2) 公害苦情の現状・対策

令和元年度の苦情件数は155件で、苦情発生状況の種別では、騒音が最も多く約42%を占めました。

続いて大気汚染、悪臭、水質汚濁、振動の順となっており、前年度と同様の傾向にあります。また、苦情が寄せられた場合には、法律、条例に基づき指導を行っています。

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
大 気 汚 染	29	39	35	32	37	33	37	34	38	30
水 質 汚 濁	15	22	16	23	22	16	20	18	19	20
騒 音	51	63	57	87	89	70	73	67	62	65
振 動	13	19	7	8	14	6	9	11	12	10
悪 臭	36	27	36	37	24	24	24	25	25	20
土 壌 汚 染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	10	15	15	14	13	8	12	9	10	10
計	154	185	166	201	199	157	175	164	166	155

■ 公害別苦情件数の推移

(3) 道路環境の改善

大型車が通る道路では、自動車交通騒音等を緩和する高機能舗装による整備等、道路環境の改善を進めています。令和元年度は、舗装面の亀裂、段差等の解消のための工事を1,003.2m実施しました。また、生活道路へ通過車両が進入することを防ぐため、長栄二丁目でゾーン30の整備を16.7ha実施しました。

(4) 廃棄物焼却等の指導

① 廃棄物焼却炉の指導

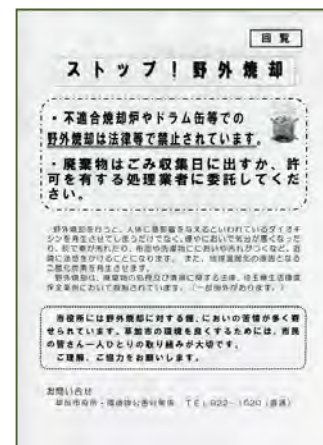
法及び県条例で規制の対象となる既設の廃棄物焼却炉について、定期的に市及び埼玉県で立入検査を実施しました。令和元年度は不適合の施設はありませんでした。

② 野外焼却の防止

廃棄物等の不適正な野外での焼却を防止するため、定期的にパトロール等を実施しました。また、野外焼却行為13件の指導を行いました。

③ 広報等での啓発

事業者には焼却炉の管理の徹底や野外焼却の禁止を、市民にはごみの減量化やリサイクルの推進を行うよう広報等で啓発を行いました。また、野外焼却の苦情が多くみられる地域に町会を通じ、野焼き禁止のパンフレットを回覧しました。



(5) 石綿飛散防止対策

大気中への石綿の飛散を防止するため、建築物の解体現場等における飛散防止対策について助言し、排出等作業に当たっては、事業者適切に作業するよう指導を行っています。令和元年度は大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出が12件あり、立入検査したところ、いずれも作業基準は遵守されており、適合と認められました。

No.	届出年月日	特定工事場所	特定建築材料の種類	耐火・準耐火	作業の種類
1	平成31年4月5日	新栄ほか	吹付け石綿	耐火	改造・補修作業
2	平成31年4月10日	新善町	吹付け石綿	耐火	改造・補修作業
3	平成31年4月25日	西町ほか	吹付け石綿	耐火	改造・補修作業
4	平成31年4月25日	稲荷	吹付け石綿	耐火	解体作業
5	令和元年5月20日	高砂	吹付け石綿	耐火	解体作業
6	令和元年7月8日	新栄ほか	吹付け石綿	耐火	改造・補修作業
7	令和元年7月8日	新栄ほか	吹付け石綿	耐火	改造・補修作業
8	令和元年10月4日	花栗	吹付け石綿	耐火	解体作業
9	令和元年11月15日	金明町	吹付け石綿、断熱材	耐火	解体作業
10	令和元年11月22日	学園町	吹付け石綿	耐火	改造・補修作業
11	令和元年12月6日	金明町	吹付け石綿	耐火	解体作業
12	令和元年12月6日	松江	吹付け石綿	耐火	改造・補修作業

2 監視・測定体制の充実

(1) 大気汚染の現況

大気汚染は、私たちが社会活動を行うことに伴って引き起こされます。その主な原因としては、工場等が生産活動を行う際に排出される場合と、自動車等の使用によって排出される場合があります。

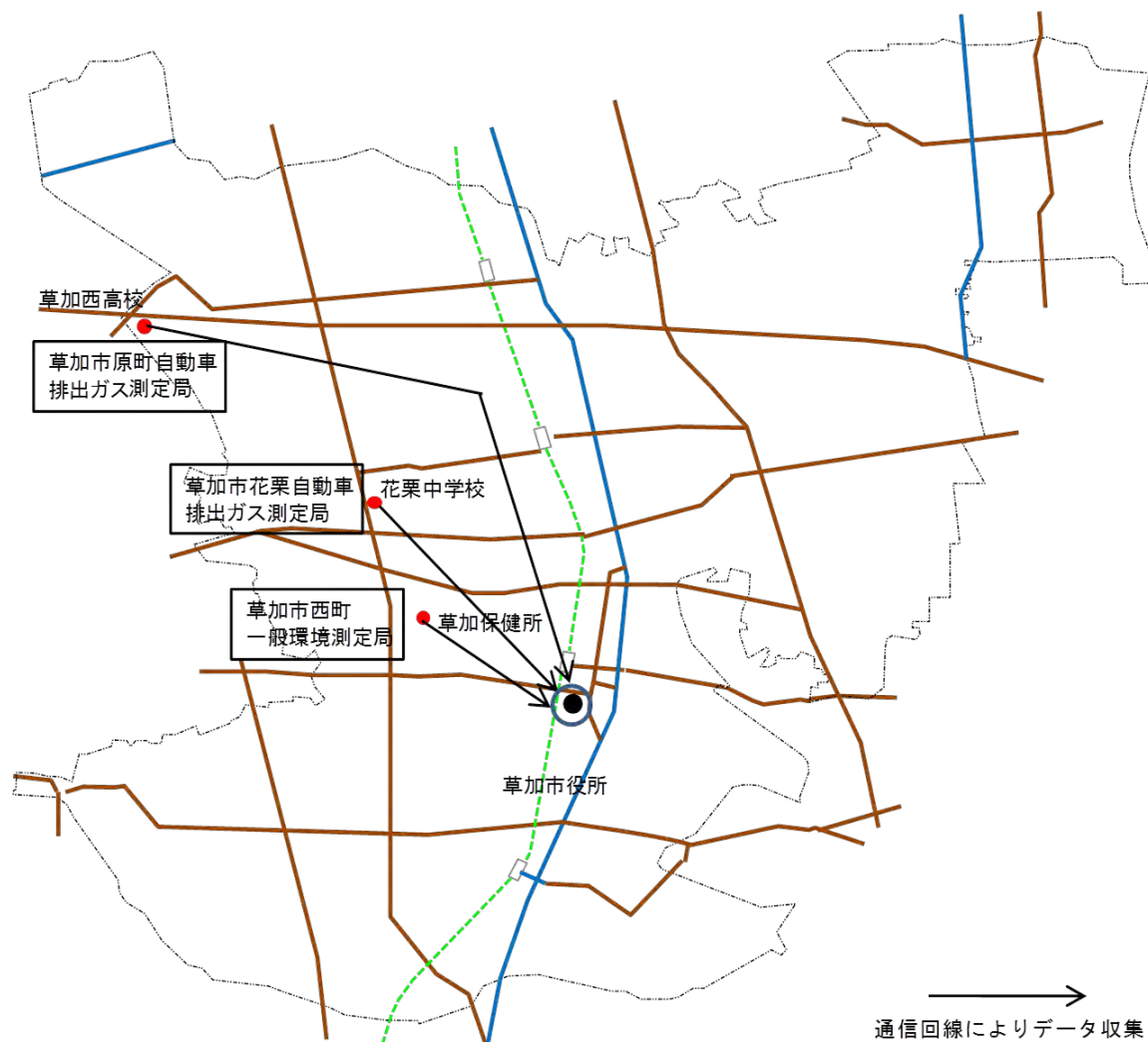
工場等から排出される大気汚染物質については、大気汚染防止法や埼玉県条例等により規制され、大幅に改善されています。一方、自動車交通量の増加により、排出ガスに含まれる窒素酸化物や浮遊粒子状物質による汚染が課題となっています。

さらに、微小粒子状物質(PM2.5)に関しては、昭和48年に環境基準が定められた浮遊粒子状物質(SPM)よりも更に小さい粒子であり、肺の奥まで入りやすく、健康への影響が懸念されているため、平成21年9月に環境基準が設定されました。本市では、平成24年度に測定機を整備し、常時監視を開始しました。

(2) 大気汚染の常時監視

大気汚染を常時監視するため、一般環境大気測定局として草加市西町局（草加保健所内）、自動車排出ガス測定局として草加市花栗自排局（花栗中学校内）及び草加市原町自排局（草加西高校内）を設置しています。これらの測定局では、環境基準の定めのある

る10物質に対し、草加市西町局では5物質（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント）を、草加市花栗自排局では4物質（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素）を、草加市原町自排局では2物質（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）を測定し、監視を行っています。



■ 常時監視測定局位置図



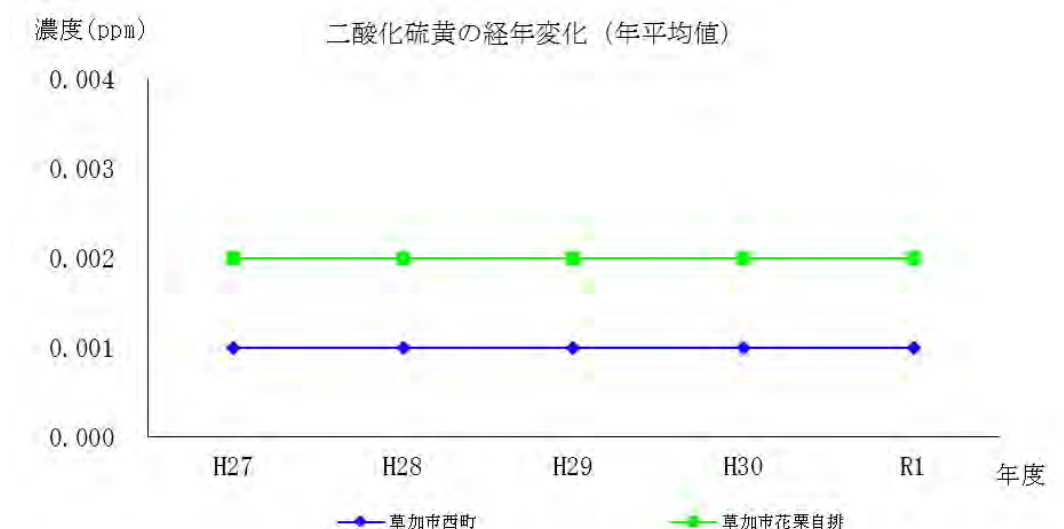
■ 草加市西町一般環境測定局

(3) 大気環境基準達成状況

① 二酸化硫黄

大気中の二酸化硫黄は、石油や石炭等硫黄を含んだ燃料の燃焼や火山活動に伴い排出されるものです。

市内一般環境大気測定局1局、自動車排出ガス測定局1局で測定を行っていますが、令和元年度は、両測定局で環境基準を達成しました。

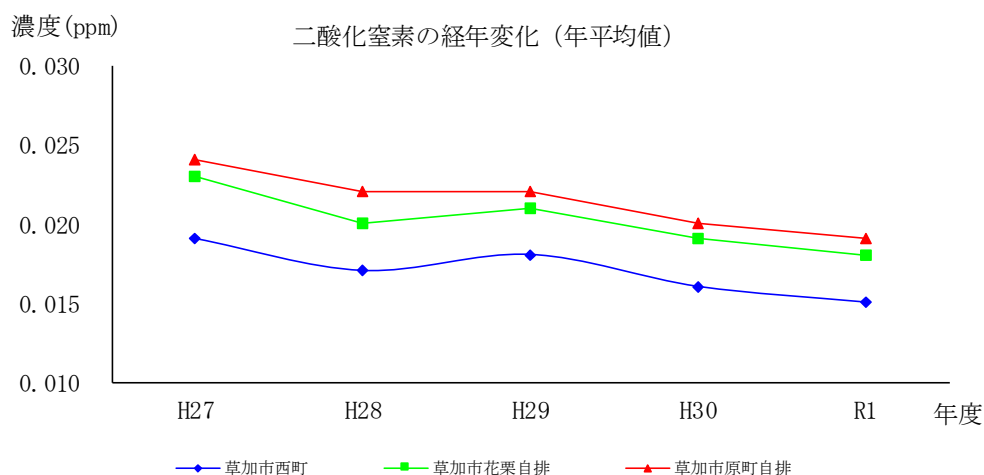


② 二酸化窒素

二酸化窒素は、主として物の燃焼により発生した一酸化窒素が大気中で酸化されたものです。代表的なものに自動車の排出ガスがあります。

市内一般環境大気測定局1局、自動車排出ガス測定局2局で測定を行っていますが、令和元年度は、すべての測定局で環境基準を達成しました。

しかし、自動車の交通量が増加すれば、環境基準を達成できない状況も起こりうることから、今後もアイドリングストップ（駐停車時のエンジン停止）等の対策を継続する必要があります。

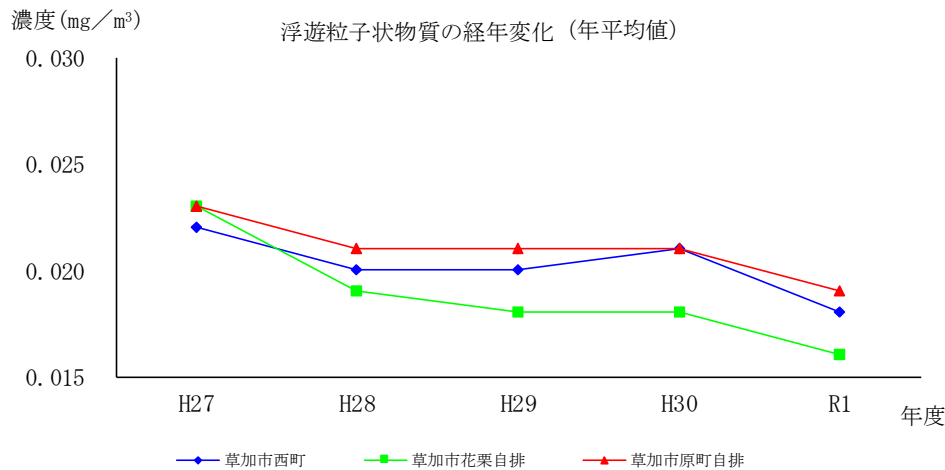


③ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、工場等から排出されるばいじんや自動車の排出ガス、土ぼこりの巻き上げにより発生します。

また、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物（VOC）等のガス状の物質が大気中で粒子状物質に変化する場合があります。

市内一般環境大気測定局1局、自動車排出ガス測定局2局で測定を行っていますが、令和元年度は、すべての測定局で環境基準を達成しました。

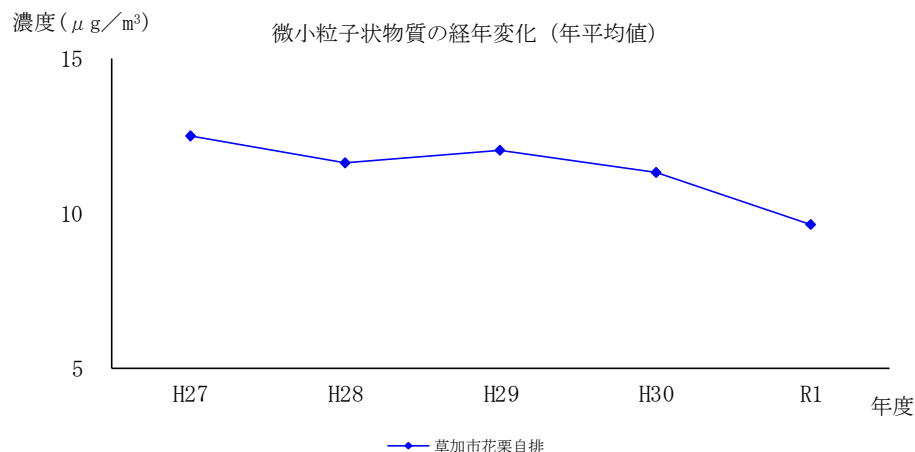


④ 微小粒子状物質

微小粒子状物質（PM2.5）は、大気中を浮遊する粒子状物質の中で、粒径が2.5 μm（マイクロメートル）以下の物質のことです。人の髪の毛の太さが70 μm程度といわれますので、およそ30分の1の大きさです。これは物質の種類ではなく、粒子の大きさによる定義であり、微小粒子状物質には様々な成分が含まれています。

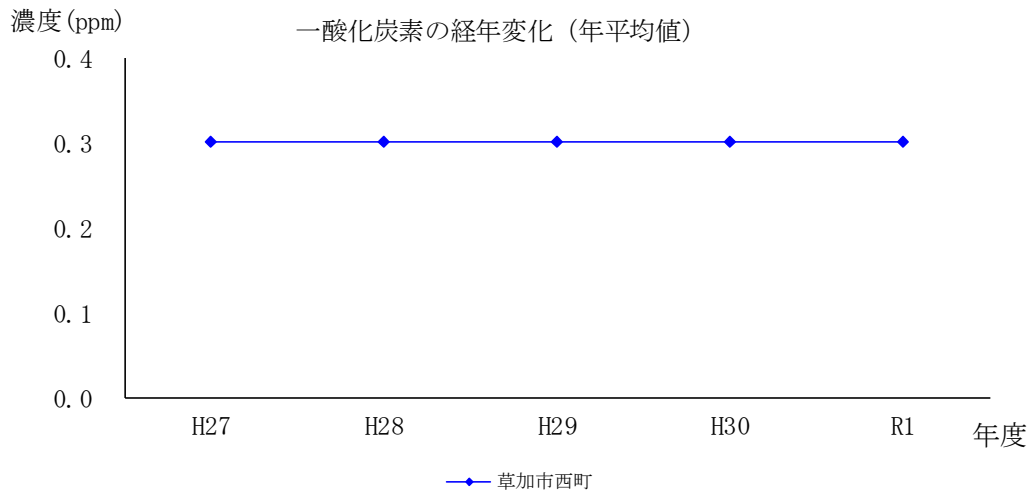
市内自動車排出ガス測定局1局で平成25年2月21日から測定を開始しており、令和元年度については、年平均値が9.6 μg/m³でした。また、令和元年度は、長期基準、短期基準ともに満足し、環境基準を達成しました。

微小粒子状物質の発生源としては、ボイラーや焼却炉等ばい煙を発生する施設、自動車排ガス、越境汚染等が指摘されています。埼玉県では日平均値が暫定指針値（70 μg/m³）を超えると予測される場合には注意喚起を行うこととしていますが、令和元年度はありませんでした。



⑤ 一酸化炭素

一酸化炭素は、主として物の不完全燃焼により発生し、その主な発生源は自動車です。市内一般環境大気測定局1局の測定の結果、令和元年度は、環境基準を達成しました。

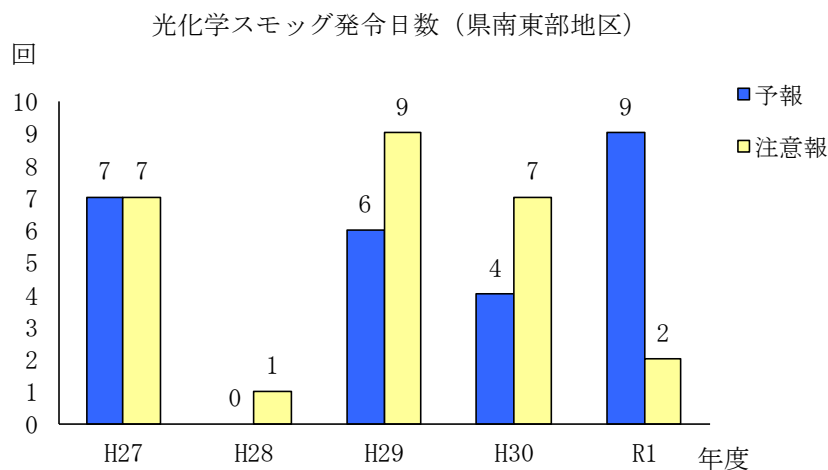


⑥ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽光（紫外線）の作用によって反応を起こすことにより、二次的に生成された汚染物質の集合体で光化学スモッグの主原因です。

市内一般環境大気測定局1局で測定を行っていますが、令和元年度は環境基準を超え、草加市を含む県南東部地区で2回の光化学スモッグ注意報が発令されました。注意報発令時には「草加市光化学スモッグに係る緊急時対策要領」に基づき、緊急連絡網を使って市内の小中学校、公共施設等に連絡するとともに、看板所有施設に看板を設置して、周辺地域に注意喚起しました。

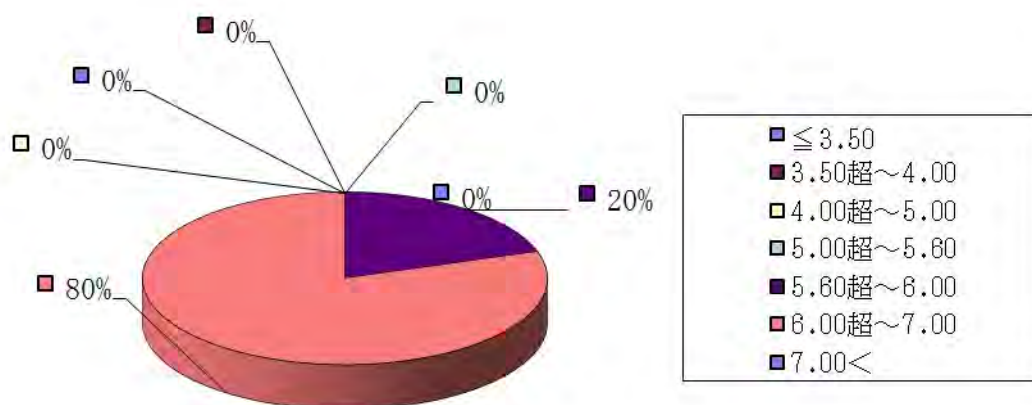
なお、警報は平成17年に1回発令されましたが、それ以降の発令はありません。



(4) 酸性雨

水は通常pH7.0前後ですが、雨水には主に空気中の二酸化炭素が溶解込み、pH5.6前後になります。これに硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が取り込まれて、pHが低下し、pH5.6以下になった雨を一般的に酸性雨といいます。測定については、市役所本庁舎西棟屋上に設置する降雨採取装置で採取し、測定を行っています。令和元年度は10検

体の測定を行い、pH5.6以下になる検体は測定されませんでした。なお、平成31年3月より採水器を更新し、月1回の測定に変更しました。



令和元年度の降雨のpH値割合

(5) 工場等から発生する騒音と振動

騒音とは、「好ましくない音」「ない方がよい音」であり、工場や建設作業の音が代表的なものでした。近年、都市化の進展や生活環境の変化に伴い、市民の快適な生活環境に対する要求が高まり、カラオケの音や近隣の生活音等も身近な騒音として問題となっています。

振動は工場・事業所、建設作業が発生源となる場合が多く、その振動が家屋に伝わり、人が直接感じたり、戸や障子がガタガタ鳴る振動音を聞くことで間接的に感じたりします。

① 騒音・振動苦情件数の現況

令和元年度の騒音及び振動の苦情件数は75件あり、公害苦情件数全体（155件）の約42%を占めています。そのうち騒音にかかる苦情は65件、振動にかかる苦情は10件でした。主な発生源は、土木・建築作業で約35%を占めています。

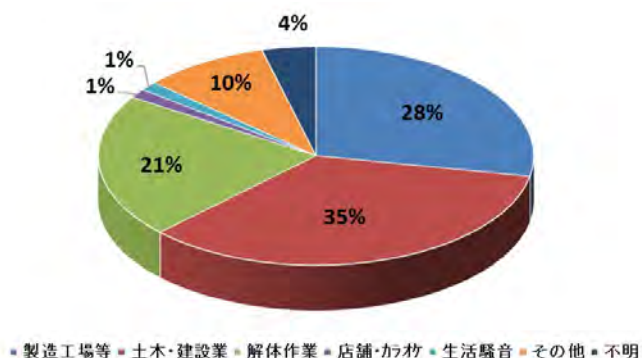
② 騒音・振動防止対策

市では、法律、条例に基づき規制を行っています。また、苦情発生時には立入調査を実施し、指導・啓発を行っています。

騒音・振動別苦情件数

種別	件数
騒音	65
振動	10
合計	75

騒音・振動発生源別割合



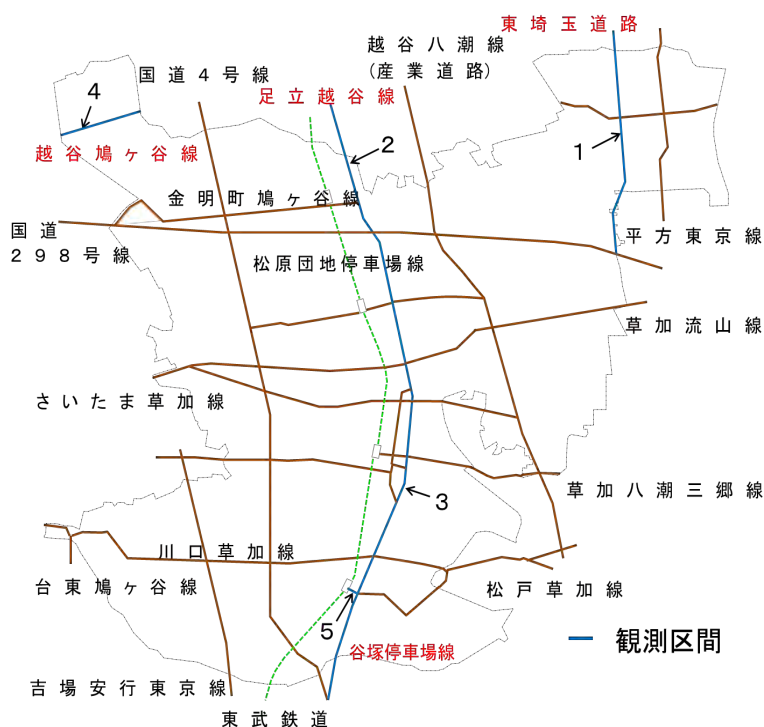
(6) 自動車交通騒音・振動の現況

近年の自動車交通需要の急激な増大に伴い、都市生活型公害として、自動車交通騒音・振動の公害が発生しています。

この自動車交通公害に対しては現況を把握し、各関係機関との連携により地域の実態にあった対策を推進していくことが必要となります。

令和元年度は、次の図の5地点で自動車交通騒音、振動を測定した結果、足立越谷線・越谷鳩ヶ谷線で夜間の騒音レベルが環境基準を超過していましたが、公安委員会に対し措置を取ることを要請する要請限度までは至っておらず、他の2地点はいずれも環境基準に適合していました。測定結果は国や県と共有するとともに引き続き監視を行います。

■ 自動車交通騒音、振動測定区間



■ 自動車交通騒音測定結果

No.	路線名	調査地点住所	車線数	等価騒音レベル (d B)		環境基準 (d B)		環境基準適合状況		要請限度 (d B)		要請限度適合状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道4号東埼玉道路	柿木町地先	2	65	63	70以下	65以下	○	○	75以下	70以下	○	○
2	足立越谷線	金明町72地先	2	69	67			○	×			○	○
3	足立越谷線	高砂1-9地先	2	68	67			○	×			○	○
4	越谷鳩ヶ谷線	新栄3-7地先	2	70	68			○	×			○	○
5	谷塚停車場線	瀬崎1-9地先	2	62	57			○	○			○	○

■ 自動車交通振動測定結果

No.	路線名	調査地点住所	車線数	振動レベル (d B)		要請限度 (d B)		要請限度 適合状況 ○：適合 ×：不適合	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道4号東埼玉道路	柿木町地先	2	43	40	65	60	○	○
2	足立越谷線	金明町72地先	2	44	41			○	○
3	足立越谷線	高砂1-9地先	2	48	44			○	○
4	越谷鳩ヶ谷線	新栄3-7地先	2	41	36			○	○
5	谷塚停車場線	瀬崎1-9地先	2	38	34			○	○

(7) 悪臭公害

悪臭は、騒音や振動とともに感覚公害と呼ばれる公害の一つであり、その不快な臭いにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与えるものです。

その特徴としては、風等の影響により広範囲に拡散するため発生源の特定が困難であることと、人の嗅覚の個人差が大きいので近隣住民の被害の程度が異なること等が挙げられます。

また、臭気物質の濃度（量）と臭いの強さは比例関係にあり、悪臭の除去には臭気物質を大部分取り除かなければならないため、徹底した臭気対策が必要となります。

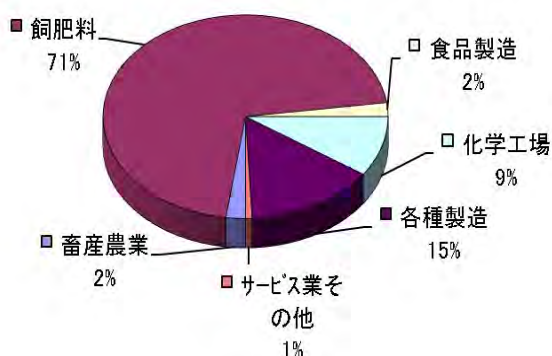
しかし、有効な脱臭装置の設置やその維持管理には高いコストがかかることから、悪臭公害の解決を困難にさせています。

① 悪臭苦情件数の現況

本市における悪臭公害は、長年にわたり化製場（獣骨・魚腸骨処理場）に起因する苦情が主で、他の公害と比較して苦情件数が多いのが特徴でした。現在では、脱臭施設の設置や工場の移転により、苦情件数は昭和56年度（136件）をピークに減少し、令和元年度の悪臭苦情件数は20件でした。

近年は都市生活型悪臭と言われる苦情が主になり、令和元年度の主な発生源はサービス業その他の業で7件あり、全体の35%を占めています。

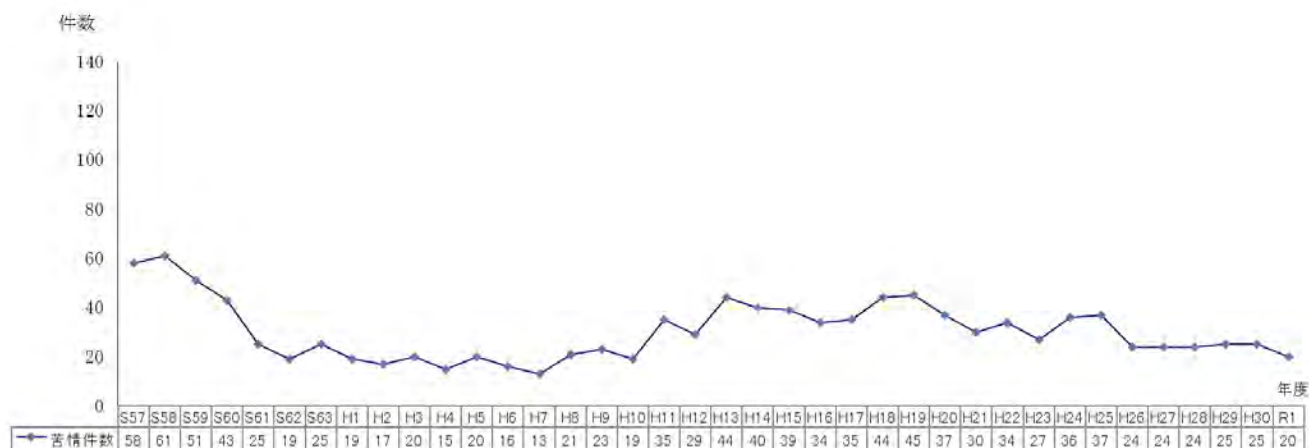
■ 昭和56年度悪臭発生源別割合



■ 令和元年度悪臭発生源別割合



■ 悪臭苦情経年変化



② 悪臭防止対策等

ア 法令等による規制

工場・事業場から発生する悪臭を規制する方法は2つあげられます。一つは、悪臭の原因となる各物質を定め、その排出濃度に規制をかけることです。もう一つは、悪臭の特徴である複合臭に対応するため、人の嗅覚を用いた三点比較式臭袋法による臭気濃度の規制です。

イ 指導状況

本市では悪臭判定会を実施し、臭気濃度を三点比較式臭袋法により算出した臭気指数に基づき、工場や事業場に対して指導を行っています。

平成26年度から令和元年度の実施状況は次のとおりです。

なお、基準不適合となった工場・事業所については、是正指導を行っています。

■ 悪臭判定会の実施回数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	5	5	5	5	5	5
のべ事業所数	9	9	8	8	11	8
検 体 数	16	16	15	16	15	12

■ 対象となった業種別工場及び算出結果

令和元年度

業 種	臭 質	臭気指数（対数）	不適合率	悪臭防止施設
食品製造業	食品臭	19～20	0/2	排気処理機
飲食業	食品臭	25	0/1	なし
魚腸骨処理業	生臭	29～32	1/2	酸・アルカリ洗浄＋活性炭処理
金属印刷業	溶剤臭、こげ臭	<12～25	0/3	触媒燃焼法、燃焼法
繊維加工業	フェノール臭	20～26	1/2	排気処理機
小売業	食品臭	21	1/1	なし

ウ 臭気監視パトロール

工場・事業場からの臭気による苦情を未然に防止するため、市では臭気監視パトロールを行っています。さらに、臭気の強い工場・事業所については、立入指導を行っています。

■ 臭気監視パトロール実施回数（平成26年度～令和元年度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	4	7	5	10	9	10

(8) 土壌汚染対策

① 土壌汚染の現況

土壌汚染とは、人間にとって有害な物質が土に蓄積された状態をいいます。汚染される原因としては、工場操業に伴う有害物質や危険物の漏洩、不適切な取り扱いによる地下浸透、廃棄物の埋設等があります。また、人間の活動に伴って生じた汚染だけでなく、自然由来で汚染されているものも含まれます。

土壌は一度汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるという特徴があります。また、地下深くまで浸透しやすい物質によって、土壌が汚染されると地下水汚染が生じ、一層汚染範囲が拡大してしまうこともあります。さらに、地表面下で起こるため、目に見えず、気づきにくいという特徴もあります。

土壌汚染による影響としては、人の健康への影響や生活環境・生態系への影響が考えられます。特に人の健康への影響については、汚染された土壌に直接触れたり、口にしたりする直接摂取によるリスクと、汚染土壌から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用する等の間接的なリスクが考えられます。土壌汚染は、放置すると人の健康に悪い影響が及ぶ恐れがあることから、適切な対策が必要です。

② 土壌汚染対策

平成14年4月1日から施行された埼玉県生活環境保全条例では、3,000m²以上の土地、また、平成17年4月1日から施行された草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例では1,000m²以上の土地を改変しようとする場合は、土地の履歴を調査し、報告する義務等が定められています。また、特定有害物質取扱事業者は、事業所を廃止した場合や建物を除却した場合には、土壌の汚染状況調査の実施が義務づけられています。

国においては、土壌汚染の状況を把握することやその汚染による人の健康被害を防止することを目的として、土壌汚染対策法が平成15年2月15日から施行され、平成22年4月1日から改正法が施行されました。その後、土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成29年5月19日に土壌汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、平成30年4月1日及び平成31年4月1日に改正土壌汚染対策法が施行されました。令和元年度の法律・条例による届出状況は次のとおりです。

■ 令和元年度届出状況

根拠法令	特定有害物質取扱工場 又は事業場設置状況等調 査報告書	土壌汚染 状況調査結果 報告書	汚染拡散防止 計画作成 報告書	汚染処理 (拡散防止措置) 完了報告書
土壌汚染対策法		1		0
埼玉県生活環境 保全条例	6	2	2	1
草加市公害を防止し市民の 環境を確保する条例	13	3	0	1
合 計	19	6	2	2

(9) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類の主な発生源は日常的に廃棄するごみの焼却であり、市民や事業者と行政が一体となって発生抑制対策に取り組む必要があります。

令和元年度のダイオキシン類の調査は次のとおりです。

① 大気

保健センター、新栄児童センター、市民活動センターの3地点で、夏・冬の年2回調査を実施した結果、年平均値がそれぞれ0.062pg-TEQ/m³、0.031pg-TEQ/m³、0.038pg-TEQ/m³と3地点とも環境基準の0.6pg-TEQ/m³に適合していました。

② 河川水質

綾瀬川（谷古宇橋）、河内堀（伝右川合流点前）の2地点で、夏・冬の年2回調査を実施した結果、年平均値が綾瀬川（谷古宇橋）で1.8pg-TEQ/L、河内堀（伝右川合流点前）では3.4pg-TEQ/Lとなり、2地点とも環境基準の1.0pg-TEQ/Lを越えました。

③ 河川底質

綾瀬川（谷古宇橋）、河内堀（伝右川合流点前）の2地点で、調査を実施した結果、それぞれ1.9pg-TEQ/g、8.8pg-TEQ/gであり、2地点とも環境基準の150pg-TEQ/gに適合していました。

(10) 放射線対策

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の影響は長期化することが避けられず、多くの市民の間に放射線に対する不安が広がりました。こうした状況を受け、本市では、国際放射線防護委員会(ICRP)の考え方、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の環境への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日環境省）及び「除染関係ガイドライン」（平成23年12月14日環境省）を踏まえ、市民の健康と安全・安心のための取組を実施しています。

① 総合的対策の実施

ア 草加市放射線対策会議の設置

放射線に関する市民の不安に対し、市全体として総合的な対策を講じるため、草加市放射線対策会議を設置し、放射線に対する総合的な対策、連絡調整等に取り組んでいます。

イ 他市町との連携

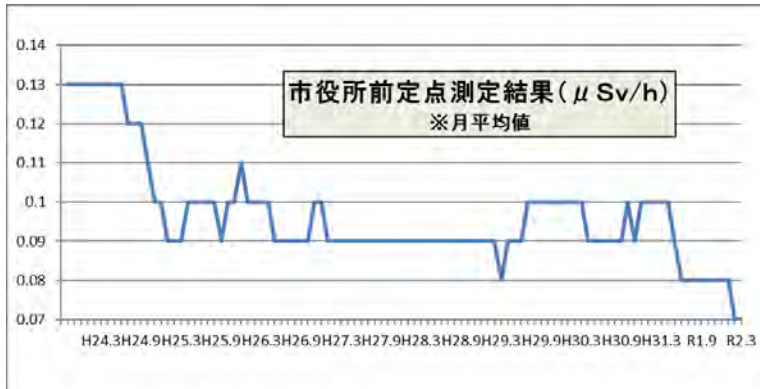
近隣の5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）は、広域的な行政課題について相互の連携を図っています。放射線対策についても東京電力福島第一原子力発電所の事故発生直後から互いに連携し、協議してきました。

平成23年9月29日に放射線に係る対策について5市1町で連携し、統一した手法を定め広域的に対応することを目的とする「埼玉県東南部地域放射線対策協議会」を設立しました。

② 放射線量の測定・放射性物質検査の実施

ア 空間放射線量の測定

小・中学校、保育園、公園、グラウンド等、子どもたちが日常的に活動する公共施設等において、空間放射線量の測定を定期的に行い監視しています。また、市役所敷地内で、週に1回、朝9時に定点測定を実施しています。



■放射線測定器

イ 放射性物質の検査

- ・小中学校のプール水について放射性物質検査を実施しています。
- ・市の水道水については、85%が埼玉県企業局からの水で、残り15%が本市の地下水（深井戸水）となっています。埼玉県ではすべての県営浄水場の水の放射性物質について週1回の頻度で検査しています。本市の地下水については、厚生労働省からの通知に基づき、3か月に1回、検査を実施しています。
- ・市内農産物の安全・安心を広く理解していただくため、農業者が自主的に実施する農産物の放射性物質検査に対し、その費用の一部を補助しています。
- ・市内小・中学校32校、公立保育園18園、民間保育園19園及びあおば学園において、子どもたちに提供する給食の放射性物質検査を実施しています。令和元年度における給食の検査結果は、すべて不検出でした。

ウ 放射線量の低減策

局所的に目安を超える高い放射線量を示す箇所が確認された場合、「周辺より放射線量の比較的高い箇所への対応方針」に基づき、放射線量の低減策（除染）を行います。

除染の目安としては、地表5cmの高さにおいて毎時1マイクロシーベルト以上、または、100cmの高さにおいて毎時0.23マイクロシーベルト以上を検出した地点で、低減策を実施します。また、目安の数値以下であっても測定地点の状況により適宜対応しています。なお、過去に放射線量の低減策を実施した箇所及び除去土壌の仮置場について、継続的なモニタリングを実施しています。

エ 市民への対応

- ・放射線測定機器の貸出し

草加市放射線測定機器貸出要綱に基づき、市民が自宅付近を中心とする身近な場所の放射線量を把握するため、空間放射線量を測定できる簡易型放射線測定機器の貸出しを行っています。

- ・放射線対応についての情報提供

放射線に関する測定結果等については、広報そうか、市ホームページへ掲載し市民への情報提供を行っています。また、市役所での定点測定値については、草加市お知らせメールを登録した方にメールでお知らせしています。

第2節 快適なまちなみの形成

魅力的で快適なまちなみを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止などまちの美観に関する市民意識の高揚、廃棄物の不法投棄の発生抑止や草加市景観計画等に基づく、開発行為等における景観への配慮等の助言・指導を実施しています。

1 環境美化対策の推進

(1) ポイ捨て・犬ふん放置の防止

快適で心地よい生活環境を維持するため、ごみやたばこのポイ捨てや犬のふん害防止等、まちの美化に関する市民の意識の高揚を図っています。令和元年度は犬ふん放置禁止、ポイ捨て禁止看板を418枚配布したほか、狂犬病予防集合注射や犬のしつけ方教室などのイベント等で約13,000人に啓発しました。

(2) ごみの不法投棄防止

ごみの不法投棄防止のため、職員による不法投棄監視パトロールを実施しています。令和元年度は、50回実施しました。また、随時、不法投棄禁止看板を貸出ししています。

2 まちなみ景観の向上

(1) 開発行為

開発行為等にあたっては、草加市景観計画等に基づき、事業者等に対し、景観に配慮するよう助言・指導を行っています。令和元年度は延べ771件に対し助言・指導しました。

(2) 路上駐輪の抑制

ゆとりある駅前空間を維持するため、路上駐輪の抑制に向けた対策を進めています。令和元年度は駐輪場への誘導、放置自転車の防止に向けた啓発や放置自転車の撤去活動を行い、市内4駅周辺における昼間の放置自転車数（午前11時現在）が43台となり以前と比較して減少傾向にあります。



■ 草加駅東口

第5章 環境に配慮した行動の実践と拡大

第1節 学校・地域における環境教育・環境学習の推進

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育について、なお一層の充実を図るため、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題等に関する教育の取組を推進します。

地域における環境学習については、引き続き、学校と地域が連携した幅広い世代を対象とした環境教育・環境学習の活性化を図ります。また、より多くの市民の興味を引き付ける活動内容の立案や、市民が参加しやすい工夫等の改善策を講じながら、環境学習会やイベントの開催等を通じて、環境学習の充実を図るとともに、活動参加率の向上を目指します。

1 学校における環境教育の推進

(1) 小中学校における環境教育

次世代を担う小中学生が、エネルギー問題や環境問題についての意識を高めることを目的として、各教科・領域における指導訪問等を行いました。

また、自然体験を通じて環境を大切にすることを育てるため、小学5年生及び中学2年生全児童・生徒を対象に奥日光及び福島県昭和村での自然教室を実施しました。

(2) 教職員への環境教育研修と学習教材の活用

埼玉県環境学習サポート制度や業者の出前講座等を活用した各小中学校での取組の充実を図りましたが、児童生徒への意識の高まりにはつながっていない実態もみられます。そこで、各小中学校の計画に従って、エコライフデイを活用した授業展開、理科や総合的な学習の時間を中心とした環境教育の一層の充実に向けて、指導訪問等で教職員への周知を図り、児童・生徒への環境教育の向上を進めました。

(3) 学校給食用牛乳パック等再資源化事業

学校における環境問題への取組として、小中学校を対象に、最も身近にある学校給食用牛乳パックを回収し、トイレットロールに再生する再資源化事業を平成4年度に開始し、現在は全校で実施しているほか、アルミ缶の回収を実施しています。

令和元年度は31,720kgの牛乳パックを回収し、10,000個のトイレットロールを学校に配布したほか、アルミ缶3,508kgを回収しました。

2 地域における環境学習の推進

(1) 市民環境講座等の開催

環境問題についての知識を身につけ、自ら考え、自発的に行動することを促すために、公民館や環境団体等と連携しながら、市民に向けた環境講座を開催しています。

令和元年度は、環境関連施設の見学会やエコ・クッキング教室を開催し、計40人の市民が参加しました。また、生物多様性について市民への浸透を図るため、講演会を1回開催し、50人が受講しました。また、子ども環境絵画展を開催し、



小中学校と連携し募集したところ、15校168人の参加があり、このうち38作品をそうか環境とくらしフェア2019で展示しました。

(2) 公民館との共同事業

市民の自然保護意識の向上と身近な自然環境の保全を図るため、公民館等による環境学習を実施しています。令和元年度は、自然が残る柿木公民館や新田西文化センターの周辺において生きもの調査会を実施し、延べ60人が参加しました。また、本市の夜空を観察しながら空の透明度や光害を知る星空観察会や自然観察教室などを実施しました。



■ 生きもの調査会



■ 自然観察会

(3) 環境図書の充実

市民の環境保全意識高揚のため、環境学習に資する図書資料の充実に努めました。中央図書館をはじめ、公民館・文化センター図書室に所蔵されている環境図書の貸出しを行いました。

(4) こどもエコクラブの育成及び支援

地球温暖化をはじめとした環境問題については、一人ひとりが理解を深め環境に配慮して生活するとともに、環境保全活動への取組が必要です。こどもエコクラブは、子どもたちが自発的に楽しく継続的な環境保全活動を行う機会を提供するため、幼児、小中学生、高校生を対象とした環境省と地方自治体による全国的な取組となっています。令和元年度は市内の1団体5人が登録・活動し、環境問題の知識普及を図りました。

(5) 市民講師や職員による出前講座

学校や地域での環境学習の一助となるよう、市民講師や職員による出前講座を実施しています。令和元年度は、市民講師による地域の自然観察・保護、学校プールのトンボのヤゴ救出、牛乳パックのリサイクルを考えた紙すき等の講座を5校19回実施し、延べ1,888人の児童・生徒が受講しました。



■ 出前講座

第2節 環境に配慮した行動及び生活の実践

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民・事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、市民・事業者の環境に配慮した活動に対する支援を行います。

また、環境保全活動の充実には、その活動をけん引する市民・事業者の存在が欠かせないため、次世代を担う人材の育成を積極的に行っていきます。

1 エコライフの普及・啓発

(1) エコライフ日の推進（再掲）

温室効果ガス排出量は、産業部門等で大きく削減が進む一方、家庭やサービス業からの排出削減が進んでいません。削減のためには家庭での生活スタイルを見直すことが重要であることから、市民に対してエコファミリー認定やエコライフ（環境にやさしい生活）の普及啓発を進めるとともに、草加環境推進協議会と協働し夏・冬にエコライフ日の参加を推進しました。（37ページ参照）

■ エコファミリー認定件数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
世帯数(世帯)	327	268	163	130	152	146	198	171
人数(人)	1,034	807	503	411	429	420	546	478
CO ₂ 1か月削減量 (t)	18.6	13.2	8.6	6.9	7.5	6.7	9.5	8.2

■ エコライフデイ埼玉2019参加人数

エコライフデイ埼玉2019	夏	冬	計
参加人数 (人)	34,762	36,453	71,215
二酸化炭素削減量 (kg-CO ₂)	31,014	35,254	66,268

2 地域の環境保全活動の充実

(1) 市民・事業者の環境保全活動参加

市民・事業者が環境保全に関心を持ち、環境保全活動を実践できるよう草加市夏のボランティアスクール等の河川清掃事業を開催しました。

また、古綾瀬自然ひろばの管理を地元町会や草加環境推進協議会に委託することで、市民や事業者が環境保全活動に参加する場となっています。

(2) 環境保全活動を担う人材育成

環境保全活動をけん引する市民団体やボランティアの次世代の人材育成を図るため、広報等で児童・生徒に対し、綾瀬川クリーン大作戦や綾瀬川再生21事業、そうか環境とくらしフェア等への積極的な参加を呼びかけています。

3 環境に配慮した活動への支援

(1) 環境保全に貢献する市民団体への支援

環境共生都市宣言の普及、環境基本計画の推進に関する事業等を行う草加環境推進協議会の活動を支援するとともに、本市との協働により綾瀬川再生21事業やそうか環境と

くらしフェア等の事業を実施しました。

(2) 事業所がISO14001等を認証取得するための支援

事業者に対してISO14001等の普及啓発活動を行い、認証取得にかかる経費の一部を補助しています。令和元年度末現在で、累計13事業所に支援を行いました。

(3) 有機農産物の生産振興と生産者への支援

埼玉県では、農薬や化学肥料を削減する等一定の要件を満たして生産された農産物に対して、特別栽培農産物として認証を行っています。

本市では、この制度に基づき生産者が行う取組に減農薬や有機栽培の情報提供等の支援を行いました。令和元年度の認証取得農家は1戸となっています。

4 環境情報の収集と提供

(1) 環境問題に係る情報提供

草加市環境基本計画の年次報告書『草加の環境』（本書）を、平成12年度から毎年度発刊しています。

また、環境情報紙『エコ・そうか』を毎年1回発行しています。令和元年度は、生物多様性そうか戦略の策定や平成30年度第二次草加市環境基本計画の取組状況を掲載するとともに、地球温暖化防止活動に係る補助制度、生きもの調査員募集、野外焼却禁止の周知、草加環境推進協議会会員募集を特集しました。



(2) 市民・事業者の環境保全活動等の発表～そうか環境とくらしフェア～

「草加市環境共生都市宣言」を推進するため、平成19年1月から環境フェアを開催してきましたが、消費生活展と参加団体や出展内容が類似することから、平成28年両実行委員会が一つとなり、そうか環境とくらしフェア実行委員会が発足しました。

令和元年度は11月16日に、そうか環境とくらしフェア2019をアコスホールほかで開催し、環境・消費者団体の活動の発表となる展示や草加市環境共生都市宣言の普及活動、草加環境推進協議会の活動について報告を行いました。当日はパリポリくんやコバトンによるPRに加え、動物風船アートで集客を図り、プラネタリウム、工作体験ブース、映画「せんすいかんウーリー！3」の上映、アコス全館を会場としたクイズラリー等を実施し、850人の市民が参加しました。



資料編

2020

資 料 編

目 次

1 市の概況	67	(5) 大気測定局・測定項目一覧表	102
(1) 草加市の位置	67	(6) 二酸化硫黄 (SO ₂)	102
(2) 人口等の推移	67	(7) 窒素酸化物 (NO _x)	103
(3) 工業統計調査結果	67	(8) 浮遊粒子状物質 (SPM)	104
(4) 用途地域別面積	68	(9) 微小粒子状物質 (PM2.5)	104
		(10) 一酸化炭素 (CO)	104
2 環境行政	69	(11) 光化学オキシダント (OX)	105
(1) 行政機構	69	(12) 炭化水素 (HC)	106
(2) 事務分掌	69	(13) 施設の設置状況	107
(3) 権限移譲事務	70	(14) 立入検査の実施状況	107
(4) 予算	71	(15) 野焼きパトロール実施状況	107
(5) 公害防止施設整備資金融資制度	72		
3 草加市環境基本計画推進組織	73	8 騒音・振動	108
(1) 草加市環境審議会	73	(1) 環境基準 (騒音)	108
(2) 草加環境推進協議会	73	(2) 要請限度	109
4 そうか生きもの調査結果	74	(3) 工場等に係る騒音・振動の規制基準	110
(1) 42種生きもの調査	74	(4) 特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準	110
(2) 調査区域	75	(5) 廃棄物・原材料等の保管場所、自動車駐車場、 トラックターミナルにおける規制	111
(3) 42種以外の生きもの	75	(6) 深夜営業騒音の規制	111
(4) 魚類調査	76	(7) 拡声器騒音 (商業宣伝) の規制	112
		(8) 法、県・市条例届出状況	112
5 公害苦情	77	(9) 自動車交通騒音常時監視結果 (面的評価)	115
(1) 用途地域別公害苦情件数	77	9 悪臭	116
(2) 発生源別公害苦情件数	78	悪臭に係る規制基準	116
6 水質汚濁	79	10 ダイオキシン類	118
(1) 環境基準	79	(1) 調査結果	118
(2) 特定事業場及び指定排水工場等に適用される 排水基準	80	(2) 調査結果 (経年)	119
(3) 特定施設及び指定排水施設	82	(3) 環境基準及び排出基準	121
(4) 工場・事業場立入指導結果	83	11 放射線	123
(5) 河川水質調査結果	84	(1) 市内の空間放射線量測定結果	123
(6) 河川底質調査結果	94	(2) 給食の放射性物質検査結果	126
(7) 地下水水質調査結果	95	12 草加の公害・環境行政のあゆみ	128
(8) 綾瀬川の生物調査結果	96		
(9) 国土交通省直轄一級河川水質現況調査結果 (BOD年平均値)	97	用語説明	137
7 大気汚染	98	条例	141
(1) 大気監視システムの歩み	99	○草加市環境基本条例	
(2) 大気汚染に係る環境基準	98	○草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例	
(3) 環境基準による大気汚染の評価	100	○草加市土砂等の堆積の規制に関する条例	
(4) 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例 による有害ガスに係る規制基準	101		

1 市の概況

(1) 草加市の位置



位 置	東経	139° 48' 20"
	北緯	35° 49' 32"
面 積		27.46km ²
広 げ	東西	7.24km
	南北	7.60km
海 抜		2.0m

(2) 人口等の推移

各月1日現在		世 帯 数	人 口			人口密度 (人/km ²)
			総 数	男	女	
H28年	1 月	111,058	245,878	124,988	120,890	8,954
H29年	1 月	112,819	247,040	125,364	121,676	8,996
H30年	1 月	114,578	247,991	125,831	122,160	9,031
H31年	1 月	116,123	248,488	125,879	122,609	9,049
R元年	1 月	118,129	249,645	126,382	123,263	9,091

住民基本台帳人口

特記事項 平成24年7月9日に施行された住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に基づき、従来の外国人登録情報は、基本的に住民基本台帳へ移行しました。

(3) 工業統計調査結果

(平成30年6月1日現在)

産 業 分 類	事業所数	従業員総数	製造品出荷額等(万円)
食料品製造業	32	1,541	4,965,081
飲料・飼料・たばこ製造業	1	52	*
繊維工業	16	266	698,640
木材・木製品製造業	8	65	100,799
家具・装備品製造業	21	215	347,842
パルプ・紙・紙加工品製造業	29	1,450	6,924,572
印刷・同関連産業	29	765	1,274,057
化学工業	17	1,147	4,240,637
プラスチック製品製造業	32	673	1,519,818
ゴム製品製造業	10	222	389,106
なめし革・同製品・毛皮製造業	21	222	339,189
窯業・土石製品製造業	7	106	405,891
鉄鋼業	3	113	522,158
非鉄金属製造業	4	299	6,797,847
金属製品製造業	70	1,270	2,320,914
はん用機械器具	13	2,361	11,152,665
生産用機械器具	39	809	2,025,860
業務用機械器具	9	304	771,359
電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	19	*
電気機械器具	14	760	1,787,579
情報通信機械器具	1	27	*
輸送用機械器具	5	108	225,483
その他の製造業	34	361	441,935
総 計	417	13,155	47,824,924

(注) 従業員が4人以上の事業所の数値です。また、事業所数が1～3のところは、事業所が特定されないように、従業員数と製造品出荷額を記入していません。

(4) 用途地域別面積

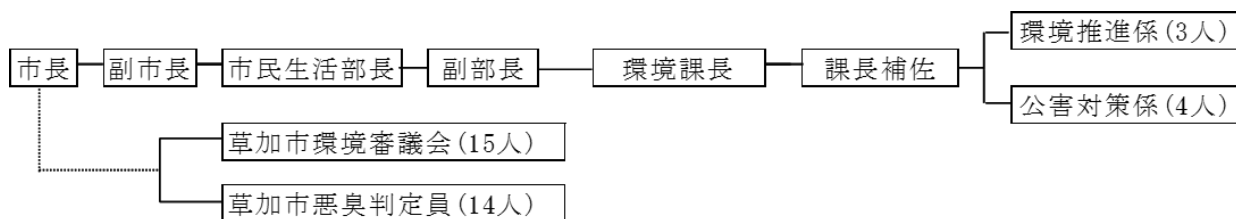
(令和元年12月31日現在)

内 容	区 域 又 は 地 域	面積 (ha)	構成比 (%)
市 街 化 区 域 及 び 市 街 化 調 整 区 域	市街化区域	2,502	91.2
	市街化調整区域	240	8.8
	計	2,742	100.0
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	114.5	4.6
	第2種低層住居専用地域	6.8	0.3
	第1種中高層住居専用地域	891.1	35.6
	第2種中高層住居専用地域	81.3	3.2
	第1種住居地域	579.1	23.1
	第2種住居地域	159.3	6.4
	準住居地域	66.6	2.7
	近隣商業地域	35.2	1.4
	商業地域	74.9	3.0
	準工業地域	302.1	12.0
	工業地域	114.4	4.6
	工業専用地域	76.7	3.1
	計	2,502.0	100.0

2 環境行政

(1) 行政機構

(令和2年4月1日現在)



(2) 事務分掌

環境推進係

- 環境政策の総合的な企画、立案、調査、研究及び調整に関すること。
- 環境基本計画の推進に関すること。
- 環境マネジメントシステムに関すること。
- 地球環境の保全の啓発及び普及に関すること。
- 環境団体に関すること。
- その他課の庶務に関すること。

公害対策係

- 公害関係法令に基づく届出及び許可に関すること。
- 公害防止に係る調査及び指導に関すること。
- 公害の監視及び規制に関すること。
- 河川等の水質調査に関すること。
- 生活雑排水に関すること。
- 公害及び電波障害の苦情処理に関すること。
- 測定機器類の管理に関すること。
- 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の規定によるばい煙、一般粉じん、特定粉じん及び指定粉じんの規制等に関すること。
- 騒音規制法(昭和43年法律第98号)の規定による地域の指定等に関すること。
- 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による届出の受理等に関すること。
- 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)の規定による地域の指定等に関すること。
- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の規定による届出の受理等に関すること。
- 振動規制法(昭和51年法律第64号)の規定による地域の指定等に関すること。
- 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)の規定による土壤汚染対策事務に関すること。
- 工業用水法(昭和31年法律第146号)の規定による地下水の採取規制に関すること。
- 埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)の規定による水質規制に関する事務及び土壤・地下水汚染に関する事務並びに大気規制(事業所に限る。)及び地下水の採取規制に関すること。
- 埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)の規定によるアイドリング・ストップに関すること。
- 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)の規定による許可等に関すること。
- 水道法(昭和32年法律第177号)の規定による専用水道の確認等に関すること。
- 環境基本法(平成5年法律第91号)の規定による騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関すること。

- 放射線対策の総合調整に関すること。
- 水道法(昭和32年法律第177号)の規定による簡易専用水道に関すること。
- 埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)の規定による自家用水道に関すること。
- 飲用井戸等衛生対策要綱(昭和62年1月29日厚生省生活衛生局長通知)の規定による小規模貯水槽に関すること。

(3) 権限移譲事務

地方分権の一層の推進を図るため、埼玉県から分権を計画的に推進するため以下の事務の権限移譲がされています。

年度	事 務 の 内 容
14	○大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) の規定によるばい煙、一般粉じん及び特定粉じんの規制等に関する事務(事業所に限る) ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) の規定による有害鳥獣の捕獲等許可等に関する事務 ○化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号) の規定による許可等に関する事務 ●埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号) の規定による大気規制に関する事務(事業所に限る)
15	○水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号) の規定による届出の受理等に関する事務 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号) の規定による届出の受理等に関する一部の事務 ○水道法(昭和32年法律第177号) の規定による専用水道の確認等に関する事務 ●埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号) の規定による水質規制に関する事務 ●埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号) の規定による土壌に関する事務
16	特例市移行(平成16年4月1日)により ○土壌汚染対策法(平成14年法律第53号) の規定による土壌汚染対策事務に関する事務 ○騒音規制法 の規定による常時監視(自動車騒音の状況)に関する事務
17	○工業用水法 の規定による地下水の採取に関する事務 ●埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号) の規定による地下水採取に関する事務
18	○大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) の規定による大気汚染の状況監視等に関する事務
20	●埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号) の規定によるアイドリング・ストップに関する事務
24	○大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) の規定による一般粉じんの規制等に関する事務(工場区分)
25	○水道法(昭和32年法律第177号) の規定による簡易専用水道に関する事務 ●埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号) の規定による自家用水道に関する事務 △飲用井戸等衛生対策要綱(昭和62年1月29日厚生省生活衛生局長通知) の規定による小規模貯水槽に関する事務
26	●埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号) の規定による指定粉じんの規制等に関する事務(工場区分)

○：法律によるもの ●：県条例によるもの △：要綱によるもの

(4) 予算(当初 単位：千円)

各年度当初予算

環境政策費（当初）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
環境政策費	86,444	75,619	55,575	57,640	48,806	43,372
報酬	511	210	210	1,386	1,701	1,326
職員手当等	0	0	0	0	0	147
報償費	357	663	362	333	323	324
旅費	196	181	181	131	118	228
需用費	6,912	6,792	5,923	5,826	5,508	5,495
役務費	880	893	1,052	758	916	927
委託費	29,348	20,710	25,014	20,366	20,820	15,934
使用料及び賃借料	93	87	66	66	66	49
工事請負費	26,158	29,358	4,500	0	0	0
原材料料費	162	151	151	119	50	8
備品購入費	5,000	1,400	2,912	5,140	3,930	3,560
負担金、補助及び交付金	16,827	15,174	15,204	15,124	15,374	15,374
償還金、利子及び割引料	0	0	0	8,391	0	0
賃金	0	0	0	0	0	0

放射線対策費（当初）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
放射線対策費	12,795	11,219	4,369	3,529	3,433	4,183
報酬	1,254	1,283	0	0	0	2,362
職員手当等	0	0	0	0	0	275
共済費	360	114	340	0	0	0
旅費	0	0	0	0	0	163
需用費	514	487	580	550	441	396
役務費	164	164	838	678	692	692
委託料	4,939	5,082	499	291	290	295
賃金	5,564	4,089	2,112	2,010	2,010	0

(5) 公害防止施設整備資金融資制度

①埼玉県環境みらい資金融資制度

対 象 者	県内で、引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者等
対 象 経 費	温室効果ガス排出削減対策、公害防止対策等に要する経費
貸 限 度 額	1億5,000万円(10万円以上・10万円未満切捨)
貸 付 利 率	温室効果ガス排出削減対策 年0.3%・固定金利 (埼玉県信用保証協会の信用保証を付した場合:0.01%)
	公害防止対策等 年1.26%・固定金利 (埼玉県信用保証協会の信用保証を付した場合:0.96%)
貸 付 期 間	3,000万円超:10年以内
	3,000万円以内:7年以内
返 済 方 法	1年以内据置、元金均等月賦償還
申込み 問合せ先	事業所の所在地にある商工会議所・商工会 埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当 TEL048-830-3021

②埼玉県環境みらい資金融資制度(草加市該当分)

年 度	公害種別	件 数	金額(千円)	年 度	公害種別	件 数	金額(千円)
平成3	大 気 汚 染	1	6,800	平成9	水 質 汚 濁	4	84,300
	水 質 汚 濁	3	58,400		N0x 適 合 車	3	19,000
4	大 気 汚 染	2	22,800		低 公 害 車	1	2,700
5	騒 音	1	10,000	10	水 質 汚 濁	3	27,000
	低 公 害 車	1	12,000		低 公 害 車	1	1,480
6	低 公 害 車	6	110,700	11	低 公 害 車	1	12,500
7	低 公 害 車	8	120,300	13	水 質 汚 濁	1	21,000
8	水 質 汚 濁	1	7,800		低 公 害 車	1	1,300
	N0x 適 合 車	1	15,000	14	低 公 害 車	18	169,300

※平成15年度以降は利用なし

3 草加市環境基本計画推進組織

(1) 草加市環境審議会 (令和2年8月26日現在)

区 分	氏 名	所 属
市 民	中田 照夫	公募
	風見 泰子	公募
	森永 功	草加市町会連合会
事 業 者	勝浦 雅和	草加商工会議所
	谷口 敏幸	草加八潮工業会
	渡邊 明男	草加市農業振興協議会
学識経験者	一之瀬 高博	獨協大学
	小林 憲生	埼玉県立大学
	瀬田 恵之	環境カウンセラー
	宮田 尚美	NPO法人 埼玉エコ・リサイクル連絡会
関係団体の役職員	渡邊 明海	草加環境推進協議会
	菅 藤男	(公財) 埼玉県生態系保護協会草加・八潮支部
	西谷 栄子	草加市女性会議
関係行政機関の職員	成尾 耕治	埼玉県越谷環境管理事務所
	長棟 美幸	埼玉県草加保健所

(2) 草加環境推進協議会 (令和2年4月1日現在)

会員区分	団体名・個人名
団 体 会 員	綾瀬川自然観察同好会
	綾瀬川の緑を愛する会
	エコキッズ草加
	エコ生活ガイド草加
	葛西用水美化促進協議会
	毛長川・辰井川の水と緑を守る会
	(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部
	(公社) 草加青年会議所
	(公財) 埼玉県生態系保護協会草加・八潮支部
	柴田科学株式会社
	生活クラブ生協草加支部
	草加市温暖化対策連絡会
	草加市ガールスカウト連絡協議会
	草加市すこやかクラブ連合会
	草加市町会連合会
	草加市ボーイスカウト連絡協議会
	草加松原ロータリークラブ
	NPO法人うるおい工房村
	CS憩いの仲間～化学物質過敏症本人とその家族のための情報交換会～
賛 助 団 体 会 員	(一社) 草加市コミュニティ協議会
	草加市クリーンふるさと推進協議会
	草加市子ども会育成者連絡協議会
	草加市商店連合事業協同組合
	草加市東部工業会
	草加市南部工業会
	草加八潮工業会
	草加商工会議所

※ その他個人会員あり

4 そうか生きもの調査結果

(1) 42 種生きもの調査

■ 令和元年度調査結果(4月～3月)区域別一覧

区分	No.	調査種	月												確認 月数	区域										確認 区域 数
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
植物	1	在来タンポポ													5											5
	2	セイヨウタンポポ													12											10
	3	セイタカアワダチソウ													10											9
	4	カントウヨメナ													8											5
	5	キタミソウ													4											1
	6	スマレ類													10											8
	7	ミゾソバ													5											3
	8	イヌタデ													8											9
	9	ツユクサ													9											9
	10	ヨシ(アシ)													9											8
	11	ハンノキ													9											3
	12	エノキ													6											1
	13	クヌギ													7											3
	14	幹周り 2 m 以上の樹木													7											3
鳥	15	メジロ													10											8
	16	キジバト													12											10
	17	コサギ													12											8
	18	カルガモ													12											9
	19	カワセミ													12											6
	20	コガラ													12											4
	21	ツバメ													8											8
	22	ツバメの巣													7											6
	23	ハクセキレイ													12											9
	24	モズ													10											4
	25	ツグミ													7											8
	26	オオヨシキリ													6											3
	27	シジュウカラ													12											8
	28	オナガ													12											9
昆虫・蝶・その他	29	モンシロチョウ													11											9
	30	アゲハチョウ													9											9
	31	アオスジアゲハ													7											9
	32	ナガサキアゲハ													2											3
	33	ツマグロヒョウモン													9											9
	34	アカボシゴマダラ													8											5
	35	カブトムシ													1											2
	36	ニイニイゼミ													3											8
	37	クマゼミ													3											5
	38	ツクツクボウシ													4											6
	39	オオカマキリ													8											5
	40	シオカラトンボ													7											9
	41	トノサマバッタ													7											3
	42	アマガエル													9											3
区分	No.	調査種	月												確認 月数	区域										確認 区域 数
		確認数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
			34	31	34	31	32	34	33	29	26	18	17	22		28	3	17	33	18	26	28	36	41	30	

凡例  確認した月
 確認した区域

(2) 調査区域

区域	町 名
1	瀬崎
2	谷塚、谷塚町
3	谷塚上町、谷塚仲町、両新田東町、両新田西町、新里町、遊馬町、柳島町
4	吉町、手代、中央、高砂、住吉、神明
5	草加、西町、氷川町
6	稲荷、青柳 1 丁目、松江 5， 6 丁目
7	松江 1 ～ 4 丁目、弁天、栄町、中根、八幡町
8	旭町、新善町、金明町、清門、長栄、新栄
9	青柳（ 1 丁目を除く）、青柳町、柿木町
10	松原、花栗、苗塚町、小山、北谷、北谷町、原町、学園町

(3) 42 種以外の生きもの

■ ①令和元年度そうか生きもの調査結果月別（42種以外）

単位：種

	月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
植物	181	205	205	216	206	223	204	144	96	86	95	133
鳥	39	36	26	17	23	35	58	59	43	44	47	40
昆虫等	35	56	123	132	77	132	109	54	32	11	11	16
計	255	297	354	365	306	390	371	257	171	141	153	189

■ ②令和元年度そうか生きもの調査結果区域別（42種以外）

	区 域									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
植物	63	1	79	127	80	242	162	390	220	183
鳥	17	1	11	22	9	25	11	40	92	4
昆虫等	29	0	17	92	14	45	36	205	124	46
計	109	2	107	241	103	312	209	635	436	233

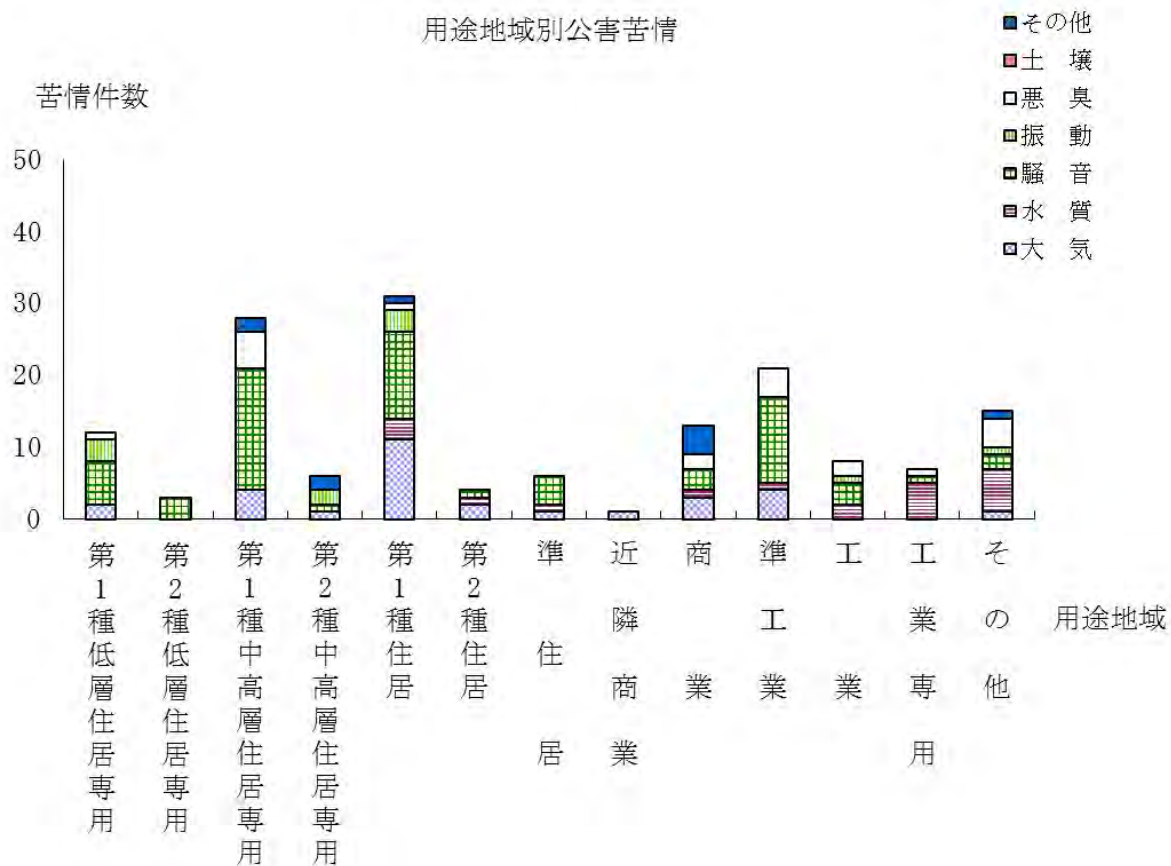
(4) 魚類調査

調査年月日	調査場所	採捕魚種名	採捕尾数	使用漁具
令和元年 7月8日	伝右川 赤堀用水落ち口 付近	マハゼ	1	かご網 ふくろ網
		ヌマチチブ	3	
		テナガエビ	6	
		モクズガニ	1	
		クサガメ	1	
令和元年 8月20日	伝右川 獨協大学正門付近	アメリカザリガニ	1	
		シモフリシマハゼ	3	
令和元年 9月17日	葛西用水 東京外環自動車道 南側	アメリカザリガニ	2	
		ギンブナ	24	
	利根川水系中川 上之塚樋管付近	スジエビ	1	
		オタマジャクシ（ウシガエル）	1	
	利根川水系中川 下之塚樋管付近	なし		
令和元年 10月29日	利根川水系綾瀬川 一之橋付近	ウナギ	2	
		マハゼ	5	
		スジエビ	5	
令和元年 11月3日	利根川水系綾瀬川 ハープ橋付近	テナガエビ	6	

5 公害苦情

(1) 用途地域別公害苦情件数

	大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	土 壌	その他	計
第1種低層住居専用	2	0	6	3	1	0	0	12
第2種低層住居専用	0	0	3	0	0	0	0	3
第1種中高層住居専用	4	0	17	0	5	0	2	28
第2種中高層住居専用	1	0	1	2	0	0	2	6
第1種住居	11	3	12	3	1	0	1	31
第2種住居	2	1	1	0	0	0	0	4
準 住 居	1	1	4	0	0	0	0	6
近 隣 商 業	1	0	0	0	0	0	0	1
商 業	3	1	3	0	2	0	4	13
準 工 業	4	1	12	0	4	0	0	21
工 業	0	2	3	1	2	0	0	8
工 業 専 用	0	5	1	0	1	0	0	7
そ の 他	1	6	2	1	4	0	1	15
計	30	20	65	10	20	0	10	155



(2) 発生源別公害苦情件数

発 生 源		大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	土 壌	その他	計
製 造 事 業 所	食 料 品	0	1	0	0	2	0	0	3
	飲 料 ・ 飼 料 ・ た ば こ	0	0	0	0	0	0	0	0
	繊 維 製 品	0	0	0	0	0	0	0	0
	木 材 ・ 家 具 ・ 木 製 品	1	0	0	0	0	0	0	1
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	0	0	2	0	0	0	0	2
	出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業	0	0	0	0	2	0	0	2
	化 学 工 業 ・ 石 油 ・ 石 炭 製 品	0	0	1	0	0	0	0	1
	プ ラ ス チ ッ ク 製 品	0	0	0	0	0	0	0	0
	ゴ ム 製 品	0	0	1	0	1	0	0	2
	な め し 皮 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮	0	0	0	0	0	0	0	0
	窯 業 ・ 土 石 製 品	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 ・ 金 属 製 品	0	1	2	0	1	0	0	4
	機 械 器 具	0	0	1	0	0	0	0	1
	そ の 他	4	0	1	1	2	0	0	8
修 理 工 場		0	0	0	0	0	0	0	0
建 築 土 木 工 事		8	0	31	9	2	0	0	50
交 通 機 関		0	0	0	0	0	0	0	0
娯 楽 ・ 遊 興 ・ ス ポ ー ツ 施 設		0	0	1	0	0	0	0	1
洗 濯 ・ 理 容 ・ 浴 場 業		0	0	0	0	1	0	0	1
商 店 ・ 飲 食 店		1	0	3	0	2	0	0	6
事 務 所		1	0	0	0	0	0	0	1
家 庭 生 活		1	0	2	0	1	0	0	4
農 地		3	0	0	0	2	0	0	5
そ の 他		6	4	15	0	2	0	9	36
不 明		5	14	5	0	2	0	1	27
合 計		30	20	65	10	20	0	10	155

6 水質汚濁

(1) 環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準	項目	基準
カドミウム	0.003mg/L以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下

*達成期間 直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

該当水域 全公共用水域

② 生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1000MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5000MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L以上	—
該 当 水 域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域 綾瀬川及び中川はC類型 古綾瀬川はD類型					

(2) 特定事業場及び指定排水工場等に適用される排水基準

① 生活環境項目（単位：mg/L（水素イオン濃度及び大腸菌群数を除く））

a 日平均排水量が 10m³ 以上の特定事業場及び指定排水工場等に適用。

上乗せ項目 特 定 施 設		生物化学的 酸素要求量 (BOD)		浮遊物質量 (SS)		フェノール 類
1の2 豚房(総面積50㎡以上) 牛房(総面積200㎡以上) 馬房(総面積500㎡以上)		80 (日間平均60)		150 (日間平均120)		5
69 と畜業・死亡獣畜取扱業						
2001 指定地域特定施設 し尿浄化槽(処理対象人員が201～ 500人で指定地域内に設置されるもの)		既存	新規	既存	新規	
72 し尿処理施設 (処理対象人員 500人以下のし 尿浄化槽を除く)	し尿浄化槽(処理対象 人員501人～2000人)	60	25 (日間平均20)	80 (日間平均70)	60 (日間平均50)	
	その他			30		
73 下水道終末処理施設		25 (日間平均20)		60 (日間平均50)		1
上記以外の特定施設、指定排水施設						

上乗せ以外の項目（共通）			
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6	溶解性鉄含有量	10
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (鉱油類含有量)	5	溶解性マンガ含有量	10
		クロム含有量	2
		大腸菌群数(1cm ³ につき個)	日間平均 3,000
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (動植物油脂類含有量)	30	窒素含有量 ^{*1, 2}	120(日間平均60)
		りん含有量 ^{*1, 2}	16(日間平均8)
		化学的酸素要求量(COD) ^{*3} (湖沼に直接排水 する場合に限る)	160 (日間平均120)
銅含有量	3		
亜鉛含有量	2		

*1 特定事業場(日平均排水量50m³以上)に適用される。

*2 一部の業種については、暫定基準が適用される。

*3 湖沼に直接排水する場合に適用される。

- ・上乗せ項目について、基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準を適用する。
- ・水質汚濁防止法施行令別表第 174 号の共同処理施設については処理対象事業場の業種に属するものとみなして適用する。
- ・既存・新規の施設・・・平成 4 年 4 月 1 日前に設置された施設（設置の工事含む）を既存、同日以後に設置された施設を新規とする。

- b 日平均排水量が 10m³ 未満の下記の特定事業場及び指定排水工場等、及び日平均排水量が 10m³ 以上の指定外工場等に適用。

水質汚濁防止法施行令別表第1

- ・第11号：動物系飼料又は有機質肥料製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設等
- ・第66号の4：共同調理場に設置されるちゅう房施設（総床面積500m²以上）
- ・第66号の5：弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積360m²以上）
- ・第66号の6から第66号の8：（飲食店関係）
- ・第68号の2：病床数300以上の病院に設置されるちゅう房施設、洗浄施設及び入浴施設
- ・第70号の2：自動車分解整備事業の洗車施設（屋内作業場面積800m²以上）
- ・第72号：し尿処理施設（501人槽以上のし尿浄化槽等）
- ・指定地域特定施設（201～500人槽のし尿浄化槽）
- ・上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水（公共用水域に排出されものを除く）の処理施設を設置する工場又は事業場

水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	150(日間平均120)
化学的酸素要求量(COD) 注	160(日間平均120)
浮遊物質(S S)	180(日間平均150)

（注）COD は湖沼に直接排水する場合に限り適用される。湖沼以外は BOD が適用される。

② 有害物質（共通）（単位：mg/L）

公共用水域に排水水を排水するすべての工場又は事業場に適用。

ホルムアルデヒド及びその化合物	ホルムアルデヒド	0.03	1,1-ジクロロエチレン	1
シアン化合物	シアン	1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
有機リン化合物		1	1,1,1-トリクロロエタン	3
鉛及びその化合物	鉛	0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
6価クロム化合物	6価クロム	0.5	1,3-ジクロロプロペン	0.02
ヒ素及びその化合物	ヒ素	0.1	チナム	0.06
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀	0.005	メチルメルカプタン	0.03
アルキル水銀化合物	検出されないこと		ベンゼン	0.2
ポリ塩化ビフェニル (PCB)		0.003	ベンゼン	0.1
トリクロロエチレン		0.1	セレン及びその化合物	セレン 0.1
テトラクロロエチレン		0.1	ほう素及びその化合物*	ほう素 10
ジクロロメタン		0.2	ふっ素及びその化合物**	ふっ素 8
四塩化炭素		0.02	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物*	100(注)
1,2-ジクロロエタン		0.04	1,4-ジオキサン*	0.5

* 一部の業種については、水質汚濁防止法の暫定基準が適用される。

** 一部の業種については、上乗せ条例の暫定基準が適用される。

（注）1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が100ミリグラム。

(3) 特定施設及び指定排水施設

① 特定施設（水質汚濁防止法）届出状況

(令和2年3月31日現在)

番 号	業 種 等	届 出 事業所数	規制対象 事業所数
2	畜産・食料品製造業	1	0
4	保存食料品製造業	1(1)	1
5	調味料製造業	1(1)	0
9	米菓製造業	19(5)	0
11	有機質肥料製造業	1(1)	0
12	動物性油脂製造業	1(1)	0
16	めん類製造業	1	0
17	豆腐・煮豆製造業	3(3)	0
18の2	冷凍調理食品製造業	1	0
19	繊維製品製造業	2(2)	0
23	パルプ・紙又は紙加工品製造業	2	2
23の2	新聞業・他	3(2)	0
27	無機化学製品製造業	5(2)	0
33	合成樹脂製造業	2(2)	0
42	ゼラチン製造業	1(1)	0
46	有機化学工業製品製造業	1	1
50	試薬製造業	1(1)	0
52	皮革製造業	5(4)	0
53	ガラス製品製造業	2(2)	0
54	セメント製品製造業	1	0
55	生コンクリート製造業	3	0
63	金属製品製造業	1	0
64の2	水道用浄水施設	2(1)	0
65	表面処理施設	15(8)	4
66	電気めっき施設	5(4)	3
66の3	旅館業	8(3)	0
66の4	共同調理場	3(3)	0
67	洗たく業	32(10)	0
68	自動フィルム現像洗浄施設	6(4)	0
68の2	病院	1(1)	0
71	自動式車両洗浄施設	38(7)	0
71の2	試験研究機関	3(2)	0
71の5	トリクレン洗浄	1(1)	0
2001	指定地域特定施設	7	7
	計	179(72)	18

※ ()は公共下水道接続事業場

② 指定排水施設（埼玉県生活環境保全条例）届出状況

（令和2年3月31日現在）

指 定 排 水 施 設	届 出 事業所数	規制対象 事業所数
弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	0
共同調理場又は病院に設置されるちゅう房施設	0	0
共同調理場及び病院以外の特定給食施設に設置されるちゅう房施設	2	2
コルゲートマシン	0	0
飲食店に設置されるちゅう房施設	0	0
カット野菜製造業の洗浄施設及び原料処理施設	0	0
計	2	2

(4) 工場・事業場立入指導結果

項目別排水検査結果

項 目	検 体 数	不適合数	不適合率(%)
水素イオン濃度(pH)	28	2	7.1
生物化学的酸素要求量(BOD)	27	3	11.1
化学的酸素要求量(COD)	23	—	参考値
浮遊物質(SS)	27	0	0.0
シアン化合物(CN)	0	0	0.0
6価クロム(Cr6+)	1	0	0.0
カドミウム(Cd)	0	0	0.0
全クロム(T-Cr)	1	0	0.0
鉛化合物(Pb)	1	0	0.0
銅(Cu)	1	0	0.0
亜鉛(Zn)	1	0	0.0
溶解性鉄(S-Fe)	2	0	0.0
マンガン(Mn)	0	0	0.0
トリクロロエチレン(TCE)	3	0	0.0
テトラクロロエチレン(PCE)	1	0	0.0
全窒素(T-N)	10	0	0.0
全燐(T-P)	10	1	10.0
n-Hex抽出物質(n-Hex)	2	0	0.0
ジクロロメタン(DCM)	0	0	0.0
1,2ジクロロエタン	0	0	0.0
1,1ジクロロエチレン	0	0	0.0
1,1,1-トリクロロエタン	0	0	0.0
ふっ素(F)	2	0	0.0
ほう素(B)	3	0	0.0
アンモニア性窒素	0	0	0.0
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	0	0	0.0

(5) 河川水質調査結果

河川名		綾瀬川													
地点名		1. 一之橋					適合率 (%)	BOD COD 75%値	2. 中曽根橋					適合率 (%)	BOD COD 75%値
測定項目		平均	最小値	～	最大値	m / n			平均	最小値	～	最大値	m / n		
水温 (℃)		18.1	6.5	～	32.3	- / 12	-	-	18.8	9.1	～	31.8	- / 12	-	-
透視度 (cm)		43	27	～	70	- / 12	-	-	38	23	～	69	- / 12	-	-
生活環境項目	pH	7.5	7.2	～	7.9	0 / 12	100	-	7.5	7.2	～	8.0	0 / 12	100	-
	DO(mg/L)	8.2	6.2	～	11.0	0 / 12	100	-	8.0	5.4	～	9.6	0 / 12	100	-
	BOD(mg/L)	2.5	0.8	～	6.0	2 / 12	83	2.8	3.1	1.2	～	8.3	2 / 12	83	3.9
	COD(mg/L)	5.4	3.7	～	8.2	- / 6	-	5.6	6.1	3.5	～	9.0	- / 6	-	7.2
	SS(mg/L)	14	6	～	18	0 / 6	100	-	19	6	～	35	0 / 6	100	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	<0.5	～	<0.5	- / 6	-	-	<0.5	<0.5	～	<0.5	- / 6	-	-
	全窒素(mg/L)	2.9	1.9	～	3.8	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全リン(mg/L)	0.13	0.058	～	0.18	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
健康項目	カドミウム(mg/L)	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 6	100	-	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 6	100	-
	全シアン(mg/L)	ND	ND	～	ND	0 / 6	100	-	ND	ND	～	ND	0 / 6	100	-
	鉛(mg/L)	0.002	<0.001	～	0.001	0 / 6	100	-	0.001	<0.001	～	0.001	0 / 6	100	-
	六価クロム(mg/L)	<0.005	<0.005	～	<0.005	0 / 6	100	-	<0.005	<0.005	～	<0.005	0 / 6	100	-
	砒素(mg/L)	0.001	<0.001	～	0.001	0 / 6	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100	-
	PCB(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	トリクロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	テトラクロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	四塩化炭素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,3,3-トリクロロプロペン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	チウラム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	シマジン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ベンゼン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	セレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	硝酸性及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ふっ素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ほう素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
特殊項目	全クロム(mg/L)	<0.01	<0.01	～	<0.01	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	40	29	～	74	- / 7	-	-	38	29	～	59	- / 7	-	-
	塩素イオン(mg/L)	45	37	～	53	- / 4	-	-	45	36	～	68	- / 4	-	-
	MBAS(mg/L)	0.02	0.01	～	0.03	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-

* 「m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数／総検体数」を示す。
 なお、指針値の設定されていない項目については、「－／総検体数」と表示した。

河川名		綾瀬川													
地点名		3. 手代橋					適合率 (%)	BOD COD 75%値	4. 桑袋大橋					適合率 (%)	BOD COD 75%値
測定項目		平均	最小値	～	最大値	m / n			平均	最小値	～	最大値	m / n		
水温 (℃)		19.0	10.1	～	31.8	- / 12	-	-	19.4	9.9	～	32.5	- / 12	-	-
透視度 (cm)		47	31	～	65	- / 12	-	-	49	32	～	92	- / 12	-	-
生活環境項目	pH	7.4	7.2	～	7.8	0 / 12	100	-	7.5	7.2	～	7.9	0 / 12	100	-
	DO(mg/L)	6.5	3.5	～	8.8	2 / 12	83	-	6.5	3.4	～	8.9	2 / 12	83	-
	BOD(mg/L)	2.7	1.0	～	6.4	1 / 12	92	3.0	2.3	1.1	～	5.7	1 / 12	92	2.8
	COD(mg/L)	6.9	4.8	～	9.4	- / 6	-	6.4	6.6	5.2	～	9.0	- / 6	-	6.2
	SS(mg/L)	13	7	～	21	0 / 6	4	-	10	8	～	14	0 / 6	100	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	<0.5	～	<0.5	- / 6	166	-	<0.5	<0.5	～	<0.5	- / 6	-	-
	全窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	2.8	2.0	～	3.8	0 / 4	-	-
	全リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.15	0.088	～	0.20	0 / 4	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
健康項目	カドミウム(mg/L)	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 6	100	-	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 6	100	-
	全シアン(mg/L)	ND	ND	～	ND	0 / 6	100	-	ND	ND	～	ND	0 / 6	100	-
	鉛(mg/L)	0.001	<0.001	～	0.001	0 / 6	100	-	0.001	<0.001	～	0.001	0 / 6	100	-
	六価クロム(mg/L)	<0.005	<0.005	～	<0.005	0 / 6	100	-	<0.005	<0.005	～	<0.005	0 / 6	100	-
	砒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.001	<0.001	～	0.001	0 / 6	100	-
	総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100	-
	PCB(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	ND	ND	～	ND	0 / 2	100	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.002	<0.002	～	<0.002	0 / 2	100	-
	トリクロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.001	<0.001	～	<0.001	0 / 2	100	-
	テトラクロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 2	100	-
	四塩化炭素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0002	<0.0002	～	<0.0002	0 / 1	100	-
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0004	<0.0004	～	<0.0004	0 / 1	100	-
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.01	<0.01	～	<0.01	0 / 1	100	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.002	<0.002	～	<0.002	0 / 1	100	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 1	100	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0006	<0.0006	～	<0.0006	0 / 1	100	-
	1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0002	<0.0002	～	<0.0002	0 / 1	100	-
	チウラム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0006	<0.0006	～	<0.0006	0 / 1	100	-
	シマジン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 1	100	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.002	<0.002	～	<0.002	0 / 1	100	-
	ベンゼン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.001	<0.001	～	<0.001	0 / 1	100	-
	セレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.001	<0.001	～	<0.001	0 / 1	100	-
	硝酸性及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	1.9	1.3	～	2.5	0 / 4	100	-
	ふっ素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.1	0.09	～	0.12	0 / 4	100	-
	ほう素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.0925	0.08	～	0.12	0 / 4	100	-
特殊項目	全クロム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.01	<0.01	～	0.01	0 / 4	-	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	43	32	～	61	- / 7	-	-	44	33	～	62	- / 7	-	-
	塩素イオン(mg/L)	45	37	～	64	- / 4	-	-	41	32	～	58	- / 4	-	-
	MBAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.04	0.01	～	0.06	- / 4	-	-

*「m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数／総検体数」を示す。
 なお、指針値の設定されていない項目については、「-／総検体数」と表示した。

河 川 名		伝右川													
地点名		5. 伝右橋(上)					適合率 (%)	BOD COD 75%値	6. 男女土橋					適合率 (%)	BOD COD 75%値
測 定 項 目		平均	最小値	～	最大値	m / n			平均	最小値	～	最大値	m / n		
水 温 (℃)		18.3	6.0	～	33.1	- / 12	-	-	19.0	8.9	～	32.5	- / 12	-	-
透 視 度 (cm)		67	32	～	>100	- / 12	-	-	44	24	～	62	- / 12	-	-
生活 環 境 項 目	pH	7.5	7.3	～	7.8	- / 12	-	-	7.5	7.2	～	7.8	- / 12	-	-
	DO(mg/L)	4.1	1.9	～	7.0	- / 12	-	-	5.5	3.5	～	7.0	- / 12	-	-
	BOD(mg/L)	3.5	1.7	～	6.3	- / 12	-	3.9	3.7	1.3	～	8.4	- / 12	-	4.1
	COD(mg/L)	6.6	4.8	～	8.4	- / 6	-	6.9	6.6	5.0	～	9.0	- / 7	-	6.9
	SS(mg/L)	6	4	～	7	- / 6	-	-	10	6	～	20	- / 7	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	<0.5	～	<0.5	- / 6	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全窒素(mg/L)	4.1	3.6	～	4.4	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全リン(mg/L)	0.33	0.086	～	0.77	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
健 康 項 目	カドミウム(mg/L)	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 6	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全シアン(mg/L)	ND	ND	～	ND	0 / 6	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	鉛(mg/L)	<0.001	<0.001	～	<0.001	0 / 6	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	六価クロム(mg/L)	<0.005	<0.005	～	<0.005	0 / 6	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	砒素(mg/L)	0.0002	<0.001	～	0.001	0 / 6	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	PCB(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	トリクロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	テトラクロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	四塩化炭素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	チウラム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	シマジン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ベンゼン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	セレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	硝酸性及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ふっ素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ほう素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
特殊 項目	全クロム(mg/L)	<0.01	<0.01	～	<0.01	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	リン 酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	42	40	～	46	- / 7	-	-	41	23	～	59	- / 7	-	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	MBAS(mg/L)	0.10	0.02	～	0.28	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-

* 「m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数/総検体数」を示す。
 なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

河川名		伝右川																	
地点名		7. 山王橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	8. 伝右橋(下)				適合率 (%)	BOD COD 75%値						
測定項目		平均	最小値	～	最大値			m	／	n	平均			最小値	～	最大値	m	／	n
水温(℃)		19.7	7.0	～	32.8	-	／	6	-	-	19.8	9.9	～	33.5	-	／	6	-	-
透視度(cm)		47	28	～	64	-	／	6	-	-	43	27	～	61	-	／	6	-	-
生活環境項目	pH	7.6	7.3	～	7.9	-	／	6	-	-	7.5	7.2	～	7.8	-	／	6	-	-
	DO(mg/L)	7.3	4.1	～	9.6	-	／	6	-	-	6.5	3.6	～	10.0	-	／	6	-	-
	BOD(mg/L)	3.5	2.0	～	6.1	-	／	6	-	6.1	2.1	0.9	～	4.6	-	／	6	-	2.5
	COD(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	6.1	4.6	～	8.5	-	／	24	-	6.5
	SS(mg/L)	12	5	～	20	-	／	6	-	-	11	5	～	16	-	／	24	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	全窒素(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	2.8	2.1	～	4	-	／	4	-	-
	全リン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	0.79	0.13	～	2.6	-	／	4	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	0.015	0.006	～	0.021	1	／	4	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
健康項目	カドミウム(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0	／	6	100	-
	全シアン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	ND	ND	～	ND	0	／	6	100	-
	鉛(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	0.001	<0.001	～	0.003	0	／	12	100	-
	六価クロム(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.005	<0.005	～	<0.005	0	／	6	100	-
	砒素(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	0.001	<0.001	～	0.001	0	／	6	100	-
	総水銀(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0	／	6	100	-
	PCB(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	ND	ND	～	ND	0	／	2	100	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.002	<0.002	～	<0.002	0	／	6	100	-
	トリクロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.001	<0.001	～	0.002	0	／	6	100	-
	テトラクロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0	／	6	100	-
	四塩化炭素(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.0002	<0.0002	～	<0.0002	0	／	2	100	-
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.0004	<0.0004	～	<0.0004	0	／	2	100	-
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.002	<0.002	～	<0.002	0	／	2	100	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.01	<0.01	～	<0.01	0	／	2	100	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0	／	2	100	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.0006	<0.0006	～	<0.0006	0	／	2	100	-
	1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.0002	<0.0002	～	<0.0002	0	／	2	100	-
	チウラム(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.0006	<0.0006	～	<0.0006	0	／	4	100	-
	シマジン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0	／	4	100	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.002	<0.002	～	<0.002	0	／	4	100	-
	ベンゼン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.001	<0.001	～	<0.001	0	／	2	100	-
	セレン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.001	<0.001	～	<0.001	0	／	2	100	-
	硝酸性及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	1.8	1.3	～	2.6	0	／	12	100	-
ふっ素(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	0.11	0.07	～	0.15	0	／	12	100	-	
ほう素(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	0.09	0.03	～	0.16	0	／	12	100	-	
1,4-ジオキサン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.005	<0.005	～	<0.005	0	／	2	100	-	
特殊項目	全クロム(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	0.40	0.2	～	0.6	-	／	4	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	0.78	0.12	～	2.60	-	／	4	-	-
	導電率(mS/m)	37	33	～	42	-	／	6	-	-	41	19	～	62	-	／	24	-	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	39	15	～	78	-	／	24	-	-
	MBAS(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	0.04	0.02	～	0.06	-	／	4	-	-

*「m／n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数／総検体数」を示す。
 なお、指針値の設定されていない項目については、「－／総検体数」と表示した。

河川名		古綾瀬川													
地点名		9. 古川橋					適合率 (%)	BOD COD 75%値	10. 越戸橋					適合率 (%)	BOD COD 75%値
測定項目		平均	最小値	～	最大値	m / n			平均	最小値	～	最大値	m / n		
水温(℃)		18.0	5.3	～	32.0	- / 12	-	-	19.4	7.8	～	31.0	- / 6	-	-
透視度(cm)		23	6	～	38	- / 12	-	-	41	25	～	60	- / 6	-	-
生活環境項目	pH	7.4	7.1	～	7.7	0 / 12	100	-	7.5	7.2	～	7.8	0 / 6	100	-
	DO(mg/L)	6.4	4.6	～	7.8	0 / 12	100	-	6.2	2.7	～	7.6	0 / 6	100	-
	BOD(mg/L)	3.1	0.9	～	6.1	0 / 12	100	4.2	2.7	1.8	～	4.2	0 / 6	100	2.2
	COD(mg/L)	7.4	4.8	～	9.5	- / 6	-	6.4	-	-	～	-	- / -	-	-
	SS(mg/L)	28	16	～	42	0 / 6	100	-	11	6	～	16	0 / 6	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全窒素(mg/L)	2.8	1.5	～	5	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全リン(mg/L)	0.19	0.15	～	0.26	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
健康項目	カドミウム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全シアン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	六価クロム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	砒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	総水銀(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	PCB(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	トリクロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	テトラクロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	四塩化炭素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	チウラム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	シマジン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ベンゼン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	セレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
硝酸性及び亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	
フッ素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	
ホウ素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	
特殊項目	全クロム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	36	24	～	46	- / 7	-	-	36	23	～	52	- / 6	-	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	MBAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-

*「m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数/総検体数」を示す。
 なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

河川名		古綾瀬川						—											
地点名		11. 綾瀬川合流点前				適合率 (%)	BOD COD 75%値	12. 工業団地排水口				適合率 (%)	BOD COD 75%値						
測定項目		平均	最小値	～	最大値			m	／	n	平均			最小値	～	最大値	m	／	n
水温(℃)		20.1	11.2	～	32.8	-	／	24	-	-	21.2	9.7	～	31.3	-	／	12	-	-
透視度(cm)		42	22	～	62	-	／	24	-	-	55	21	～	83	-	／	12	-	-
生活環境項目	pH	7.4	7.1	～	7.8	0	／	24	100	-	7.3	6.2	～	7.7	-	／	12	-	-
	DO(mg/L)	6.4	3.4	～	8.7	0	／	24	100	-	5.6	1.6	～	9.0	-	／	12	-	-
	BOD(mg/L)	3.2	1.0	～	5.4	0	／	24	100	4.7	7.4	3.3	～	16	-	／	12	-	8.4
	COD(mg/L)	8.5	4.7	～	16	-	／	24	-	9.5	17.0	6.1	～	44	-	／	6	-	13
	SS(mg/L)	9	4	～	17	0	／	24	100	-	10	4	～	27	-	／	6	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.5	<0.5	～	<0.5	-	／	6	-	-
	全窒素(mg/L)	3.0	2.1	～	4.0	-	／	4	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	全リン(mg/L)	0.18	0.14	～	0.21	-	／	4	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	亜鉛(mg/L)	0.027	0.005	～	0.09	3	／	12	75	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	LAS(mg/L)	0.0065	0.0006	～	0.019	0	／	4	100	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
ノニルフェノール(mg/L)	0.00014	0.00006	～	0.00028	0	／	4	100	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-	
健康項目	カドミウム(mg/L)	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0	／	6	100	-	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0	／	6	100	-
	全シアン(mg/L)	ND	ND	～	ND	0	／	6	100	-	ND	ND	～	ND	0	／	6	100	-
	鉛(mg/L)	0.0002	<0.001	～	0.001	0	／	12	100	-	0.00017	<0.001	～	0.001	0	／	12	100	-
	六価クロム(mg/L)	<0.005	<0.005	～	<0.005	0	／	6	100	-	<0.005	<0.005	～	<0.005	0	／	6	100	-
	砒素(mg/L)	0.0008	<0.001	～	0.001	0	／	6	100	-	<0.001	<0.001	～	0.001	0	／	6	100	-
	総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0	／	6	100	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0	／	6	100	-
	PCB(mg/L)	ND	ND	～	ND	0	／	2	100	-	ND	ND	～	ND	0	／	2	100	-
	ジクロロメタン(mg/L)	<0.002	<0.002	～	<0.002	0	／	6	100	-	<0.002	<0.002	～	0.013	0	／	12	100	-
	トリクロエチレン(mg/L)	<0.001	<0.001	～	<0.001	0	／	6	100	-	<0.001	<0.001	～	<0.001	0	／	2	100	-
	テトラクロエチレン(mg/L)	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0	／	6	100	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0	／	2	100	-
	四塩化炭素(mg/L)	<0.0002	<0.0002	～	<0.0002	0	／	4	100	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	<0.0004	<0.0004	～	<0.0004	0	／	4	100	-	<0.0004	<0.0004	～	<0.0004	0	／	4	100	-
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	<0.01	<0.01	～	<0.01	0	／	4	100	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	<0.002	<0.002	～	<0.002	0	／	4	100	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0	／	4	100	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	<0.0006	<0.0006	～	<0.0006	0	／	4	100	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	～	<0.0002	0	／	4	100	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	チウラム(mg/L)	<0.0006	<0.0006	～	<0.0006	0	／	4	100	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	シマジン(mg/L)	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0	／	4	100	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	チオベンカルブ(mg/L)	<0.002	<0.002	～	<0.002	0	／	4	100	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	ベンゼン(mg/L)	<0.001	<0.001	～	<0.001	0	／	4	100	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	セレン(mg/L)	<0.001	<0.001	～	<0.001	0	／	2	100	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	硝酸性及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	1.7	0.9	～	2.3	0	／	12	100	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	ふっ素(mg/L)	0.1	0.07	～	0.15	0	／	12	100	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	ほう素(mg/L)	0.15	0.06	～	0.25	0	／	12	100	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	1,4-ジオキサン(mg/L)	<0.005	<0.005	～	<0.005	0	／	2	100	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
特殊項目	全クロム(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	<0.01	<0.01	～	<0.01	-	／	4	-	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	0.5	0.2	～	0.9	-	／	4	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	0.13	0.10	～	0.16	-	／	4	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	導電率(mS/m)	53	31	～	74	-	／	24	-	-	65	44	～	85	-	／	7	-	-
	塩素イオン(mg/L)	50	22	～	77	-	／	24	-	-	117	54	～	170	-	／	4	-	-
	MBAS(mg/L)	0.05	0.01	～	0.07	-	／	4	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-

*「m／n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数／総検体数」を示す。
 なお、指針値の設定されていない項目については、「－／総検体数」と表示した。

河川名		毛長川						河内堀							
地点名		15. 鷺宮橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	16. 大湊橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値		
測定項目		平均	最小値 ～ 最大値		m / n			平均	最小値 ～ 最大値		m / n				
水温 (℃)		19.5	9.5	～	33.7	- / 12	-	-	19.1	9.2	～	31.3	- / 12	-	-
透視度 (cm)		43	23	～	81	- / 12	-	-	44	22	～	>100	- / 12	-	-
生活環境項目	pH	7.5	7.2	～	7.9	- / 12	-	-	7.4	7.1	～	7.8	- / 12	-	-
	DO(mg/L)	6.5	3.7	～	8.4	- / 12	-	-	4.1	0.9	～	9.2	- / 12	-	-
	BOD(mg/L)	2.4	0.6	～	6.1	- / 12	-	2.8	8.9	2.8	～	31	- / 12	-	8.3
	COD(mg/L)	6.6	4.9	～	9.2	- / 6	-	6.5	11.9	6.3	～	21	- / 7	-	12.0
	SS(mg/L)	12	6	～	17	- / 6	-	-	7	2	～	15	- / 7	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	3.1	2.6	～	3.5	- / 4	-	-
	全リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.52	0.26	～	0.96	- / 4	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
健康項目	カドミウム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 6	100	
	全シアン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	ND	ND	～	ND	0 / 6	100	
	鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.006	<0.001	～	0.025	0 / 12	100	
	六価クロム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.011	<0.005	～	0.050	0 / 6	100	
	砒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.001	<0.001	～	0.002	0 / 6	100	
	総水銀(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100	
	PCB(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	ND	ND	～	ND	0 / 2	100	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.002	<0.002	～	<0.002	0 / 2	100	-
	トリクロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.001	<0.001	～	<0.001	0 / 2	100	-
	テトラクロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 2	100	-
	四塩化炭素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	チウラム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	シマジン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ベンゼン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
セレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	
硝酸性及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	
ふっ素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	
ほう素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	
特殊項目	全クロム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.09	<0.01	～	0.24	- / 4	-	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	43	33	～	59	- / 7	-	-	42	38	～	51	- / 7	-	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	MBAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.11	0.02	～	0.19	- / 4	-	-

*「m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数/総検体数」を示す。
 なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

河川名		谷古田用水													
地点名		17. ミニ親水公園北					適合率 (%)	BOD COD 75%値	18. 古綾瀬合流点前				適合率 (%)	BOD COD 75%値	
測定項目		平均	最小値	～	最大値	m / n			平均	最小値	～	最大値			m / n
水温 (℃)		18.4	8.0	～	30.8	- / 12	-	-	23.7	15.0	～	35.8	- / 12	-	-
透視度 (cm)		76	42	～	>100	- / 12	-	-	51	24	～	83	- / 12	-	-
生活環境項目	pH	7.8	7.3	～	8.5	- / 12	-	-	7.2	7.0	～	7.5	- / 12	-	-
	DO(mg/L)	11.1	4.9	～	14.3	- / 12	-	-	6.6	5.2	～	8.9	- / 12	-	-
	BOD(mg/L)	1.4	0.5	～	2.3	- / 12	-	1.5	5.4	3.5	～	6.9	- / 12	-	6.6
	COD(mg/L)	4.3	2.9	～	5	- / 7	-	4.7	18	17	～	21	- / 7	-	19
	SS(mg/L)	5	1	～	8	- / 7	-	-	5	3	～	8	- / 7	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	3.2	2.2	～	4.0	- / 4	-	-
	全リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.31	0.19	～	0.44	- / 4	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-		-	～	-	- / -	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	31	21	～	37	- / 7	-	-	88	69	～	120	- / 7	-	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	MBAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.19	0.13	～	0.24	- / 4	-	-

河川名		葛西用水													
地点名		19. 青北橋					適合率 (%)	BOD COD 75%値	20. 緑橋					適合率 (%)	BOD COD 75%値
測定項目		平均	最小値	～	最大値	m / n			平均	最小値	～	最大値	m / n		
水温 (℃)		18.5	5.4	～	32.9	- / 12	-	-	19.4	8.0	～	33.1	- / 12	-	-
透視度 (cm)		40	20	～	86	- / 12	-	-	27	10	～	56	- / 12	-	-
生活環境項目	pH	7.4	7.1	～	7.9	- / 12	-	-	8.0	7.1	～	9.2	- / 12	-	-
	DO(mg/L)	8.3	5.8	～	8.3	- / 12	-	-	11.1	5.9	～	20.0	- / 12	-	-
	BOD(mg/L)	3.3	0.8	～	10	- / 12	-	3.0	4.4	0.8	～	14.0	- / 12	-	6.6
	COD(mg/L)	6.9	3.3	～	14	- / 6	-	3.3	7.1	4.2	～	12	- / 6	-	4.2
	SS(mg/L)	12	5	～	21	- / 6	-	-	18	12	～	29	- / 6	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全窒素(mg/L)	1.8	1.3	～	2.5	- / 4	-	-	1.2	0.7	～	1.6	- / 4	-	-
	全リン(mg/L)	0.10	0.12	～	0.08	- / 4	-	-	0.11	0.06	～	0.15	- / 4	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	30	21	～	41	- / 7	-	-	31	21	～	50	- / 7	-	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	MBAS(mg/L)	0.02	0.01	～	0.03	- / 4	-	-	0.02	0.01	～	0.03	- / 4	-	-

*「m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数/総検体数」を示す。
 なお、指針値の設定されていない項目については、「- / 総検体数」と表示した。

河川名		辰井川																	
地点名		21. 柳島二の橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	22. 上町境橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値						
測定項目		平均	最小値	～	最大値			m	／	n	平均			最小値	～	最大値	m	／	n
水温(℃)		19.4	10.4	～	30.9	-	／	12	-	-	19.0	9.5	～	31.5	-	／	12	-	-
透視度(cm)		66	39	～	>100	-	／	12	-	-	37	19	～	71	-	／	12	-	-
生活環境項目	pH	7.6	7.3	～	8.0	-	／	12	-	-	7.6	7.3	～	7.8	-	／	12	-	-
	DO(mg/L)	4.9	2.8	～	9.5	-	／	12	-	-	5.1	2.2	～	8.7	-	／	12	-	-
	BOD(mg/L)	7.3	4.2	～	12	-	／	12	-	7.9	4.5	1.3	～	7.9	-	／	12	-	5.8
	COD(mg/L)	9.9	8.2	～	12	-	／	6	-	9.9	5.5	10.0	～	7.6	-	／	7	-	8.6
	SS(mg/L)	6	3	～	18	-	／	6	-	-	12	6	～	18	-	／	7	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	全窒素(mg/L)	6.5	5.5	～	7.8	-	／	4	-	-	5	4.2	～	5.9	-	／	4	-	-
	全リン(mg/L)	0.79	0.33	～	1.2	-	／	4	-	-	0.48	0.22	～	0.98	-	／	4	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	導電率(mS/m)	47	44	～	50	-	／	7	-	-	40	31	～	48	-	／	7	-	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	30	27	～	32	-	／	4	-	-
	MBAS(mg/L)	0.22	0.03	～	0.40	-	／	4	-	-	0.09	0.03	～	0.17	-	／	4	-	-

河川名		八条用水																	
地点名		23. 笹橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	24. 境橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値						
測定項目		平均	最小値	～	最大値			m	／	n	平均			最小値	～	最大値	m	／	n
水温(℃)		18.6	6.2	～	32.0	-	／	12	-	-	18.6	8.2	～	31.8	-	／	12	-	-
透視度(cm)		48	16	～	79	-	／	12	-	-	52	20	～	>100	-	／	12	-	-
生活環境項目	pH	7.7	7.2	～	8.6	-	／	12	-	-	7.9	7.2	～	9.2	-	／	12	-	-
	DO(mg/L)	13.0	6.2	～	25.1	-	／	12	-	-	12.6	7.1	～	29	-	／	12	-	-
	BOD(mg/L)	3.8	0.5	～	13	-	／	12	-	4.9	2.2	<0.5	～	8.3	-	／	12	-	3.6
	COD(mg/L)	8.2	3.7	～	12	-	／	6	-	3.7	6.6	3.7	～	8.4	-	／	6	-	3.7
	SS(mg/L)	19	5	～	29	-	／	6	-	-	9	5	～	15	-	／	6	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	全窒素(mg/L)	1.6	0.9	～	2.1	-	／	4	-	-	1.3	1.0	～	1.5	-	／	4	-	-
	全リン(mg/L)	0.14	0.089	～	0.26	-	／	4	-	-	0.09	0.081	～	0.10	-	／	4	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	導電率(mS/m)	39	21	～	57	-	／	7	-	-	36	20	～	48	-	／	7	-	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	-	／	-	-	-	-	-	～	-	-	／	-	-	-
	MBAS(mg/L)	0.02	0.01	～	0.03	-	／	4	-	-	0.01	0.01	～	0.03	-	／	4	-	-

*「m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数/総検体数」を示す。
 なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

河川名		中川						-											
地点名		25. 中川・柿木グランド				適合率 (%)	BOD COD 75%値	26. 谷古田浄化施設処理水(参考)				適合率 (%)	BOD COD 75%値						
測定項目		平均	最小値	～	最大値			m	/	n	平均			最小値	～	最大値	m	/	n
水温(℃)		18.5	8.0	～	31.2	-	/	12	-	-	～	-	-	/	-				
透視度(cm)		40	22	～	77	-	/	12	-	-	～	-	-	/	-				
生活環境項目	pH	7.6	7.2	～	8.4	0	/	12	100	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	DO(mg/L)	9.2	7.3	～	12	0	/	12	100	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	BOD(mg/L)	2.7	<0.5	～	6.9	0	/	12	100	2.5	-	-	-	～	-	-	/	-	-
	COD(mg/L)	5.9	4.3	～	8.4	-	/	6	-	5.8	-	-	-	～	-	-	/	-	-
	SS(mg/L)	15	7	～	26	0	/	6	100	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-
	全窒素(mg/L)	3.6	1.9	～	6.4	-	/	4	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-
	全リン(mg/L)	0.31	0.19	～	0.56	-	/	4	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-
	導電率(mS/m)	32	25	～	39	-	/	7	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-
	塩素イオン(mg/L)	30	22	～	47	-	/	4	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-
	MBAS(mg/L)	0.02	0.01	～	0.02	-	/	4	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-

*「m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数／総検体数」を示す。
 なお、指針値の設定されていない項目については、「-／総検体数」と表示した。

(6) 河川底質調査結果

河川底質調査結果

調査日 令和元年 11 月 6 日

河 川 名	伝右川	古綾瀬川	毛長川
地 点 名	伝右橋	綾 瀬 川 合流点前	水神橋
カドミウム (mg/kg)	3.9	1.6	0.8
鉛 (mg/kg)	130	180	48
六価クロム (mg/kg)	<0.5	<0.5	<0.5
砒 素 (mg/kg)	15	17	8.7
総水銀 (mg/kg)	0.18	0.29	0.1
アルキル水銀 (mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01
P C B (mg/kg)	0.04	0.27	<0.01
銅 (mg/kg)	210	140	120
クロム (mg/kg)	590	180	94
強熱減量 (%)	16.6	8.4	8.1
含 水 率 (%)	49.4	37.8	49.4
色 相	黒色	黒色	黒褐色
性 状	泥	泥	砂
臭 気	腐敗臭	腐敗臭	土臭

(7) 地下水水質調査結果

水質汚濁防止法第 15 条に基づく地下水水質調査結果

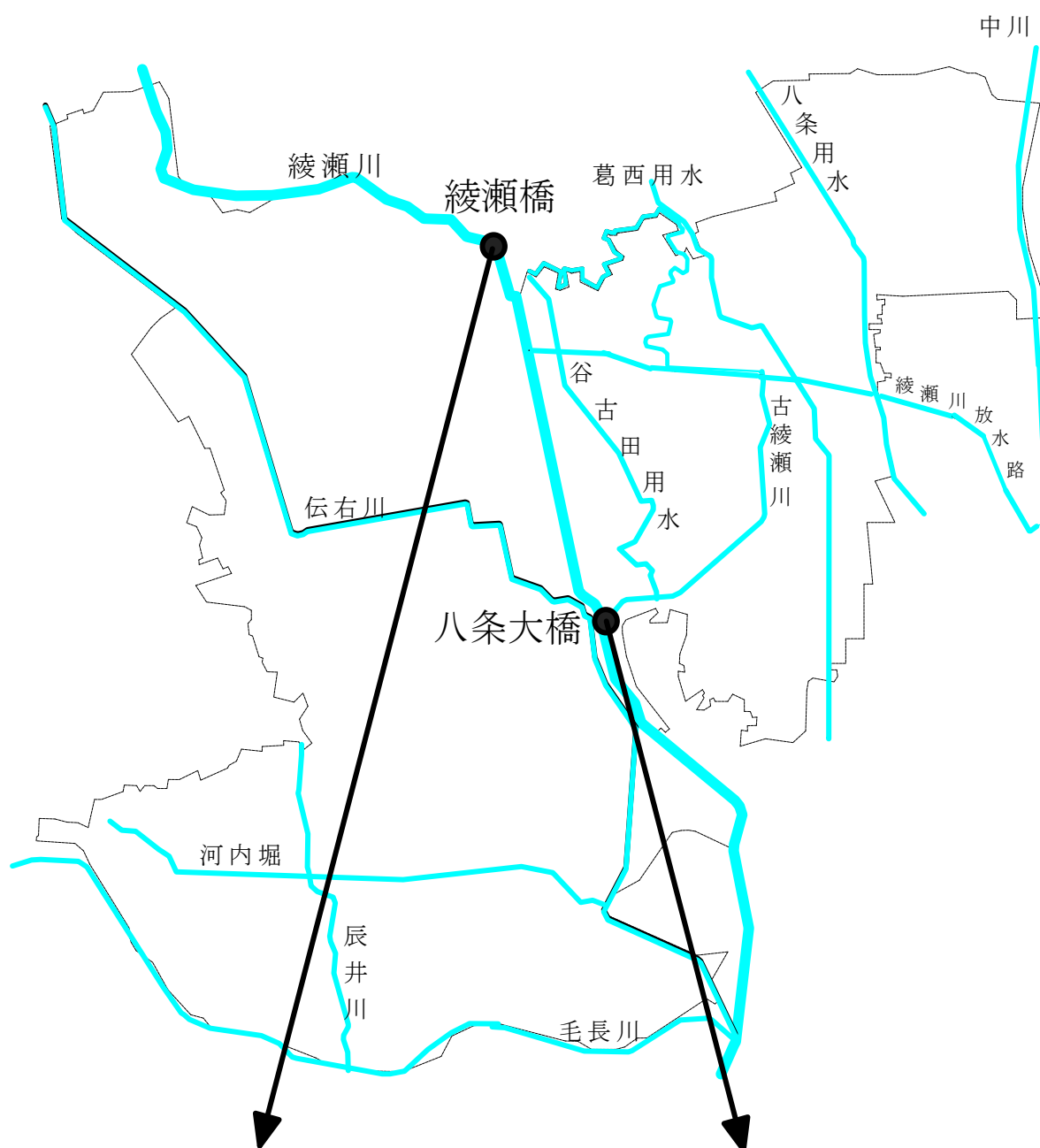
調査日 令和元年 11 月 19 日

調査場所 瀬崎

調査項目	単位	井 戸	環境基準値
カ ド ミ ウ ム (Cd)	mg/L	<0.0003	0.003
全 シ ア ン (CN)	mg/L	不検出	検出されないこと
鉛 (Pb)	mg/L	<0.001	0.01
六 価 ク ロ ム (Cr ⁶⁺)	mg/L	<0.005	0.05
砒 素 (As)	mg/L	<0.001	0.01
総 水 銀 (T-Hg)	mg/L	<0.0005	0.0005
ア ル キ ル 水 銀	mg/L	不検出	検出されないこと
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル (PCB)	mg/L	不検出	検出されないこと
ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L	<0.002	0.002
ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	<0.0002	0.02
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L	<0.0002	0.01
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L	<0.0004	0.01
四 塩 化 炭 素	mg/L	<0.002	0.002
1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	mg/L	<0.004	0.004
1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L	<0.004	0.1
シス-1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L	<0.004	0.04
トランス-1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L	<0.0005	0.04
1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L	<0.0006	0.04
1 , 1 , 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	mg/L	<0.001	1
1 , 1 , 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	mg/L	<0.0005	0.006
1 , 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	mg/L	<0.0002	0.002
チ ウ ラ ム	mg/L	<0.0006	0.006
シ マ ジ ン	mg/L	<0.0003	0.003
チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/L	<0.002	0.02
ベ ン ゼ ン	mg/L	<0.001	0.01
セ レ ン	mg/L	<0.001	0.01
硝 酸 性 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	mg/L	0.01	10
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物 (F)	mg/L	0.05	0.8
ほ う 素 及 び そ の 化 合 物 (B)	mg/L	0.04	1
1 , 4 - ジ オ キ サ ン	mg/L	<0.005	0.05

(8) 綾瀬川の生物調査結果

調査日 令和元年 7 月 9 日



綾瀬橋

テナガエビ

八条大橋

ヌマチチブ テナガエビ

(9) 国土交通省直轄一級河川水質現況調査結果(BOD 年平均値)

汚濁河川ワースト 5(一部ワースト 4)

*国による評価方法が変わったため、平成 23 年データから、BOD 水質下位ランキングは公表していません。

年次	順位	河川名	都道府県	BOD値 (mg/L)	年次	順位	河川名	都道府県	BOD値 (mg/L)	年次	順位	河川名	都道府県	BOD値 (mg/L)	年次	順位	河川名	都道府県	BOD値 (mg/L)			
47	1	綾瀬川	埼玉・東京	55.2	62	1	綾瀬川	埼玉・東京	16.6	11	1	綾瀬川	埼玉・東京	8.4	23	-	綾瀬川	埼玉・東京	3.7			
	2	大和川	奈良・大阪	19.0		2	大和川	奈良・大阪	13.6		2	大和川	奈良・大阪	7.2	24	-	綾瀬川	埼玉・東京	4.2			
	3	猪名川	大阪・兵庫	15.5		3	鶴見川	神奈川	8.3		3	鶴見川	神奈川	5.4	25	-	綾瀬川	埼玉・東京	3.8			
	4	鶴見川	神奈川	12.9		4	中川	埼玉・東京	6.0		4	中川	埼玉・東京	5.3	26	-	綾瀬川	埼玉・東京	2.5			
48	1	綾瀬川	埼玉・東京	36.1	63	1	綾瀬川	埼玉・東京	21.3	12	5	牛瀬川	静岡	3.0	27	-	綾瀬川	埼玉・東京	2.2			
	2	大和川	奈良・大阪	20.6		2	大和川	奈良・大阪	11.1		1	大和川	奈良・大阪	6.7	28	-	綾瀬川	埼玉・東京	2.2			
	3	猪名川	大阪・兵庫	15.5		3	中川	埼玉・東京	9.3		2	綾瀬川	埼玉・東京	6.5	29	-	綾瀬川	埼玉・東京	2.3			
	4	鶴見川	神奈川	12.9		4	鶴見川	神奈川	7.4		3	鶴見川	神奈川	5.0	30	-	綾瀬川	埼玉・東京	2.8			
49	1	綾瀬川	埼玉・東京	27.5	H元	5	揖保川	兵庫	6.5	13	4	中川	埼玉・東京	4.7	R1	-	綾瀬川	埼玉・東京	2.6			
	2	大和川	奈良・大阪	18.1		1	綾瀬川	埼玉・東京	14.4		5	猪名川	大阪・兵庫	3.0								
	3	鶴見川	神奈川	13.4		2	大和川	奈良・大阪	9.3		1	綾瀬川	埼玉・東京	6.4								
	4	猪名川	大阪・兵庫	11.9		3	揖保川	兵庫	6.8		2	大和川	奈良・大阪	5.6								
50	1	綾瀬川	埼玉・東京	20.2	2	4	鶴見川	神奈川	6.7	14	3	鶴見川	神奈川	5.1	15	3	鶴見川	神奈川	4.3			
	2	大和川	奈良・大阪	15.6		5	中川	埼玉・東京	5.3		4	中川	埼玉・東京	4.6		4	中川	埼玉・東京	3.8			
	3	猪名川	大阪・兵庫	12.0		1	綾瀬川	埼玉・東京	16.5		5	猪名川	大阪・兵庫	3.4		5	牛瀬川	静岡	3.0			
	4	鶴見川	神奈川	10.4		2	大和川	奈良・大阪	8.5		1	鶴見川	神奈川	5.5		16	1	綾瀬川	埼玉・東京	5.7		
51	1	綾瀬川	埼玉・東京	15.9	3	2	大和川	奈良・大阪	6.6	14	2	大和川	奈良・大阪	5.5	2		中川	埼玉・東京	4.6			
	2	大和川	奈良・大阪	13.5		3	鶴見川	兵庫	6.3		3	綾瀬川	埼玉・東京	5.4	3		大和川	奈良・大阪	4.6			
	3	鶴見川	神奈川	10.9		4	揖保川	兵庫	4.5		4	猪名川	大阪・兵庫	4.1	4		鶴見川	神奈川	4.5			
	4	猪名川	大阪・兵庫	7.5		5	猪名川	大阪・兵庫	4.5		5	中川	埼玉・東京	3.9	5		牛瀬川	静岡	2.7			
52	1	大和川	奈良・大阪	19.3	4	1	綾瀬川	埼玉・東京	19.5	15	1	大和川	奈良・大阪	5.3	17	1	大和川	奈良・大阪	6.4			
	2	綾瀬川	埼玉・東京	19.0		2	大和川	奈良・大阪	9.5		2	綾瀬川	埼玉・東京	4.9		2	鶴見川	神奈川	4.7			
	3	鶴見川	神奈川	10.6		3	揖保川	兵庫	9.3		3	鶴見川	神奈川	4.3		3	大和川	奈良・大阪	4.6			
	4	揖保川	兵庫	6.2		4	中川	埼玉・東京	7.2		4	中川	埼玉・東京	3.8		4	鶴見川	神奈川	4.5			
53	1	大和川	奈良・大阪	19.7	5	5	鶴見川	神奈川	7.0	16	5	牛瀬川	静岡	3.0	18	1	大和川	奈良・大阪	4.7			
	2	綾瀬川	埼玉・東京	19.0		1	綾瀬川	埼玉・東京	22.7		1	綾瀬川	埼玉・東京	5.7		2	中川	埼玉・東京	4.6			
	3	鶴見川	神奈川	13.8		2	大和川	奈良・大阪	11.1		2	大和川	奈良・大阪	4.6		3	大和川	奈良・大阪	4.6			
	4	揖保川	兵庫	7.7		3	揖保川	兵庫	11.0		3	大和川	奈良・大阪	4.6		4	鶴見川	神奈川	4.5			
54	1	大和川	奈良・大阪	13.9	6	4	中川	埼玉・東京	7.6	17	4	鶴見川	神奈川	4.7	19	1	大和川	奈良・大阪	4.7			
	2	綾瀬川	埼玉・東京	13.4		5	鶴見川	神奈川	6.9		5	牛瀬川	静岡	2.7		2	綾瀬川	埼玉・東京	4.2			
	3	鶴見川	神奈川	13.4		1	綾瀬川	埼玉・東京	14.1		1	大和川	奈良・大阪	4.7		3	中川	埼玉・東京	3.8			
	4	揖保川	兵庫	7.3		2	大和川	奈良・大阪	11.7		2	鶴見川	神奈川	4.7		4	鶴見川	神奈川	3.6			
55	1	綾瀬川	埼玉・東京	13.8	7	3	揖保川	兵庫	7.2	18	3	鶴見川	神奈川	4.3	20	3	猪名川	大阪・兵庫	3.6			
	2	鶴見川	神奈川	12.4		4	中川	埼玉・東京	7.2		4	中川	埼玉・東京	4.7		4	中川	埼玉・東京	3.6			
	3	大和川	奈良・大阪	10.9		5	中川	埼玉・東京	7.1		5	猪名川	大阪・兵庫	3.5		5	鶴見川	神奈川	3.2			
	4	揖保川	兵庫	5.1		1	綾瀬川	埼玉・東京	15.4		1	大和川	奈良・大阪	4.7		21	1	綾瀬川	埼玉・東京	3.7		
56	1	綾瀬川	埼玉・東京	14.4	8	2	大和川	奈良・大阪	12.9	19	2	綾瀬川	埼玉・東京	4.6	2		中川	埼玉・東京	3.2			
	2	鶴見川	神奈川	13.9		3	鶴見川	神奈川	7.5		3	鶴見川	神奈川	4.3	3		大和川	奈良・大阪	3.2			
	3	大和川	奈良・大阪	12.4		4	中川	埼玉・東京	6.9		4	中川	埼玉・東京	4.2	4		猪名川	大阪・兵庫	3.1			
	4	猪名川	大阪・兵庫	7.3		5	牛瀬川	静岡	6.2		5	猪名川	大阪・兵庫	3.4	5		鶴見川	神奈川	2.7			
57	1	綾瀬川	埼玉・東京	16.0	9	1	大和川	奈良・大阪	16.2	20	1	大和川	奈良・大阪	4.7	22	1	綾瀬川	埼玉・東京	3.7			
	2	大和川	奈良・大阪	13.6		2	綾瀬川	埼玉・東京	12.2		2	綾瀬川	埼玉・東京	4.2		2	猪名川	大阪・兵庫	3.3			
	3	鶴見川	神奈川	9.2		3	鶴見川	神奈川	8.8		3	中川	埼玉・東京	3.8		3	中川	埼玉・東京	3.1			
	4	揖保川	兵庫	5.7		4	中川	埼玉・東京	6.8		4	鶴見川	神奈川	3.6		4	大和川	奈良・大阪	2.8			
58	1	綾瀬川	埼玉・東京	15.3	10	5	牛瀬川	静岡	4.1	21	5	猪名川	大阪・兵庫	3.3	22	5	鶴見川	神奈川	2.7			
	2	大和川	奈良・大阪	12.2		7	1	大和川	奈良・大阪		11.7	19	1	大和川		奈良・大阪	4.7	22	1	綾瀬川	埼玉・東京	3.7
	3	鶴見川	神奈川	7.5			2	綾瀬川	埼玉・東京		10.5		2	大和川		奈良・大阪	4.2		2	猪名川	大阪・兵庫	3.3
	4	揖保川	兵庫	5.7			3	鶴見川	神奈川		9.5		3	猪名川		大阪・兵庫	3.6		3	中川	埼玉・東京	3.1
59	1	綾瀬川	埼玉・東京	14.2	8		4	中川	埼玉・東京	6.3	20		4	中川	埼玉・東京	3.6	21		4	猪名川	大阪・兵庫	3.1
	2	大和川	奈良・大阪	13.1		5	猪名川	大阪・兵庫	5.1	5		鶴見川	神奈川	3.2	5	鶴見川			神奈川	2.7		
	3	鶴見川	神奈川	8.6		9	1	綾瀬川	埼玉・東京	9.1		21	1	綾瀬川	埼玉・東京	3.7		22	1	綾瀬川	埼玉・東京	3.7
	4	揖保川	兵庫	6.8			2	大和川	奈良・大阪	8.7			2	中川	埼玉・東京	3.2			2	猪名川	大阪・兵庫	3.3
60	1	綾瀬川	埼玉・東京	13.5	9		3	鶴見川	神奈川	5.8	22		3	大和川	奈良・大阪	3.2	22		3	大和川	奈良・大阪	3.2
	2	大和川	奈良・大阪	13.1			4	中川	埼玉・東京	4.7			4	猪名川	大阪・兵庫	3.1			4	猪名川	大阪・兵庫	3.1
	3	揖保川	兵庫	9.3		5	猪名川	大阪・兵庫	4.6	5		鶴見川	神奈川	2.7	5	鶴見川			神奈川	2.7		
	4	鶴見川	神奈川	7.2		1	大和川	奈良・大阪	5.8	1		綾瀬川	埼玉・東京	3.7	1	綾瀬川		埼玉・東京	3.7			
61	1	綾瀬川	埼玉・東京	18.2	10	2	鶴見川	神奈川	5.6	22	2	猪名川	大阪・兵庫	3.3	22	2		猪名川	大阪・兵庫	3.3		
	2	大和川	奈良・大阪	12.9		3	綾瀬川	埼玉・東京	5.5		3	中川	埼玉・東京	3.1		3	中川	埼玉・東京	3.1			
	3	揖保川	兵庫	8.4		4	中川	埼玉・東京	3.6		4	大和川	奈良・大阪	2.8		4	大和川	奈良・大阪	2.8			
	4	鶴見川	神奈川	8.2		5	猪名川	大阪・兵庫	2.8		5	鶴見川	神奈川	2.7		5	鶴見川	神奈川	2.7			

※平成 3 年から平成 8 年までの順位は、7.5%値の BOD により評価されています。
また、平均値で同値の場合は、7.5%値で評価されています。

7 大気汚染

(1) 大気監視システムの歩み

年 度	内 容
昭和49年度	NEC製テレメーター観測装置及び一斉指令受信装置設置 中央局：本庁3階 測定局：保健所局、瀬崎局、新田局 受信局：草加中、草加小、高砂小、高砂保育園、小澤幼稚園
昭和61年度	パソコンを使用したDRAPSシステム（大気汚染常時監視システム）に更新
昭和63年度	DRAPSシステムをバージョンアップ 東京外かく環状道路に対応し、県が草加市（原町）及び和光市に自排局を設置
平成元年度	新田局、瀬崎局を電話回線によりオンライン化
平成2年度	県が草加第2局（国道4号線自排局）とのオンライン化による常時監視を開始
平成3年度	東京外かく環状道路の供用開始 八幡みなみ公園測定局（外環自排局）システム稼働
平成8年度	DRAPSシステムをECODAS32システム（DRAPSシステムのWINDOWS版）に変更 埼玉県政令市等大気監視システムの導入により埼玉県が管理している大気常時監視データが確認可能に
平成11年度	東京外かく環状道路常時監視測定局の八幡みなみ公園測定局を旭町へ移設 移設に伴い名称を旭町測定局に変更
平成13年度	新田局、瀬崎局の測定器を湿式から乾式へ変更
平成17年度	旭町測定局の廃止
平成18年度	権限委譲に伴い、測定局3局が県から移管 草加市西町局、草加市花栗自排局、草加市原町自排局と名称変更 新田局、瀬崎局の廃止
平成19年度	草加市花栗自排局の二酸化硫黄・浮遊粒子状物質計を交換 草加市花栗自排局の一酸化炭素の測定廃止
平成21年度	草加市花栗自排局、草加市原町自排局の窒素酸化物計を交換 草加市西町局の一酸化炭素計を交換 草加市花栗自排局の風向・風速計を交換
平成23年度	草加市原町自排局の風向・風速計を交換

年 度	内 容
平成24年度	草加市西町局の風向・風速計を交換 草加市西町局の二酸化硫黄計を交換 草加市花栗自排局の微小粒子状物質（PM2.5）計を設置
平成25年度	草加市大気汚染常時監視システムをアナログ回線から光回線に改造 草加市花栗自排局、原町自排局の浮遊粒子状物質計を交換
平成26年度	草加市西町局のオゾン計、窒素酸化物計を交換 草加市花栗自排局の風向・風速計を交換
平成27年度	草加市西町局の炭化水素計を交換 草加市花栗自排局の二酸化硫黄・浮遊粒子状物質計を交換 草加市花栗自排局の炭化水素の測定廃止
平成28年度	草加市西町局の温度・湿度計を交換 草加市原町自排局の風向・風速計を交換
平成29年度	草加市西町局の一酸化炭素計、風向・風速計を交換
平成30年度	草加市花栗自排局の窒素酸化物計を交換 市役所本庁舎の解体に伴い本庁舎屋上設置の自動雨水採水器を廃止、 同機器を本庁舎西棟屋上へ新設
令和元年度	草加市原町自排局の窒素酸化物計を交換 草加市花栗自排局の風向・風速計を交換

(2) 大気汚染に係る環境基準

対象物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、 かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、 かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、 かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、 かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内 又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

(3) 環境基準による大気汚染の評価

① 短期的評価（光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質）

二酸化硫黄等の大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間について環境基準の評価を行います。

この場合、地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動にてらし、異常と思われる測定値が得られた際においては、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定器に起因する場合等、地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合には、当然評価対象としません。

なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（上記の評価対象としない測定値を含む）が1日（24時間）のうち4時間をこえる場合には、評価対象としません。

② 長期的評価

本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要です。しかしながら、現在の測定体制においては測定精度に限界があること、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を実施します。

- ・二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（1日平均値の2%除外値）

1日平均値である測定値（①の評価対象としない測定値は除く。）につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行います。ただし、1日平均値につき環境基準をこえる日が2日以上連続した場合には、このような取扱いはい行いません。

- ・二酸化窒素（98パーセント値評価）

二酸化窒素による大気汚染の評価は、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppmを超える場合は、達成されていないものと評価します。

- ・微小粒子状物質

長期基準（1年平均値）に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較します。また、短期基準（1日平均値）に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準と比較します。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価します。

(4) 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例による有害ガスに係る規制基準

ガスの種類	規制基準	測定方法
アンモニア	50ppm	日本産業規格K0099
フッ素及びフッ素化合物	3ppm	日本産業規格K0105
シアン化水素	10ppm	日本産業規格K0109
ホルムアルデヒド	10ppm	日本産業規格K0303
硫化水素	10ppm	日本産業規格K0108
塩化水素	25ppm	日本産業規格K0107
塩素	10ppm	日本産業規格K0106
臭素及び臭素化合物	10ppm	日本産業規格K0085 ただし、臭化メチルは日本工業規格K0114又はK0123
窒素酸化物	200ppm	日本産業規格K0104
硫酸（三酸化硫黄を含む）	1mg/Nm ³	日本産業規格K0103
クロム化合物	1mg/Nm ³	日本産業規格K0102・65・2
メタノール	左欄に掲げるガスのそれぞれの量の合計につき 200ppm。 ただし、ベンゼンは 50ppm、 トリクロロエチレンは 100ppm、 テトラクロロエチレンは 100ppm。	ベンゼンは日本産業規格K0088、 トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンは日本産業規格K0305、 その他は日本産業規格K0114又はK0123。
イソアミルアルコール		
イソプロピルアルコール		
アセトン		
メチルエチルケトン		
メチルイソブチルケトン		
ベンゼン		
トルエン		
キシレン		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
酢酸メチル		
酢酸エチル		
酢酸ブチル		
及びヘキサン		

〔備考〕

- ① フッ素及びフッ素化合物のうちフッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素については、大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号）別表第 1 に掲げる施設及び埼玉県生活環境保全条例別表第 2 に掲げる施設に係るものを除く。
- ② 塩化水素、塩素及び窒素酸化物については、大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる施設に係るものを除く。
- ③ 測定点は、工場又は事業場の煙突その他の気体排出口とする。

(5) 大気測定局・測定項目一覧表

項目 測定局	区分	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	メタン	全炭化水素	風向・風速	温度・湿度
草加市西町	一般	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○
草加市花栗自排	自排	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	—
草加市原町自排	自排	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—

*一般・・・一般環境大気測定局のことで、一定地域における大気汚染状況の継続的把握、発生源からの排出による汚染への寄与及び高濃度地域の特定、汚染防止対策の効果の把握といった目的が効率的に達せられるように配置されています。

*自排・・・自動車排出ガス測定局のことで、自動車排出ガスに起因する大気汚染の状況を常時監視するため、交差点、道路及び道路端付近に設置された測定局で、自動車排出ガスによる大気汚染状況が効率的に監視できるよう、道路、交通量等の状況を勘案されて配置されています。

(6) 二酸化硫黄(SO₂)

① 二酸化硫黄の年間値

測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準達成○ 非達成×	
		(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	短期的評価	長期的評価
草加市西町	一中	360	8,599	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.003	○	0	○	○
草加市花栗自排	準住	365	8,674	0.002	0	0.0	0	0.0	0.009	0.004	○	0	○	○

(注)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超える日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数です。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外値該当日に入っている日数分については除外しません。

② 二酸化硫黄の経年変化

測定局	年平均値 (ppm)					日平均値の2%除外値 (ppm)				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
草加市西町	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003
草加市花栗自排	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004

(7) 窒素酸化物 (NOx)

① 二酸化窒素の年間値

測 定 局	用途地域	二酸化窒素 (NO ₂)													環境基準 ○・×	
		有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値		98%評価の0.06ppm超の日数
						(日)	時間	(ppm)	(ppm)	時間	(%)	時間	(%)			
草 加 市 西 町	一中	360	8,582	0.015	0.073	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.033	0	○
草加市花栗自排	準住	365	8,680	0.018	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.8	0.038	0	○
草加市原町自排	二住	365	8,677	0.019	0.071	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.036	0	○

② 二酸化窒素の経年変化

測 定 局	二酸化窒素 (NO ₂)									
	年平均値 (ppm)					日平均値の年間98%値 (ppm)				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
草 加 市 西 町	0.019	0.017	0.018	0.016	0.015	0.040	0.038	0.041	0.040	0.033
草加市花栗自排	0.023	0.020	0.021	0.019	0.018	0.046	0.043	0.046	0.043	0.038
草加市原町自排	0.024	0.022	0.022	0.020	0.019	0.041	0.041	0.041	0.041	0.036

③ 一酸化窒素及び窒素酸化物の年間値

測 定 局	用途地域	一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO ₂)					年平均値 $\frac{NO_2}{NO+NO_2}$
		有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	
		(日)	時間	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	時間	(ppm)	(ppm)	(ppm)	
草 加 市 西 町	一中	360	8,582	0.004	0.155	0.023	360	8,582	0.019	0.198	0.054	77.2
草加市花栗自排	準住	365	8,680	0.010	0.233	0.043	365	8,680	0.028	0.289	0.077	63.6
草加市原町自排	二住	365	8,677	0.011	0.214	0.045	365	8,677	0.030	0.252	0.077	64.4

④ 一酸化窒素及び窒素酸化物の経年変化

測 定 局	一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO ₂)				
	年平均値 (ppm)					年平均値 (ppm)				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
草 加 市 西 町	0.008	0.007	0.008	0.005	0.004	0.026	0.025	0.026	0.022	0.019
草加市花栗自排	0.017	0.015	0.015	0.012	0.010	0.040	0.035	0.036	0.031	0.028
草加市原町自排	0.016	0.014	0.014	0.012	0.011	0.040	0.037	0.036	0.032	0.030

(8) 浮遊粒子状物質 (SPM)

① 浮遊粒子状物質の年間値

測 定 局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10 mg /m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値0.10mg/m ³ を超えた日数	測定方法	環境基準達成○非達成×	
	日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有×・無○	(日)		短期的評価	長期的評価
草 加 市 西 町	362	8,687	0.018	0	0.0	0	0.0	0.109	0.042	○	0	β線吸収法	○	○
草加市花栗自排	360	8,632	0.016	0	0.0	0	0.0	0.150	0.039	○	0	β線吸収法	○	○
草加市原町自排	364	8,724	0.019	0	0.0	0	0.0	0.127	0.045	○	0	β線吸収法	○	○

② 浮遊粒子状物質の経年変化

測 定 局	年平均値 (mg/m ³)					日平均値の2%除外値 (mg/m ³)				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
草 加 市 西 町	0.022	0.020	0.020	0.021	0.018	0.056	0.044	0.043	0.047	0.042
草加市花栗自排	0.023	0.019	0.018	0.018	0.016	0.046	0.041	0.041	0.043	0.039
草加市原町自排	0.023	0.021	0.021	0.021	0.019	0.057	0.046	0.046	0.049	0.045

(9) 微小粒子状物質 (PM2.5)

① 微小粒子状物質の年間値

測 定 局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の最高値	日平均値が35.0 μg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が35.0 μg/m ³ を超えた日数	測定方法	環境基準達成○非達成×
	日	時間	μg/m ³	μg/m ³	日	%	μg/m ³	μg/m ³	日		
草加市花栗自排	354	8,717	9.6	33.8	0	0.0	69	20.9	0	β線吸収法	○

② 微小粒子状物質の経年変化

測 定 局	年平均値 (μg/m ³)				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
草加市花栗自排	12.5	11.6	12	11.3	9.6

(10) 一酸化炭素 (CO)

① 一酸化炭素の年間値

測 定 局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	環境基準達成○非達成×	
	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	短期的評価	長期的評価
草 加 市 西 町	365	8,678	0.3	0	0.0	0	0.0	1.5	0.5	○	0	○	○

② 一酸化炭素の経年変化

測 定 局	年平均値 (ppm)					日平均値の2%除外値 (ppm)				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
草 加 市 西 町	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5

(11) 光化学オキシダント (Ox)

① 光化学オキシダントの年間値

測 定 局	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1時間 値の年 平均値	昼間の 1時間値が 0.06ppmを超 えた日数と 時間数		昼間の1時間 値が0.12ppm 以上の日数と 時間数		昼間の1 時間値 の最高 値	昼間の 日最高 1時間 値の年 平均値	環境基準 達成○ 非達成×
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	
草加市西町	365	5,416	0.030	69	312	2	3	0.150	0.046	×

② 光化学オキシダントの経年変化

測 定 局	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた 時間数 (時間)					昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数 (日)				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
草加市西町	399	275	334	394	312	5	1	3	3	2

③ 光化学スモッグ注意報等年度別発令回数 (県南東部地区)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
予 報	17	9	3	11	8	7	0	6	4	9
注意報	16	6	4	6	5	7	1	9	7	2
警 報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

④ 光化学スモッグの発令基準

発令区分	発 令 基 準
予 報	気象条件及びオキシダント測定値等を検討し、下三欄のいずれかの状態が発生すると予測されるとき。
注 意 報	草加を含む近隣の測定局において、オキシダント測定値が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。
警 報	草加を含む近隣の測定局において、オキシダント測定値が0.20ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。
重大緊急報	草加を含む近隣の測定局において、オキシダント測定値が0.40ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。

(12) 炭化水素 (HC)

① 非メタン炭化水素の年間値

測 定 局	測 定 時 間	年 平 均 値	6～9時 における年平 均 値	6 ～ 9 時 間 日 数	6 ～ 9 時 3 時 間 平 均 値		6～9時 3時間平均値 が0.20ppmCを 超えた日数と その割合		6～9時 3時間平均値 が0.31ppmCを 超えた日数と その割合		指針と 比較
					最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)	
草 加 市 西 町	8,662	0.15	0.16	366	0.83	0.03	85	23.2	34	9.3	×

② 非メタン炭化水素の経年変化

測 定 局	用 途 地 域	非メタン炭化水素														
		年平均値 (ppmC)					6～9時における年平均値 (ppmC)					6～9時3時間平均値が 0.31ppmCを超えた日数 (日)				
		H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1
草 加 市 西 町	一中	0.19	0.16	0.18	0.17	0.15	0.21	0.17	0.19	0.18	0.16	59	41	57	38	34
草加市花栗自排	準住	0.19	-	-	-	-	0.18	-	-	-	-	41	-	-	-	-

※花栗自排はH27年度で廃止

③ メタン及び全炭化水素の年間値

測 定 局	メタン						全炭化水素					
	測 定 時 間	年 平 均 値	6～9時 における年平 均 値	6 ～ 9 時 間 日 数	6～9時 3時間平均値		測 定 時 間	年 平 均 値	6～9時 における年平 均 値	6～9 時間 値 日 数	6～9時 3時間平均値	
					最高値	最低値					最高値	最低値
	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)
草 加 市 西 町	8,662	1.97	1.99	366	2.34	1.81	8,662	2.12	2.15	366	3.17	1.88

④ 全炭化水素の経年変化

測 定 局	全炭化水素				
	年平均値 (ppmC)				
	H27	H28	H29	H30	R1
草 加 市 西 町	2.13	2.11	2.14	2.13	2.12
草加市花栗自排	2.01	-	-	-	-

(13) 施設の設置状況

(令和2年3月31日現在)

		事業所数	施設数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	76	206
	一般粉じん発生施設	4	5
	特定粉じん発生施設	0	0
ダイオキシン対策特別措置法		5	5
埼玉県生活環境保全条例	指定ばい煙発生施設	31	36
	指定粉じん発生施設	5	14

(14) 立入検査の実施状況

		立入事業所数	立入施設数	煙道検査数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	※14	71	※0
	一般粉じん発生施設	0	0	0
	特定粉じん発生施設	0	0	0
ダイオキシン対策特別措置法		6	6	0
埼玉県生活環境保全条例	指定ばい煙発生施設	※8	25	※1
	指定粉じん発生施設	0	0	0

※市のみ

(15) 野焼きパトロール実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	379	363	361	366	364

※ 平成17年度から消防署で実施

8 騒音・振動

(1) 環境基準(騒音)

① 一般の環境基準

(単位：デシベル)

地域の区分		時間の区分 昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
A 地域	第1種低層住居専用地域	55以下	45以下
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
B 地域	第1種住居地域	55以下	45以下
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域	60以下	50以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

備考 工業専用地域については適用されません。

② 道路に面する地域の環境基準

次表に掲げる地域に該当する地域については、上表によらず次表の基準値とします。

(単位：デシベル)

地域の区分	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域		

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

③ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

(単位：デシベル)

区 分	昼 間	夜 間
屋 外	70以下	65以下
窓を閉めた屋内	45以下	40以下

- 備考
- 1 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道4車線以上の市町村道、及び、一般自動車道であって都市計画法施行規則7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいいます。
 - 2 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいいます。
 - 3 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときです。

(2) 要請限度

① 指定地域内における自動車騒音の要請限度

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

備考 a 区域 第1種・第2種低層住居専用地域、

第1種・第2種中高層住居専用地域

b 区域 第1種・第2種住居地域、準住居地域、

用途地域が定められていない地域

c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

② 幹線交通を担う道路に近接する空間における自動車騒音の要請限度（特例）

(単位：デシベル)

昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
75	70

③ 指定地域内における道路交通振動の要請限度

(単位：デシベル)

時間の区分 地域の区分	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
第一種区域 第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途が指定されていない地域	65	60
第二種区域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

(3) 工場等に係る騒音・振動の規制基準

(騒音規制法、振動規制法、埼玉県生活環境保全条例、草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例（以下「市条例」とする。）)

(単位：デシベル)

地域の区分	騒音			振動	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
第1種・第2種低層住居専用地域	50	45	45	60	55
第1種・第2種中高層住居専用地域					
第1種・第2種住居地域	55	50	45	60	55
準住居地域					
用途地域が指定されていない地域	65	60	50	65	60
近隣商業地域					
商業地域	70	65	60	65	60
準工業地域					
工業地域	70	65	60	65	60
工業専用地域					

備考 1 振動に関しては振動規制法、埼玉県生活環境保全条例は工業専用地域については適用しません。

2 騒音規制に係る時間の区分

朝・・・午前6時から午前8時まで 昼・・・午前8時から午後7時まで
 夕・・・午後7時から午後10時まで 夜・・・午後10時から午前6時まで

3 振動規制に係る時間の区分

昼・・・午前8時から午後7時まで 夜・・・午後7時から午前8時まで

(4) 特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

(騒音規制法、振動規制法、市条例)

(単位：デシベル)

規制種別	区域 の 区分	特 定 建 作 業 の 種 類					振動関係
		騒音関係					
		杭打ち機	びょう 打ち機	さく岩機	空気 圧縮機	コンクリート プラント等	
基準値	1号 2号	85					75
作業禁止 時間	1号	午後7時～午前7時					
	2号	午後10時～午前6時					
最大作業 時間	1号	10時間／日以内					
	2号	14時間／日以内					
最大作業 日数	1号	連続6日以内					
	2号						
作業 禁止日	1号	日曜日及び休日					
	2号						

備考 1 騒音及び振動の大きさは、特定建設作業を行っている場所の敷地境界線の値です。

2 基準には、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられています。

3 1号区域とは、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、用途地域が定められていない地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち学校、病院等の施設の敷地境界線から80mまでの区域をいいます。

4 2号区域とは、指定地域内のうち前号に掲げる区域以外の区域をいいます。

(5) 廃棄物・原材料等の保管場所、自動車駐車場、トラックターミナルにおける規制
(埼玉県生活環境保全条例)

(単位：デシベル)

時間の区分 地域の区分	騒 音			振 動	
	昼 間	朝・夕	夜 間	昼 間	夜 間
第1種・第2種低層住居専用地域	50	45	45	60	55
第1種・第2種中高層住居専用地域					
第1種・第2種住居地域	55	50	45		
準住居地域					
用途地域が指定されていない地域	65	60	50	65	60
近隣商業地域					
商業地域					
準工業地域	70	65	60		
工業地域					
工業専用地域					

備考 振動に関しては振動規制法、埼玉県生活環境保全条例は工業専用地域については適用しません。

(6) 深夜営業騒音の規制

(埼玉県生活環境保全条例)

① 音響機器の使用時間の制限

対象区域	対象営業	対象機器
第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域が指定されていない地域 近隣商業地域 準工業地域	飲食店 喫茶店 ボーリング場 バッティングセンター ゴルフ練習場 小売店（面積500m ² 以上） 公衆浴場（保養目的）	カラオケ装置 ステレオセットその他の音響機器 拡声装置 録音・再生装置 有線ラジオ放送装置 楽器

午後11時から翌日の午前6時まで上表の機器の使用が禁止されています。

備考 音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合を除きます。

② 音量の制限

午後10時から翌日の午前6時まで下表のとおり制限されています。

(単位：デシベル)

区域の区分	第1種・第2種低層 住居専用地域 第1種・第2種中高層 住居専用地域	第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域が指定 されていない地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域 工業専用地域
規制 基準値	45	45	50	50

(7) 拡声器騒音(商業宣伝)の規制

(埼玉県生活環境保全条例)

① 使用基準

(単位：デシベル)

時間の区分		午前10時から午後6時まで		午後6時から 午前10時まで
		固 定	移 動	
地域の区分				
第1種・第2種低層住居専用地域		60	70	使用禁止
第1種・第2種中高層住居専用地域				
第1種・第2種住居地域				
準住居地域		65	75	
用途地域が指定されていない地域				
近隣商業地域				
商業地域		75	85	
準工業地域				
工業地域		80	85	
工業専用地域				

② 使用方法

	使 用 方 法
固 定	1回の使用は、20分以内で次の使用まで10分以上休む
移 動	学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの 周囲約100mでは使用禁止
航空機	原則として使用禁止

(8) 法、県・市条例届出状況

① 騒音規制法に基づく特定施設に係る届出件数

特定施設の種類の	設置届出数		廃止届出数		数変更届出数	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1. 金属加工機械	0	0	0	0	0	0
2. 空気圧縮機及び送風機	1	1	0	0	0	0
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	0	0	0	0	0	0
4. 織機	0	0	0	0	0	0
5. 建設用資材製造機械	0	0	0	0	0	0
6. 穀物用製粉機	0	0	0	0	0	0
7. 木材加工機械	0	0	0	0	0	0
8. 抄紙機	0	0	0	0	0	0
9. 印刷機械	1	3	0	0	0	0
10. 合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	0	0
11. 鋳造型機	0	0	0	0	0	0
合 計		4		0		0
工 場 実 数	2		0		0	

② 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る届出件数

特定建設作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	19
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	47
空気圧縮機を使用する作業	6
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
バックホウ等を使用する作業	49
合 計	121

③ 振動規制法に基づく特定施設に係る届出件数

特定施設の種類	設置届出数		廃止届出数		数変更届出数	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1. 金属加工機械	0	0	0	0	0	0
2. 圧縮機	1	1	0	0	1	0
3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	0	0	0	0	0	0
4. 織機	0	0	0	0	0	0
5. コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	0	0	0	0	0	0
6. 木材加工機械	0	0	0	0	0	0
7. 印刷機械	0	0	1	0	0	0
8. ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	0	0	0	0	0	0
9. 合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	0	0
10. 鋳造型機	0	0	0	0	0	0
合 計		1		0		0
工 場 実 数	1		1		1	

④ 振動規制法に基づく特定建設作業に係る届出件数

特定建設作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	18
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0
舗装版破砕機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	51
その他	0
合 計	69

⑤ 埼玉県生活環境保全条例に基づく指定騒音施設に係る届出件数

指定騒音施設の種類	設置届出数		廃止届出数		数変更届出数	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
木材加工機械	0	0	0	0	0	0
合成樹脂用の粉砕機	0	0	0	0	0	0
ペレタイザー	0	0	0	0	0	0
コルゲートマシン	0	0	0	0	0	0
シェイクアウトマシン	0	0	0	0	0	0
ダイカスト機	0	0	0	0	0	0
冷却塔	0	0	0	0	0	0
合 計		0		0		0
工 場 実 数	0		0		0	

⑥ 埼玉県生活環境保全条例に基づく指定騒音作業に係る届出件数

指定騒音作業の種類	届出件数	
	工場数	施設数
金属板のつち打加工を行う作業	0	0
ハンドグラインダーを使用する作業	1	2
電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業	0	0
合 計	1	0
工 場 実 数	1	0

⑦ 埼玉県生活環境保全条例に基づく指定振動施設に係る届出件数

指定振動施設の種類	設置届出数		廃止届出数		数変更届出数	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
シェイクアウトマシン	0	0	0	0	0	0
オシレイティングコンベア	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0
工 場 実 数	0		0		0	

⑧ 市条例に基づく特定建設作業に係る届出件数

特定建設作業の種類	届出件数
アースオーガーと併せて杭打機を使用する作業	5
インパクトレンチを使用する作業	6
コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打込作業	3
バイブレーションローラー及びランマーを使用する作業	158
電動工具を使用するはつり作業	27
電力源として発電機を使用する作業	5
原動機を使用する整地作業	3
その他	3
合 計	210

(9) 自動車交通騒音常時監視結果(面的評価)

① 面的評価

評 価 対 象 道 路				評 価 区 間 全 体								
路線名	車線数	評価区間の 始点住所	評価区間の 終点住所	評価対象 住居等 戸数 ①＋②＋ ③＋④	昼間・夜間とも 基準値以下 ①		昼間のみ 基準値以下 ②		夜間のみ 基準値以下 ③		昼間・夜間とも 基準値超過 ④	
					戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
一般国道4号東埼玉 道路	2	青柳6丁目	柿木町	10	10	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
足立越谷線	2	瀬崎	金明町	4,632	4,437	95.8	174	3.8	0	0.0	21	0.5
越谷鳩ヶ谷線	2	新栄	新栄	254	218	85.8	35	13.8	0	0.0	1	0.4
谷塚停車場線	2	瀬崎1丁目9	瀬崎1丁目8	253	253	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
全 体 （ 合 計 ）				5,149	4,918	95.5	209	4.1	0	0.0	22	0.4

② 交通量・平均走行速度調査

対象路線名	測定時刻	10分間交通量 (台/10分間)								平均走行速度 (km/時)	
		上り				下り				上り	下り
		大型Ⅰ	大型Ⅱ	小型	二輪	大型Ⅰ	大型Ⅱ	小型	二輪		
一般国道4号東埼玉道路	1:00	3	6	9	2	0	4	9	0	48	61
	13:00	4	14	93	1	8	17	52	0	37	52
	15:00	6	12	67	0	4	22	66	3	36	51
	22:00	4	6	21	1	2	4	26	1	41	56
足立越谷線	2:00	0	2	25	1	1	2	20	0	44	45
	12:10	0	11	63	1	6	7	53	2	39	42
	15:00	3	8	80	1	5	9	64	4	34	36
	23:00	1	2	20	1	1	2	41	0	40	39
足立越谷線	1:00	2	2	26	2	3	1	20	1	39	44
	11:10	4	7	90	3	5	4	75	1	40	39
	14:10	5	12	86	3	3	12	75	1	41	39
	22:00	3	2	50	1	0	5	42	4	39	43
越谷鳩ヶ谷線	2:00	0	3	6	0	1	1	9	0	47	53
	14:00	2	9	32	0	3	12	46	2	48	57
	16:00	1	13	50	2	1	13	70	0	46	50
	23:00	0	2	14	2	0	11	1	0	46	55
谷塚停車場線	0:00	0	0	2	0	0	0	8	0	31	32
	3:00	0	0	1	0	0	0	2	0	31	29
	13:00	2	0	11	0	1	1	28	3	28	29
	16:00	0	0	13	1	2	0	27	2	27	25

9 悪臭

悪臭に係る規制基準

① 悪臭防止法

a 敷地境界線における規制基準（22 物質）

特定悪臭物質	(ppm)	特定悪臭物質	(ppm)	特定悪臭物質	(ppm)
アンモニア	1	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	スチレン	0.4
メチルメルカプタン	0.002	イソブチルアルデヒド	0.02	キシレン	1
硫化水素	0.02	ノルマルヘキシルアルデヒド	0.009	プロピオン酸	0.03
硫化メチル	0.01	イソヘキシルアルデヒド	0.003	ノルマル酪酸	0.001
二硫化メチル	0.009	イソブタノール	0.9	ノルマル吉草酸	0.0009
トリメチルアミン	0.005	酢酸エチル	3	イソ吉草酸	0.001
アセトアルデヒド	0.05	メチルイソブチルケトン	1		
プロピオンアルデヒド	0.05	トルエン	10		

b 煙突等の排出口における規制基準(13 物質)

アンモニア・硫化水素・トリメチルアミン・プロピオンアルデヒド・ノルマルブチルアルデヒド・イソブチルアルデヒド・ノルマルヘキシルアルデヒド・イソヘキシルアルデヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエン・キシレン

c 排水中の規制基準（4 物質）

物質名	排水の流量 (m^3/s)	排水の濃度 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001以下	0.03
	0.001を超え0.1以下	0.007
	0.1を超過	0.002
硫化水素	0.001以下	0.1
	0.001を超え0.1以下	0.02
	0.1を超過	0.005
硫化メチル	0.001以下	0.3
	0.001を超え0.1以下	0.07
	0.1を超過	0.01
二硫化メチル	0.001以下	0.6
	0.001を超え0.1以下	0.1
	0.1を超過	0.03

② 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例
悪臭に係る規制基準(三点比較式臭袋法による)

a 規制基準

規制場所の区分 区域の区分	工場又は事業場の 敷地境界線の地表に おける臭気指数	工場又は事業場の 煙突その他の気体 排出口における 臭気指数	工場又は事業場の 排水における 臭気指数
第1種区域・第2種区域	臭気指数 10	臭気指数 25	臭気指数 26
第3種区域	臭気指数 13	臭気指数 27	臭気指数 29
第4種区域	臭気指数 15	臭気指数 30	臭気指数 31

[備考]

- この表において「臭気指数」とは、臭気のある空気は無臭の空気を加えて臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍率（臭気濃度）の常用対数値に10を乗じた数値をいう。
- この表において「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項に規定する次に掲げる区域をいう。
 - 第1種区域 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域
 - 第2種区域 第1・2種住居地域、準住居地域又は用途地域が定められていない地域
 - 第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - 第4種区域 工業地域及び工業専用地域

b 設備基準

悪臭を発生する工場等にあつては、次に掲げる事項を実施すること。

- 工場又は事業場は、悪臭のもれにくい構造の建物とすること。
- 工場又は事業場には、外部に悪臭が排出されないように、吸着法、ガス洗浄法又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設置すること。
- 悪臭を発生する施設は、できる限り密閉構造とし、排出ガスは、直接燃焼法、吸着法、ガス洗浄法又はこれらと同等以上の効果を有する脱臭装置を設置すること。
- 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 悪臭を発生する原材料、製品等は密封容器又は悪臭対策を講じた倉庫等悪臭を発生させない設備に収納しなければならない。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

10 ダイオキシン類

(1) 調査結果

(単位 : 大気pg-TEQ/m³ 土壌・底質pg-TEQ/g 水質pg-TEQ/L)

調査対象	調査地点	調査日	調査結果	年平均値	環境基準
大気	保健センター	令和元年7月11日～7月18日	0.089	0.062	年平均値 0.6以下
		令和2年1月9日～1月16日	0.035		
	新栄児童センター	令和元年7月11日～7月18日	0.017	0.031	
		令和2年1月9日～1月16日	0.044		
	市民活動センター	令和元年7月11日～7月18日	0.033	0.038	
		令和2年1月9日～1月16日	0.042		
河川水質	綾瀬川 (谷古宇橋)	令和元年7月30日	2.9	1.8	年平均値 1.0以下
		令和2年1月22日	0.66		
	河内堀 (伝右川合流点前)	令和元年7月30日	0.62	3.4	
		令和2年1月22日	6.1		
河川底質	綾瀬川 (谷古宇橋)	令和2年1月22日	1.9	/	年平均値 150以下
	河内堀 (伝右川合流点前)	令和2年1月22日	8.8		

* ダイオキシン類全体の毒性の強さは、毒性等量 (TEQ) で表します。

* ダイオキシン類の全体の毒性を評価するためには、その量や濃度を、最も毒性が強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とし、他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数 (毒性等価係数:TEF) を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値 (毒性等量:TEQ) を用います。

* 微量物質の重さの単位

g (グラム)

m g (ミリグラム) = 10^{-3} g (千分の1グラム)

μ g (マイクログラム) = 10^{-6} g (100万分の1グラム)

n g (ナノグラム) = 10^{-9} g (10億分の1グラム)

p g (ピコグラム) = 10^{-12} g (1兆分の1グラム)

(2) 調査結果(経年)

① 大気

(単位: pg-TEQ/m³)

調査地点	時期	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	環境基準
保健センター ※(草加市役所)	夏	0.039	0.018	0.022	0.019	0.039	0.089	年平均値 0.6以下
	冬	0.037	0.059	0.034	0.077	0.11	0.035	
	年平均値	0.038	0.039	0.028	0.048	0.075	0.062	
新栄児童センター	夏	0.022	0.020	0.015	0.041	0.031	0.017	
	冬	0.039	0.073	0.027	0.10	0.099	0.044	
	年平均値	0.031	0.047	0.021	0.071	0.065	0.031	
市民活動センター	夏	0.049	0.015	0.032	0.018	0.040	0.033	
	冬	0.095	0.073	0.031	0.10	0.084	0.042	
	年平均値	0.072	0.044	0.032	0.059	0.062	0.038	

※令和元年度からは測定箇所を保健センターに変更

② 河川水質

(単位: pg-TEQ/L)

調査地点	時期	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	環境基準
綾瀬川 (谷古宇橋)	夏	1.5	0.79	2.5	3.7	2.7	2.9	年平均値 1.0以下
	冬	0.22	0.31	0.46	0.82	0.54	0.66	
	年平均値	0.86	0.55	1.5	2.3	1.6	1.8	
河内堀 (伝右川合流点前)	夏	0.91	1.7	2.2	1.1	1.1	0.6	
	冬	0.095	0.11	4.0	0.59	7.3	6.1	
	年平均値	0.50	0.91	3.1	0.85	4.2	3.4	

③ 河川底質

(単位: pg-TEQ/g)

調査地点	時期	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	環境基準
綾瀬川 (谷古宇橋)	冬	1.6	1.6	2.5	1.8	2.2	1.9	年平均値
河内堀 (伝右川合流点前)	冬	41	13	12	21	15	8.8	150以下

④ 土 壌（平成 10 年度～17 年度）

平成10年度 (単位：pg-TEQ/g)

調 査 地 点	調査日	調査結果	環境基準
歴史民俗資料館	H10. 7. 30	23	暫定 カト ライン値 (1000)
原町コミュニティセンター	H10. 7. 30	18	
川柳文化センター	H10. 7. 30	52	
柳島コミュニティセンター	H10. 7. 30	30	
瀬崎コミュニティセンター	H10. 7. 30	16	
川柳中学校	H10. 7. 30	0.047	
平 均		23	

平成11年度 (単位：pg-TEQ/g)

調 査 地 点	調査日	調査結果	環境基準
新田小学校	H11. 8. 3	0.34	年平均値 1000 以下
こやま保育園	H11. 8. 3	5.8	
谷塚中学校	H11. 8. 3	0.20	
瀬崎中学校	H11. 8. 3	1.3	
稲荷小学校	H11. 8. 3	2.2	
草加東高校	H11. 8. 3	0.48	
総合グラウンド	H11. 8. 3	9.4	
平 均		2.8	

平成12年度 (単位：pg-TEQ/g)

調 査 地 点	調査日	調査結果	環境基準
新里小学校	H12. 8. 8	0.022	年平均値 1000 以下
花栗南小学校	H12. 8. 8	0.029	
八幡小学校	H12. 8. 8	0.00016	
新栄小学校	H12. 8. 8	0.12	
平 均		0.043	

平成13年度 (単位：pg-TEQ/g)

調 査 地 点	調査日	調査結果	環境基準
長栄小学校	H13. 8. 8	3.2	年平均値 1000 以下
草加小学校	H13. 8. 8	0.96	
北谷小学校	H13. 8. 8	1.9	
青柳小学校	H13. 8. 8	2.5	
平 均		2.1	

平成14年度 (単位：pg-TEQ/g)

調 査 地 点	調査日	調査結果	環境基準
新栄中学校	H14. 8. 13	13	年平均値 1000 以下
松江中学校	H14. 8. 13	13	
両新田小学校	H14. 8. 13	3.4	
栄中学校	H14. 8. 13	6.6	
八幡北小学校	H14. 8. 13	1.8	
平 均		7.6	

平成15年度 (単位：pg-TEQ/g)

調 査 地 点	調査日	調査結果	環境基準
青柳中学校	H15. 8. 19	3.1	年平均値 1000 以下
西町小学校	H15. 8. 19	3.5	
瀬崎小学校	H15. 8. 19	7.7	
栄小学校	H15. 8. 19	2.3	
八幡北小学校	H15. 8. 19	1.4	
平 均		3.6	

平成16年度 (単位：pg-TEQ/g)

調 査 地 点	調査日	調査結果	環境基準
草加中学校	H16. 8. 4	3.0	年平均値 1000 以下
花栗小学校	H16. 8. 4	0.0023	
氷川小学校	H16. 8. 4	1.7	
川柳小学校	H16. 8. 4	0.24	
小山小学校	H16. 8. 4	0.60	
平 均		1.1	

平成17年度 (単位：pg-TEQ/g)

調 査 地 点	調査日	調査結果	環境基準
花栗中学校	H16. 8. 4	2.4	年平均値 1000 以下
谷塚小学校	H16. 8. 4	0.28	
花栗小学校	H16. 8. 4	3.9	
高砂小学校	H16. 8. 4	0.002	
平 均		1.6	

平均値の経年変化 (単位：pg-TEQ/g)

平成10年度	23
平成11年度	2.8
平成12年度	0.043
平成13年度	2.1
平成14年度	7.6
平成15年度	3.6
平成16年度	1.1
平成17年度	1.6

※土壌は市内全小・中学校において環境基準値を大幅に下回ったため、平成 17 年度で終了。

(3) 環境基準及び排出基準

① ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法が平成 11 年 7 月 16 日に公布され、平成 12 年 1 月 15 日から施行されました。

a 耐容一日摂取量

体重 1kg 当たり 4 pg-TEQ/日

b 環境基準

ア 大気 0.6pg-TEQ/m³ 以下

イ 水質 1pg-TEQ/L 以下

ウ 土壌 1,000pg-TEQ/g 以下

(環境基準が達成されている場合でも、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。)

エ 底質 150pg-TEQ/g 以下

c 排出ガス及び排出水に関する規制

ア 排出ガス 特定施設及び排出基準値

(単位 : ng-TEQ/m³N)

(単位 : t/g・LEQ/m³)

番号	特定施設の種類		新設基準	既設基準	
				平成14年 11月30日まで	平成14年 12月1日から
1	焼結施設 (1 t/h以上)		0.1	2	1
2	製鋼用電気炉 (1,000 kVA以上)		0.5	20	5
3	亜鉛回収用焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉等 (0.5 t/h以上)		1	40	10
4	アルミニウム合金製造用焙焼炉、溶解炉、乾燥炉 (溶解炉 1 t/h以上・乾燥炉 0.5 t/h以上)		1	20	5
5	廃棄物焼却炉	4 t/h 以上	0.1	80	1
		2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1		5
		200 kg/h以上 ～ 2 t/h未満	5		10
		50 kg/h以上 ～ 200 kg/h未満			

注 廃棄物焼却炉 (200 kg/h以上) 及び製鋼用の電気炉は、平成9年12月1日までに設置されたもの、それ以外の施設は平成12年1月15日までに設置されたものが既設となります。

イ 排水水 特定施設及び排出基準値

(単位：pg-TEQ/L)

番号	特 定 施 設 の 種 類	排出基準
1	クラフトパルプ等の製造の用に供する塩素または塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバ이트法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カルシウムの製造の用に供する施設の廃ガス洗浄施設	
4	アルミ繊維の製造の用に供する施設の廃ガス洗浄施設	
5	担体付触媒の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造の用に供する施設の硫酸濃縮施設等	
8	クロロベンゼン・ジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗及び廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキソンの製造の用に供するろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収の用に供する施設の精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
14	担体付触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 大気基準適用施設である廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって、汚水等を排出するもの	
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	上記1から17及び19の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	上記1から17施設を設置する工場または事業所から排出される水の処理施設	

② 埼玉県生活環境保全条例による規制

焼却能力 30kg/h 以上から 200kg/h 未満の小型焼却炉が平成 11 年 4 月 1 日から規制されています。

(単位：ng-TEQ/m³)

焼 却 能 力		新 設 (平成11年4月1日以降)	既 設 (平成11年3月31日まで)
小型 焼 却 炉	100 kg/h以上 ～ 200 kg/h未満	5 以下	10 以下
	30 kg/h以上 ～ 100 kg/h未満	ダイオキシン類規制なし (ばいじん等の規制のみ)	

1 1 放射線

(1) 市内の空間放射線量測定結果

① 小学校

(単位：マイクロシーベルト/時間)

No	施設名	測定位置			除染地点数
		地上5cm	地上50cm	地上100cm	
1	草加小学校	0.04	0.04	0.05	1
2	高砂小学校	0.08	0.08	0.08	2
3	新田小学校	0.04	0.05	0.04	2
4	谷塚小学校	0.06	0.07	0.07	2
5	栄小学校	0.07	0.07	0.07	2
6	川柳小学校	0.07	0.07	0.07	3
7	瀬崎小学校	0.05	0.05	0.04	0
8	西町小学校	0.04	0.03	0.03	2
9	新里小学校	0.04	0.05	0.05	6
10	花栗南小学校	0.05	0.05	0.04	2
11	八幡小学校	0.04	0.04	0.04	2
12	新栄小学校	0.05	0.06	0.05	1
13	清門小学校	0.05	0.05	0.05	0
14	稲荷小学校	0.05	0.05	0.05	4
15	氷川小学校	0.08	0.08	0.07	0
16	八幡北小学校	0.06	0.06	0.06	1
17	長栄小学校	0.04	0.05	0.04	0
18	青柳小学校	0.04	0.04	0.04	3
19	小山小学校	0.06	0.05	0.05	1
20	両新田小学校	0.05	0.06	0.05	1
21	松原小学校	0.07	0.06	0.06	0

②中学校

(単位：マイクロシーベルト/時間)

No	施設名	測定位置			除染地点数
		地上5cm	地上50cm	地上100cm	
1	草加中学校	0.09	0.08	0.05	3
2	栄中学校	0.05	0.05	0.05	6
3	谷塚中学校	0.06	0.07	0.06	5
4	川柳中学校	0.06	0.07	0.06	5
5	新栄中学校	0.05	0.04	0.04	0
6	瀬崎中学校	0.08	0.08	0.08	0
7	花栗中学校	0.04	0.04	0.05	0
8	両新田中学校	0.05	0.04	0.05	3
9	新田中学校	0.05	0.05	0.05	0
10	青柳中学校	0.04	0.04	0.04	0
11	松江中学校	0.06	0.06	0.06	4

③公園、グラウンド等

(単位：マイクロシーベルト/時間)

No	施設名	測定位置			除染地点数
		地上5cm	地上50cm	地上100cm	
1	長栄中央公園	0.06	0.06	0.06	0
2	そうか公園	0.05	0.05	0.05	0
3	工業団地公園	0.05	0.05	0.05	1
4	まつばら綾瀬川公園	0.07	0.06	0.05	0
5	柳島治水緑地 スポーツ広場	0.07	0.08	0.08	0
6	瀬崎グラウンド	0.08	0.08	0.08	1
7	新里グラウンド	0.08	0.08	0.08	0

④ 保育園等

(単位：マイクロヘルツ/時間)

No	施設名	測定位置			除染地点数
		地上5cm	地上50cm	地上100cm	
1	しんえい保育園	0.05	0.05	0.05	0
2	しんぜん保育園	0.05	0.05	0.05	0
3	あさひ保育園	0.05	0.05	0.04	0
4	さかえ保育園	0.05	0.04	0.05	0
5	やはた保育園	0.05	0.05	0.05	0
6	やはた保育園分園	0.06	0.06	0.05	0
7	しのは保育園	0.07	0.06	0.05	0
8	あおやぎ保育園	0.06	0.06	0.05	0
9	やなぎしま保育園	0.05	0.05	0.05	0
10	やつかかみ保育園	0.05	0.05	0.05	0
11	ひかわ保育園	0.05	0.05	0.04	0
12	やつか保育園	0.05	0.04	0.05	1
13	たかさご保育園	0.05	0.05	0.05	0
14	あずま保育園	0.05	0.06	0.06	0
15	せざき保育園	0.06	0.05	0.05	1
16	きたや保育園	0.05	0.05	0.05	0
17	こやま保育園	0.05	0.05	0.05	0
18	にしまち保育園	0.05	0.05	0.05	0
19	きたうら保育園	0.05	0.05	0.04	0
20	けやきの森保育園 清門町園	0.04	0.04	0.04	0
21	草加なかよし保育園	0.05	0.05	0.05	0
22	そうか草花保育園	0.05	0.05	0.05	0
23	ハッピーナーサリー	0.06	0.06	0.06	0
24	優優保育園	0.05	0.05	0.05	0
25	かおりPutra保育園	0.07	0.07	0.07	0
26	さくらの実保育園	0.07	0.07	0.08	0
27	さくらの実保育園分園	0.04	0.05	0.05	0
28	ひかり幼稚舎	0.07	0.07	0.08	0
29	めえめえこやぎこども園	0.07	0.07	0.06	0
30	につさとの森保育園	0.05	0.05	0.05	0
31	草加にじいろ保育園	0.05	0.05	0.05	0
32	草加松原どろんこ保育園	0.06	0.06	0.06	2
33	さくらんぼ保育園	0.03	0.03	0.04	0
34	じょうえん保育園	0.05	0.05	0.05	0
35	けやきの森 保育園西町	0.04	0.04	0.05	0
36	さくらんぼ保育園分園 じゅんべりの木	0.06	0.03	0.04	0
37	ほっぺるランド 草加谷塚	0.05	0.04	0.05	0
38	優優保育園やつか	0.06	0.04	0.04	0
39	草加あおぞら保育園	0.03	0.04	0.04	0
40	あおば学園	0.05	0.06	0.05	0
41	新栄児童センター	0.05	0.05	0.05	0
42	氷川児童センター	0.08	0.08	0.07	0
43	住吉児童館	0.06	0.06	0.06	0
44	松原冒険あそび場	0.05	0.05	0.05	0
45	瀬崎三王公園 (せざき冒険あそび場)	0.08	0.08	0.07	0

(2) 給食の放射性物質検査結果

* 検出下限値 10 ベクレル/kg

① 小学校

単位：ベクレル/kg

No	施設名	給 食		
		放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	草加小学校	不検出	不検出	不検出
2	高砂小学校	不検出	不検出	不検出
3	新田小学校	不検出	不検出	不検出
4	谷塚小学校	不検出	不検出	不検出
5	栄小学校	不検出	不検出	不検出
6	川柳小学校	不検出	不検出	不検出
7	瀬崎小学校	不検出	不検出	不検出
8	西町小学校	不検出	不検出	不検出
9	新里小学校	不検出	不検出	不検出
10	花栗南小学校	不検出	不検出	不検出
11	八幡小学校	不検出	不検出	不検出
12	新栄小学校	不検出	不検出	不検出
13	清門小学校	不検出	不検出	不検出
14	稲荷小学校	不検出	不検出	不検出
15	氷川小学校	不検出	不検出	不検出
16	八幡北小学校	不検出	不検出	不検出
17	長栄小学校	不検出	不検出	不検出
18	青柳小学校	不検出	不検出	不検出
19	小山小学校	不検出	不検出	不検出
20	両新田小学校	不検出	不検出	不検出
21	松原小学校	不検出	不検出	不検出

② 中学校

単位：ベクレル/kg

No	施設名	給 食		
		放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	草加中学校	不検出	不検出	不検出
2	栄中学校	不検出	不検出	不検出
3	谷塚中学校	不検出	不検出	不検出
4	川柳中学校	不検出	不検出	不検出
5	新栄中学校	不検出	不検出	不検出
6	瀬崎中学校	不検出	不検出	不検出
7	花栗中学校	不検出	不検出	不検出
8	両新田中学校	不検出	不検出	不検出
9	新田中学校	不検出	不検出	不検出
10	青柳中学校	不検出	不検出	不検出
11	松江中学校	不検出	不検出	不検出

③保育園

単位：ベクレル/kg

No	施設名	給 食		
		放射性 ヨウ素131	放射性 セシウム134	放射性 セシウム137
1	しんえい保育園	不検出	不検出	不検出
2	しんぜん保育園	不検出	不検出	不検出
3	あさひ保育園	不検出	不検出	不検出
4	さかえ保育園	不検出	不検出	不検出
5	やはた保育園	不検出	不検出	不検出
6	しのは保育園	不検出	不検出	不検出
7	あおやぎ保育園	不検出	不検出	不検出
8	やなぎしま保育園	不検出	不検出	不検出
9	やつかかみ保育園	不検出	不検出	不検出
10	ひかわ保育園	不検出	不検出	不検出
11	やつか保育園	不検出	不検出	不検出
12	たかさご保育園	不検出	不検出	不検出
13	あずま保育園	不検出	不検出	不検出
14	せざき保育園	不検出	不検出	不検出
15	きたや保育園	不検出	不検出	不検出
16	こやま保育園	不検出	不検出	不検出
17	にしまち保育園	不検出	不検出	不検出
18	きたうら保育園	不検出	不検出	不検出
19	けやきの森保育園 清門町園	不検出	不検出	不検出
20	草加なかよし保育園	不検出	不検出	不検出
21	そうか草花保育園	不検出	不検出	不検出
22	ハッピーナーサリー	不検出	不検出	不検出
23	優優保育園	不検出	不検出	不検出
24	かおりPutra保育園	不検出	不検出	不検出
25	さくらの実保育園	不検出	不検出	不検出
26	ひかり幼稚園	不検出	不検出	不検出
27	めえめえこやぎこども園	不検出	不検出	不検出
28	にっさとの森保育園	不検出	不検出	不検出
29	草加にじいろ保育園	不検出	不検出	不検出
30	じょうえん保育園	不検出	不検出	不検出
31	さくらんぼ保育園	不検出	不検出	不検出
32	草加松原どろんこ保育園	不検出	不検出	不検出
33	ほっぺるランド草加谷塚	不検出	不検出	不検出
34	けやきの森保育園西町園	不検出	不検出	不検出
35	優優保育園 やつか	不検出	不検出	不検出
36	草加あおぞら保育園	不検出	不検出	不検出
37	にっさとの風保育園	不検出	不検出	不検出
38	あおば学園	不検出	不検出	不検出

12 草加の公害・環境行政のあゆみ

年 月	内 容
S38. 7	工業用水法の指定地域に指定される
44. 4	市民部衛生課に公害係設置(職員 3 人)
5	騒音規制法の指定地域に指定される
45. 4	市民部安全課公害係になる(職員 4 人)
7	県南地域に初めて光化学スモッグ発生
12	草加市公害対策審議会設置
46. 10	市民生活部公害課になる(職員 9 人)
47. 4	草加市公害防止施設整備資金融資制度施行 大気汚染自動測定局設置
12	草加市生活環境保全に関する基本条例制定
48. 4	草加市公害防止条例制定
5	草加市光化学スモッグ対策要綱制定 草加市公害監視員制度制定
9	自動車騒音調査実施
10	三点比較式臭袋法による測定開始
49. 4	大気汚染テレメータシステム稼働
5	草加市光化学スモッグ対策要綱改正
7	環境騒音調査実施
8	公害分析室完成、河川水質調査を始める
10	三点比較式臭袋法 NHK 取材
11	自動車騒音調査実施
50. 11	悪臭・有害ガス発生工場調査
51. 4	綾瀬川浄化対策協議会発足 F 工場に対し、操業停止命令
9	三点比較式臭袋法 NHK 取材
52. 3	草加市公害防止条例一部改正
10	振動規制法に基づき規制対象地域として指定される
53. 3	工場集団化事業に着手
5	県南 7 市、硫黄酸化物総量規制実施 環境経済部公害課になる(職員 15 人)

	9	環境騒音調査実施
	10	大気汚染調査実施(二酸化窒素)
55.	3	外かく環状道路に係る環境調査実施
56.	4	工場集団化事業完了
	7	水質総量規制実施
	10	国及び関係都県市首長による綾瀬川浄化対策懇談会実施
	12	綾瀬川再生計画検討委員会設置
57.	8	環境経済部環境保全課になる(職員 14 人)
	11	快適な環境づくりモデル市町村に指定される
58.	9	河川浄化モデル実験施設設置、モデル地区での簡易浄化柵設置
60.	3	谷古田ミニ親水公園完成 家庭雑排水対策として沈殿柵設置
61.	3	草加市野鳥・植生調査報告書策定(～63.3) 草加市自然生態系公園基本構想策定
	6	河川懇談会発足(綾瀬川一級河川水質ワースト 1 脱却を目指して)
	11	第 1 回快適環境シンポジウム開催(～H 元.10 第 4 回)
62.	3	辰井川水質浄化施設設置 草加市自然生態系公園基本計画策定
	11, 12	市内 3 町会で生活排水対策の実践活動実施
63.	3	草加市自然生態系公園実施計画策定 『そうかの自然観察ガイド』発行
	9	エコロジカル・シティづくり手引き(自然と共生するまちづくり)研究会発足
H 元.	2	エコロジカル・シティづくり手引き・事例集作成
	3	綾瀬川(北部)・辰井川河川清掃実施
	5	綾瀬川ウォッチング開催
	9	綾瀬川流域クリーン大作戦実施(第 1 回目) 主催:綾瀬川一級河川水質ワースト 1 脱却を目指しての河川懇談会
	10	消費者展に参加(以後毎年実施)
2.	1	谷古田ミニ親水公園改修工事
	2	綾瀬川バードサンクチュアリ完成
	3	市内製紙工場 3 社と水質汚濁防止協定締結
	4	千葉県柏市環境保全課との職員交流研修(4～6 月)
	5	悪臭の測定方法改正、ツバメ生息調査
	10	第 5 回私たちの環境を考える市民の集い開催(～H5.6 第 7 回)

3. 3 綾瀬川ウォッチングパンフレット作成
4 市民生活部環境課となる(職員 11 人)
6 地球環境問題に関するワーキンググループを設置
10 環境にやさしい行動の日実施
12 東京外かく環状道路環境常時監視施設運営基金設立
東京外かく環状道路環境常時監視施設(八幡南測定局)完成
4. 1 東京外かく環状道路環境測定開始
2 電気自動車(軽バンタイプ)1 台購入
7 綾瀬川放水路北一条完成
10 学校給食用牛乳パック再資源化モデル事業実施
11 東京外かく環状道路の一般道開通(高速部分及び産業道路以西の一般道)
そうか環境フェア'92 開催
5. 3 草加市公害防止施設整備資金融資条例一部改正
6 東京外かく環状道路の一般道開通(産業道路以東部分)
10 電気自動車を県より貸与
6. 2 河川懇談会発展的解散、綾瀬川清流ルネッサンス 21 地域協議会へ
3 草加市地球環境問題に係わるワーキンググループ報告書(案)まとまる
地球環境問題に関する啓発パンフレット作成
4 草加浄化施設稼働
7 第 1 回ホテルと音楽の夕べそうか公園にて開催
11 第 1 回綾瀬川清流ルネッサンス 21 地域協議会開催
7. 5 廃食油を利用した石けん製造器購入
7 綾瀬川水質浄化キャンペーン'95 夏中学生サミット開催
(第 1 回子ども環境サミット)
皮革排水に係わる排水処理検討委員会設置
9 自然観察レポーター制度開始
11 綾瀬川水質浄化キャンペーン'95 秋(綾瀬川左岸広場)開催
8. 4 皮革排水に係わる対策について県と共同で指導強化
併せて排水処理施設整備に要する費用一部助成
5 草加市綾瀬川をきれいにする会発足
7 綾瀬川 16 年ぶりに建設省直轄河川の水質ワースト 1 を脱却
8 谷古田用水に県が浄化施設設置
11 第 2 回子ども環境サミット
9. 5 みずウォーク in 綾瀬川
ツバメ生息調査
11 第 3 回子ども環境サミット
10. 4 谷古田用水に工業用水導水開始

- 5 環境基本計画策定開始
タンポポ調査・野草観察会
- 9 環境基本計画に係わる市民事業者アンケート調査
- 10 環境基本計画に係わる環境ウォッチング「みどりの調査」
- 11 環境基本計画策定フォーラム開催
第4回子ども環境サミット開催

- 11. 2 環境情報紙『エコ・そうか』創刊
- 6 環境共生都市宣言を行い記念式典開催
講演 北野大氏「地球環境を救う新しいライフスタイルへ」
- 7 資源、自然エネルギーの有効活用募集開始
(住宅用太陽光システム及び雨水貯留施設)
天然ガス車2台導入
- 10 環境保全活動リーダー養成講座、グリーンコンシューマリーダー養成講座開始
- 11 東京外かく環状道路環境常時監視施設の八幡南測定局を旭町へ移設
- 12 第5回子ども環境サミット 環境ミュージカル「地球はつらいよ」上演
大気汚染に関しての二酸化窒素簡易調査
草加市公害防止施設整備資金融資条例一部改正

- 12. 3 草加市環境基本条例制定
草加市環境基本計画策定
- 4 草加市環境にやさしい市内率先実行計画策定
草加市環境共生都市宣言推進委員会発足
- 5 公害対策審議会廃止 環境審議会設置
- 6 環境共生都市宣言推進事業
講演 大山のぶ代氏「地球環境にやさしい暮らし方」
- 7 低公害車2台(ハイブリッド車)購入
- 8 第6回子ども環境サミット開催
テーマ「地球温暖化防止、わたしたちにできること」

- 13. 6 環境共生都市宣言推進事業
講演 田部井淳子氏(登山家)「世界の山々をめざして」
- 11 第1回綾瀬川再生21事業 「水辺から空から綾瀬川を見直そう」開催
- 12 綾瀬川再生21事業 河川浄化ミュージカル「瓶ヶ森の河童」の上演

- 14. 1 第7回子ども環境サミット開催
テーマ「暮らしの中から考える省エネルギーと地球温暖化」
- 3 草加市野鳥・植生等調査報告書まとまる
- 4 低公害車購入補助募集開始
- 7 環境共生都市宣言推進事業
講演 山本コウタロー氏「ぼくのエコロジー」
- 8 第8回子ども環境サミット開催 テーマ「ストップ!地球温暖化」
- 11 第2回綾瀬川再生21事業「水辺から空から綾瀬川を見直そう」開催
- 12 葛西用水に工業用水導水開始

15. 2 綾瀬川清流ルネッサンスⅡ行動計画策定
3 『そうかの自然－身近な動植物たち－』発行
市役所本庁舎屋上緑化完成
7 環境共生都市宣言推進事業
講演 畑正憲氏「人と動物、その内なる自然」
荒川から埼玉高速鉄道(地下鉄)の下部を利用し綾瀬川・
伝右川・毛長川への導水開始
8 第9回子ども環境サミット開催
テーマ「知ろう・守ろう・そうかの自然」
11 第3回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
16. 3 ISO14001の認証取得
草加浄化施設廃止
低公害車購入補助廃止
東京外かく環状道路環境常時監視施設運営基金廃止
4 屋上緑化設置費補助募集開始
7 環境共生都市宣言推進事業
講演 森田正光氏「異常気象と環境破壊」
8 第10回子ども環境サミット開催
テーマ「みんなが主役 地球のみらい」
9 草加市公害防止条例を草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例
に全部改正
11 第4回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
12 辰井川へ見沼代用水から試験的導水開始
17. 3 草加市環境基本計画改定
4 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例施行
7 環境共生都市宣言推進事業
講演 藤田弓子氏「いつも何かにときめいていよう～身近な環境・自然」
第1回生きものふれあいフェスタ開催
8 第11回子ども環境サミット開催
11 第5回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
18. 4 家庭版の環境ISO「草加 わが家の環境宣言」開始
7 第2回生きものふれあいフェスタ開催
8 第12回子ども環境サミット開催
11 第6回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
12 草加市公害防止施設整備資金融資条例一部改正
19. 1 環境共生都市宣言推進事業「第1回環境フェア」開催
3 太陽光発電システム設置費補助廃止
4 高効率給湯器等購入補助募集開始
アイドリングストップ機能付自動車購入・アイドリングストップ装置装着
補助募集開始

19. 4 「草加市綾瀬川をきれいにする会」と「草加市環境共生都市宣言推進委員会」が合併し「草加環境推進協議会」発足
6 「不都合な真実」上映会開催
7 第3回生きものふれあいフェスタ開催
8 第13回子ども環境サミット開催
9 草加市公害防止施設整備資金融資条例一部改正
11 第7回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
20. 2 環境共生都市宣言推進事業「第2回環境フェア」開催
草加市地域省エネルギービジョン策定
7 草加市町会連合会、草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合及び草加環境推進協議会が行ったライトダウンキャンペーンを支援
第4回生きものふれあいフェスタ開催
8 第14回子ども環境サミット開催
11 第8回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
12 環境共生都市宣言推進事業「第3回環境フェア」開催
21. 2 草加市地域省エネルギービジョン重点テーマに係る詳細ビジョン策定
葛西用水へ冬期の試験通水開始
6 環境共生都市宣言10周年記念事業「第4回環境フェア」・「第9回綾瀬川再生21事業」映画「ウォーリー」上映
7 新リサイクルセンター完成（10月より稼働）
太陽光発電システム設置費補助を再開
深夜化スタイル社会実験 in SOKA 実施
草加市町会連合会、草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合及び草加環境推進協議会が行った第2回ライトダウンキャンペーンを支援
第5回生きものふれあいフェスタ開催
8 第15回子ども環境サミット開催
22. 3 市役所屋上に太陽光発電システム設置
地球温暖化対策基金設立
草加市環境基本計画（第3版）改定
4 改正土壤汚染対策法施行
6 環境共生都市宣言推進事業「第5回環境フェア」開催・映画「ウルルの森の物語」上映
7 草加市町会連合会、草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合及び草加環境推進協議会が行った第3回ライトダウンキャンペーンを支援
第6回生きものふれあいフェスタ開催
8 第16回子ども環境サミット開催
11 第10回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
23. 2 葛西用水への工業用水導水廃止
3 東日本大震災発生
東京電力(株)福島第一原子力発電所事故発生

23.
 - 3 アイドリングストップ機能付自動車購入・アイドリングストップ装置装着補助廃止
 - 6 空間放射線量測定開始
 - 7 第7回生きものふれあいフェスタ開催
アナログテレビ放送から地上デジタル放送に完全移行
 - 8 第17回子ども環境サミット開催
 - 9 放射線測定器2台購入
埼玉県東南部地域放射線対策協議会設立
 - 10 放射線定点測定開始
 - 11 第11回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
環境共生都市宣言推進事業「第6回環境フェア」開催・映画「KIZUKI」上映
 - 12 放射線量計31台購入（放射線量計市民に貸し出し開始）
24.
 - 2 ISO14001の認証返上
綾瀬川清流ルネッサンス連絡会発足
 - 3 草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定
地球温暖化対策基金廃止
 - 5 給食の放射性物質検査開始
 - 7 環境共生都市宣言推進事業「第7回環境フェア」開催
第8回生きものふれあいフェスタ開催
 - 8 第18回子ども環境サミット開催
 - 11 第12回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
25.
 - 3 草加市土砂等の堆積の規制に関する条例制定
 - 6 環境共生都市宣言推進事業「第8回環境フェア」開催・映画「ライフ」上映
 - 7 「草加市土砂等の堆積の規制に関する条例」施行
第9回生きものふれあいフェスタ開催
 - 9 第19回子ども環境サミット開催
 - 10 古綾瀬自然ひろば完成
 - 11 第13回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
26.
 - 2 子育て支援センター・さかえ保育園にBEMSを設置
 - 3 屋上緑化補助廃止、高効率給湯器補助見直し（エコジョーズ、エコキュート廃止、太陽熱利用給湯器、地中熱利用給湯器、家庭用コージェネレーションシステム及び燃料電池給湯器補助に特化）
 - 4 HEMS及び家庭用蓄電池補助開始
 - 6 環境共生都市宣言推進事業「第9回環境フェア」開催・映画「北極のナヌー」上映
 - 8 第20回子ども環境サミット開催
 - 10 川柳小学校内に 川柳野鳥の森ビオトープ が完成
 - 11 第14回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催

27. 4 次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車）補助開始
6 環境共生都市宣言推進事業「第 10 回環境フェア・第 47 回消費生活展」合同開催・映画「世界の果ての通学路」上映
埼玉エコタウンプロジェクト展開エコタウンに谷塚駅西口地域指定
8 第 21 回子ども環境サミット開催
11 第 15 回綾瀬川再生 21 事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
28. 2 市役所第二庁舎屋上に太陽光発電システム・蓄電池システム設置
3 谷古田用水浄化施設運用停止
第二次草加市環境基本計画策定
第三次草加市環境にやさしい庁内率先実行計画策定
4 草加市公害防止施設整備資金融資条例廃止
東埼玉資源環境組合第二工場稼働
5 環境共生都市宣言推進事業「そうか環境とくらしフェア 2016」開催
街なか緑化事業開始（公共施設及び環境とくらしフェアでゴーヤの配布）
6 市民参加による「そうか生きもの調査」開始
11 第 16 回綾瀬川再生 21 事業開催
29. 2 谷塚小学校・谷塚文化センターに、太陽光発電システム・蓄電池設置
4 給食の放射線検査室をリサイクルセンターから本庁舎に移転
6 街なか緑化事業（公共施設及び草加マルイでゴーヤを配布）
8 「平成 29 年度夏休み綾瀬川探検隊」開催
10 環境共生都市宣言推進事業「そうか環境とくらしフェア 2017」開催
11 第 17 回綾瀬川再生 21 事業開催
12 そうか公園修景池南側「池の水ぜんぶ抜く大作戦」実施
草加環境推進協議会創立 10 周年記念事業
「そうかの自然マップ」の発行
綾瀬川左岸広場にクヌギの植樹を実施
30. 5 そうか公園修景地北側「池の水ぜんぶ抜く大作戦」実施
生物多様性講演会開催
6 埼玉エコタウンプロジェクト協定期間満了
街なか緑化事業（公共施設及び草加マルイでゴーヤの配布）
7 生物多様性講演会開催
11 第 18 回綾瀬川再生 21 事業開催
環境共生都市宣言推進事業「そうか環境とくらしフェア 2018」開催
31. 3 生物多様性講演会開催
生物多様性そうか戦略策定
子育て支援センター・さかえ保育園 BEMS 運用停止

- | | | |
|------|----|--|
| R 元. | 6 | 街なか緑化事業（公共施設及び草加マルイでゴーヤの配布） |
| | 7 | 本庁舎屋上太陽光発電システム撤去（本庁舎建替） |
| | 8 | 草加市夏のボランティアスクール　ー川で自転車をさらっちゃおう！　大
作戦ー開催 |
| | 10 | 生物多様性講演会開催 |
| | 11 | 第 19 回綾瀬川再生 21 事業開催
環境共生都市宣言事業「そうか環境とくらしフェア 2019」開催 |
| 2. | 3 | 第二次草加市環境基本計画改定（第二版）
草加市役所エコ計画　ー第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）ー策
定 |

用語説明

【あ行】

アイドリングストップ

自動車を利用する際に、停車中に積極的にエンジンを切ることでCO₂の削減や省エネルギーを図ります。

アスベスト

天然に産する非常に細かい鉱物繊維の総称（髪の毛の約5千分の1）。アスベスト繊維（石綿）を肺に吸い込むことで悪性中皮腫や肺がんを起こす発がん性があります。

一般環境大気測定局（一般局）

大気汚染防止法第22条の規定に基づき大気汚染の状況を常時監視するための測定局であって、地域全体の汚染状況を把握するための測定局です。特定の工場等の影響を受けない地点に設置しています。

一酸化炭素（CO）

無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生します。人体への影響は、呼吸器から入った一酸化炭素が血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害し、頭痛、めまい、意識障害、酸素欠乏症等を引き起こします。主な発生源は、自動車の排出ガスです。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスをいいます。温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンガス等があります。

【か行】

化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物が酸化剤（過マンガン酸カリウム等）によって分解される時、酸化剤の酸素をいくら消費するか、その消費酸素量をいいます。化学的酸素要求量は、海等の有機物による汚濁の程度を示す指標の1つで、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示しています。

環境基準

環境基本法により国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準を指します。環境基準は行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なります。

気候変動適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用することです。既に起こ

りつつある影響の防止・軽減のために直ちにに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための長中期的施策があります。

グリーン購入

環境への負荷が少ない商品やサービスを優先して購入することを指します。

グリーンコンシューマ推進活動

自然を大切に、環境に配慮して、①環境に影響の少ない商品、②健康にやさしい商品、③ごみの少ない商品を選んで購入することを普及・啓発する活動をいいます。

公害

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭（以上を典型7公害という）によって人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいいます。

光化学オキシダント（Ox）

太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾン等のオキシダント酸化性物質の集合体で、その影響は、眼や気道の粘膜刺激等の健康被害のほか、植物の葉の組織破壊等広範囲に及びます。

光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素類等の一次汚染物質が、強い太陽光の紫外線により光化学反応をおこし、酸化力の強いオゾンや種々の過酸化物（光化学オキシダント）、酸ミスト等を生成し、ガス状及び液体粒子状物質の混じり合ったスモッグを形成します。このスモッグは、眼や呼吸器の粘膜を刺激したり、また農作物等に被害をもたらします。

公共下水道

主として市街地の下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道を指します。

コンポスト

土壌改良効果を持つ有機資材のことです。台所から出る生ごみや落ち葉等からも作ることができ、家庭菜園や盆栽等の肥料として利用できます。

【さ行】

最終処分場

ガラス・金属等の不燃ごみやプラスチック等の焼却不適ごみを、埋め立て等により処分する場所を指します。特に都市部における廃棄物の増加に伴い、最終処分場の容量が不足しており、新規用地の確保が問題となっています。

再生可能エネルギー

自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギーのことで石油、石炭等の化石エネルギーと異なりCO₂を排出しないため、クリーンなエネルギーで太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱及びバイオ

マスが再生可能エネルギーとして規定されています。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類等「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行令で定める合計 19 種類の廃棄物をいいます。産業廃棄物は、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者又は地方公共団体等に処理を委託しなければならないとされています。

酸性雨

工場、自動車等から排出された硫酸化合物や窒素化合物等の大気汚染物質がいったん大気中で酸化されて、酸化物が生成されますが、さらにその酸化物が雨水に取り込まれて生じる pH5.6 以下の雨をいいます。

三点比較式臭袋法

悪臭を人の鼻（嗅覚）で測定するいわゆる官能試験法の一つです。悪臭を含む空気が入っている袋 1 つと、無臭の空気だけ入っている袋 2 つ、計 3 つの袋の中から、試験者に悪臭の入っている袋をあててもらふ方法です。悪臭を次第にうすめながら、臭わなくなるまでこれをくり返し、何倍にうすめれば区別がつかなくなるかを算出し、その値の常用対数値に 10 を乗じた数値を「臭気指数」とします。

指針値

環境基本法に基づく環境基準値が定められていない成分について、指針により、目安となる値を定めています。例えば、大気汚染物質である炭化水素では、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」によって指針値が示されています。

次世代自動車

ガソリン自動車やディーゼル自動車等従来の自動車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した自動車のことをいいます。プラグインハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車等があります。

自然エネルギー

太陽光、水力、風力、地熱等自然の活動によって生み出されるエネルギーを指します。

自動車騒音

自動車の運行に伴い発生する騒音で、主な発生源はエンジン音・排気音及びタイヤと路面の摩擦音です。

自動車排出ガス測定局（自排局）

大気汚染防止法第 22 条の規定に基づき大気汚染の状況を常時監視するための測定局であって、自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の状況を把握するための測定局です。交差点、道路及び道路端付近に設置しています。

循環型社会

環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリサイクルやリユースに配慮したシステムを有する社会をいいます。例えば、雨水の地中かん養や中水利用等の水の循環への配慮、生ごみの堆肥化、古紙や缶のリサイクル等資源の循環等の仕組みや設備を備えたり、大気の循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮した都市構造を有する社会をいいます。

省エネルギー

石油等の有限なエネルギー資源の消費を極力少なくすることをいいます。エネルギーの有限性が叫ばれる中、事業活動や市民の日常生活レベルにおいて取組が行われています。

生産緑地

市街化区域内において公害の防止または災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法により指定された農地を指します。地区に指定されると税制上の優遇措置等が受けられますが、地区内では建築物等の新築または増築や宅地造成等の土地の形質の変更等はできないことになります。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいいます。生物化学的酸素要求量は、河川水等の有機物による汚濁の程度を示す指標の 1 つで、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示しています。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりの事をいいます。生物多様性条約では、「すべての生物の間の変異性を指すものとし、種内の多様性、種間の多様性および生態系の多様性を含む」と定義されています。

【た行】

ダイオキシン類

有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランにコプラナー PCB を含めた物質の総称。

炭化水素（HC）

炭素（C）と水素（H）からなる有機化合物の総称。発生源は主として自動車の燃料の未燃ガソリンそのものと、自動車の排気ガス中の不完全燃焼によって発生する炭化水素の 2 種類に分類できます。炭化水素は窒素酸化物と混合した場合は強烈な日射により光化学スモッグを生成します。

地球温暖化

温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が上昇してしまうこと。

窒素酸化物（NOx）

窒素と酸素の化合物の総称。窒素酸化物（NOx）は、燃料その他の物質の燃焼に伴って発生します。

大気中には多くの種類のものが存在しますが、主に一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)が大気汚染に関係しています。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つでもあります。

都市公園

国営公園と地方公共団体が設置する都市公園(街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等)があります。

トリクロロエチレン

近年、各地で地下水汚染を起こした有機塩素系化学物質のことを指します。金属部品洗浄、半導体製造工程等で使われています。人体への影響は肝機能の低下が知られています。

【な行】

二酸化硫黄(SO₂)

石油や石炭等の硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生します。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそく等の原因となったことで知られています。

二酸化窒素(NO₂)

石油や石炭等の窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生します。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素の形で生成され、これが大気中に放出された後、酸素と結びついて二酸化窒素となります。二酸化窒素は呼吸器系に好ましくない影響を与えます。

【は行】

バードサンクチュアリ

野鳥を主とした野生生物が安心して生息できる場所として確保された土地を指します。

廃棄物

その物を占有している者が自ら利用、または他人に有償で売却することができないため不用となった物をいいます。廃棄物の中には、主として家庭から発生する野菜くず等の一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥等の産業廃棄物の2つに大別されます。

パートナーシップ

市民・事業者・市等、これまで各々の目的に応じた生活や事業等を行い、時には相反する関係にもなってきた主体が、地域単位で環境保全やまちづくり等共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取組を行うときの協調関係を指します。(協働)

ビオトープ

ドイツ語で Bio(生物)、Top(所)を意味し、学術上生物圏の地域的な基本単位を示し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられます。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を

描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象をいいます。ヒートアイランド現象は、都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、加えて都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルト等に覆われて乾燥化した結果、夜間気温が下がらないことにより発生します。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また、上昇した気温がエアコンの需要をさらに増大させるという悪循環を生み出しています。

微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5μm(マイクロメートル)以下の微小な粒子をいいます。

浮遊状物質(SS)

生活環境項目の1つで、水中に懸濁している物質のうち、濾過によって水から分離できる物質を指します。単位はmg/Lで表示され数値が大きいほど透明性が低下します。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中の粒子状物質のうち、粒径0.01mm以下の粒子状物質を指します。浮遊粒子状物質は人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されています。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもあります。

放射線

放射性元素が崩壊する際放出される粒子線や電磁波の総称。放射性元素から出たものでない粒子線や電磁波、宇宙線等も含みます。

放射能

放射性物質が放射線を出す現象または性質のことです。

【や行】

屋敷林

防風、防火のため屋敷の周囲にめぐらされた樹林を指します。

有害化学物質

フロンや有機塩素系化合物、ダイオキシン類等、環境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼす物質を指します。

溶存酸素量(DO)

溶存酸素量とは、水中に溶け込んでいる酸素量を指します。清水中には通常7~10mg/L程度含まれていますが、有機物による汚濁が進行すると汚濁物質が酸素を消費するため溶存酸素量は減少します。

要請限度

自動車交通騒音、交通振動が一定の限度を超えていることにより道路周辺的生活環境が著しく損なわれているときは、市町村長から公安委員会に

対して、道路交通法の規定による交通規制の措置をとるべきことを要請できるとされており、この騒音、振動の限度を要請限度といいます。

【英数】

BEMS（ベムス）

ビルエネルギー管理システムの略で、ビルの照明や空調設備等のエネルギー消費の効率化を図るシステムのことで、建物内に配した各種センサーにより温度や湿度等を感じ、室内環境に合わせて機器や設備の運転を最適に制御・管理するものです。

Bq（ベクレル）

放射性核種の壊変数が1秒につき1個であるときの放射能の量のことであり、1秒間に何個の原子核が壊変するかを示しています。

dB（デシベル）

騒音・振動の大きさの感じかたは、振幅、周波数等によって異なります。騒音・振動の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに周波数による感覚補正を加味して、dBで表します。

HEMS（ヘムス）

住宅用エネルギー管理システムの略で、住宅内のエネルギー消費機器や発電設備を情報ネットワークでつなぎ、各機器の運転を最適な状態に制御して省エネルギーをトータルで実現するための次世代のシステムのことで、

ISO14000 シリーズ

環境管理に関する国際的な規格のことです。事業体がそれぞれの活動の中で環境問題との関わりを考え、環境行動の改善を継続的に実施するシステムを自ら構築し、そのシステムの構築と運用を公正な第三者（審査登録機関）が評価します。

ng（ナノグラム）

10億分の1グラム

NOx

「窒素酸化物」参照

Nm³

0℃、1気圧の状態に換算した1m³ガス量を表します。

pg（ピコグラム）

1兆分の1グラム

pH（ピーエイチ、ペーハー）

水素イオン濃度をいいます。河川や海域での水質判定項目になっています。7が中性、これより高い場合はアルカリ性、低い場合は酸性と定義されています。

Sv（シーベルト）

放射線量を表す線量等量の単位であり、吸収する放射線エネルギーの人体への影響度を表します。

TEQ（毒性等量）

ダイオキシン類は多くの異性体が存在し、毒性もそれぞれに異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8

―四塩化ジベンゾパラジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性に換算して表わしていることを示すものです。

VOC（揮発性有機化合物）

常温常圧で大気中で気体状となる有機化合物の総称です。具体例としてはトルエン、ベンゼン、フロン類、ジクロロメタンなどを指し、これらは溶剤、燃料として重要な物質であることから、幅広く使用されています。環境中に放出されると、健康被害を引き起こすことがあります。

○ 草加市環境基本条例

平成 12 年
条例第 18 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全等に関する基本的な施策等 （第 7 条—第 24 条）

第 3 章 環境審議会（第 25 条—第 32 条）

附則

私たちのまち草加は、綾瀬の川の流れと草加松原をシンボルとして、歴史と文化を築き発展してきた。

都市としての発展に伴う人口の急増や工場の進出により、水質汚濁、大気汚染、悪臭など様々な公害問題が発生したが、公害防止対策を進め、その解決に努めてきた。

しかし、近年になり、生活排水による水質汚濁、自動車の排気ガスによる大気汚染、廃棄物の増大、緑の減少など、都市・生活型の環境問題が拡大するとともに、ダイオキシン類など新たな有害物質の問題が発生している。

私たちの社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさを高める一方、資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を越えるような規模となり、その結果すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせ、環境の保全及び創造を推進し、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくるため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。）に係る

被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全等は、現在及び将来の市民がうるおいと安らぎのある恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、すべての者が環境への負荷を低減するため、自主的かつ積極的に行動することによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
 - (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
 - (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を使用すること。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第 2 章 環境の保全等に関する基本的な施策等

（施策の策定等に当たっての環境への配慮）

第 7 条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全等について配慮するものとする。

（環境基本計画）

第 8 条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、草加市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関する長期的な目標、総合的な施策の大綱その他環境の保全等に関する必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(報告書の作成)

第10条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(事業等に係る環境への配慮)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、当該事業を実施するに際し、その事業が環境に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

第12条 市は、公害(放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染によるものを除く。)の原因となる行為及び環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第13条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等のための適切な措置をとることを助長するため、必要があると認められるときは、適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進)

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民に対し、資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を図るものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用の推進に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第15条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の環境の保全等に関する活動の促進)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第15条の教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第18条 市は、環境の保全等の施策に、市民の意見を反映することができるように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、巡視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境監査)

第20条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境監査に関し調査研究を行うとともに、その普及に努めるものとする。

(民間団体等との連携)

第21条 市は、環境の保全等に関する施策が民間団体等の積極的な参加と協働により効果的に推進されるようその連携に努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第22条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第23条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国、埼玉県及び関係機関と連携して、地球環境の保全に関し、技術及び情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取り組みが必要とされる環境の保全等の施策の策定及び実施に当たっては、国、埼玉県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第25条 環境保全等に関する基本的事項を審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、草加市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第26条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 公害防止に関すること。
- (3) 自然保護に関すること。
- (4) 地球環境に関すること。
- (5) その他環境の保全等に関し必要なこと。

(組織)

第27条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係団体の役員
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第31条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第32条 第25条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年5月1日から施行する。

以下 略

○草加市公害を防止し市民の環境を確保する 条例

平成16年
条例第31号

改正 平成17年3月28日条例第8号
草加市公害防止条例（昭和48年条例第22号）の全部
を改正する。

目次

第1章	総則
第1節	目的及び定義（第1条・第2条）
第2節	市の責務（第3条—第7条）
第3節	事業者の責務（第8条—第11条）
第4節	市民の責務（第12条）
第2章	公害発生源の規制
第1節	規制基準（第13条）
第2節	特定工場等の設置の手続等（第14条—第29条）
第3節	工場及び事業場に対する命令等（第30条—第33条）
第4節	事故時等の措置等（第34条）
第5節	特定建設作業（第35条—第38条）
第3章	土壌汚染等の対策（第39条—第41条）
第4章	都市生活型公害の防止
第1節	生活騒音の防止（第42条・第43条）
第2節	生活排水による水質汚濁の防止（第44条—第46条）
第3節	生活悪臭の防止（第47条・第48条）
第4節	生活環境の保全（第49条—第52条）
第5章	地球環境の保全
第1節	温暖化物質の排出抑制（第53条—第55条）
第2節	酸性雨原因物質の排出抑制（第56条・第57条）
第3節	オゾン層破壊物質の排出防止（第58条）
第6章	雑則（第59条—第62条）
第7章	罰則（第63条—第67条）

附則

第1章 総則

第1節 目的及び定義

（目的）

第1条 この条例は、草加市環境基本条例（平成12年条例第18号。以下「基本条例」という。）第12条の規定により、公害の原因となる行為等に関して必要な規制を行うとともに、市、事業者及び市民の責務並びに環境の保全に必要な措置を定めることにより、公害を防止し、環境への負荷を低減して、現在から将来にわたる市民の健康と安全を確保することを目的とする。
（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。
- (2) 環境への負荷 基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。
- (3) 特定工場 別表第1に掲げる工場又は事業場をいう。
- (4) 特定作業場 別表第2に掲げる作業場をいう。
- (5) 特定建設作業 別表第3に掲げる建設作業をいう。
ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

- (6) 公害関係法令 環境基本法（平成5年法律第91号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）その他規則に定めるものをいう。
- (7) 開発関係法令 農地法（昭和27年法律第229号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (8) 設置者等 施設の設置者、管理者、占有者及び所有者（第29条の規定によりその地位を承継した者を含む。）をいう。
- (9) 特定有害物質 埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）第76条に規定する特定有害物質をいう。

第2節 市の責務

（基本的責務）

第3条 市は、市民の健康で快適な暮らしを確保するため、あらゆる施策を通じて公害を防止するとともに、環境への負荷を総合的に低減させるように努めなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たって、市民及び事業者の意見を尊重するとともに、それらの参画及び協働が促進されるように努めなければならない。

（調査及び研究）

第4条 市は、公害の防止、環境の状況の把握その他の環境への負荷の低減に関する施策の策定に必要な調査及び研究に努めなければならない。

（監視及び測定）

第5条 市は、公害の防止、環境の状況の把握その他の環境への負荷の低減に関する施策を適正に実施するために必要な監視及び測定を実施しなければならない。

（情報の提供）

第6条 市は、公害の防止及び環境への負荷の低減を行うため、必要な情報を公表しなければならない。

（中小企業者に対する支援）

第7条 市は、中小企業者の公害防止施設の整備を促進するため、その施設の設置又は改善等について必要な資金の助成、技術的な助言その他必要な支援に努めるものとする。

第3節 事業者の責務

（基本的責務）

第8条 事業者は、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、この条例に違反しない場合であっても、公害の防止について最善の努力をしなければならない。

3 事業者は、市が実施する公害の防止その他の環境への負荷の低減に関する施策に積極的に参画し、協力しなければならない。

（管理及び監視）

第9条 事業者は、公害の発生源を厳重に管理するとともに、公害の発生状況を常時監視しなければならない。

（研究開発）

第10条 事業者は、環境への負荷の低減に必要な技術の研究開発に努めなければならない。

（公害防止協定の締結）

第11条 事業者は、公害防止に関する協定を市と締結するよう努めなければならない。

第4節 市民の責務

(基本的責務)

第12条 市民は、日常生活に伴って生ずる公害の防止に努め、市が実施する公害の防止その他の環境への負荷の低減に関する施策に積極的に参画し、協力しなければならない。

第2章 公害発生源の規制

第1節 規制基準

(規制基準の遵守等)

第13条 工場又は事業場は、次の各号に定める規制基準（以下「規制基準」という。）を超える騒音、振動、有害ガス及び悪臭を発生させてはならない。

- (1) 騒音に係る規制基準 別表第4
- (2) 振動に係る規制基準 別表第5
- (3) 有害ガスに係る規制基準 別表第6
- (4) 悪臭に係る規制基準 別表第7

2 市長は、前項の規制基準を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、基本条例第25条に規定する草加市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

第2節 特定工場等の設置の手続等

(特定工場等の設置許可の申請)

第14条 特定工場又は特定作業場（以下「特定工場等」という。）を新たに設置しようとする者は、規則で定めるところにより、当該特定工場等の設置の工事前に次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及びその代表者の氏名）
- (2) 特定工場等の名称及び所在地
- (3) 業種並びに作業の種類及び方法
- (4) 建物の名称、構造及び配置
- (5) 施設の名称、構造及び配置
- (6) 原材料、燃料及び用水の種類並びにそれらの使用量
- (7) 使用する水の排水先
- (8) 公害の防止の方法に関する計画
- (9) その他規則で定める事項

2 前項第8号の計画は、当該特定工場等に係る同項第3号から第7号までに掲げる事項についてあらかじめ十分に検討し、当該特定工場等において生ずるおそれがあると認められる公害（地盤の沈下によるものを除く。以下この節において同じ。）について総合的な防止の方法を講じようとするものでなければならない。

3 第1項の申請をしようとする者（草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（平成17年条例第8号）別表第1第4項に定める特定工場等を設置しようとする者に限る。）は、第1項の申請の前に、同条例第20条から第28条までに規定する手続等を行わなければならない。

4 第1項の申請をした者（以下「申請者」という。）は、申請に係る計画を中止したときは、その日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

5 申請者は、次条第1項の審査済証の交付を受けた後でなければ、当該特定工場等の設置の工事を行うことができない。

（平17条例8・一部改正）

(設置の審査)

第15条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、当該申請に係る特定工場等が、次の各号のいずれにも該当するときは、特定工場等の設置に係る審査済証（以下「審査済証」という。）を申請者に交付しな

ければならない。

(1) 公害関係法令並びに埼玉県生活環境保全条例に定める基準及び規制基準に適合すること。

(2) この条例及び開発関係法令の規定に違反しないこと。

2 前項の審査済証には、公害防止のため必要な限度において、条件を付することができる。

3 第1項の審査済証の有効期限は、交付の日が属する年から起算して3年間とする。ただし、市長が認める場合は有効期限を延長することができる。

4 市長は、原則として、前条第1項の申請があった日から起算して60日以内に、第1項の審査済証交付の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

(完成届)

第16条 前条第1項の審査済証の交付を受けた者は、当該特定工場等の設置の工事が完成した日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(設置の許可等)

第17条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、当該申請に係る特定工場等が、次の各号のいずれにも該当するときは、許可をしなければならない。

(1) 公害関係法令並びに埼玉県生活環境保全条例に定める基準及び規制基準に適合すること。

(2) この条例及び開発関係法令の規定に違反しないこと。

(3) 第15条第2項の条件に適合すること。

(4) 第15条第3項の有効期限内に前条の届出があること。

2 市長は、前項の許可に際し、許可の審査に必要な限度において、検査を行うものとする。

3 市長は、原則として、前条の届出があった日から起算して30日以内に、第1項の許可の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

4 申請者は、第1項の許可を受けた後でなければ、当該特定工場等の作業場を使用してはならない。

(変更許可の申請)

第18条 前条第1項の許可を受けた者は、当該特定工場等に係る第14条第1項第3号から第8号までに掲げる事項（規則で定める軽微な変更を除く。）を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該特定工場等の変更の工事前に申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第14条第3項及び第4項の規定は、前項の申請に準用する。この場合において、同条第4項中「審査済証」とあるのは「変更審査済証」と、「設置」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

(変更の審査)

第19条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、第15条第1項各号のいずれにも該当するときは、特定工場等の変更に係る審査済証（以下「変更審査済証」という。）を申請者に交付しなければならない。

2 前項の変更審査済証には、公害防止のため必要な限度において、条件を付することができる。

3 第15条第3項及び第4項の規定は、第1項の場合において準用する。この場合において、これらの規定中「審査済証」とあるのは「変更審査済証」と読み替えるものとする。

(変更の完成届)

第20条 前条第1項の変更審査済証の交付を受けた者は、当該特定工場等の変更の工事が完了した日から起

算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(変更の許可等)

第21条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、第17条第1項各号のいずれにも該当するときは、許可をしなければならない。この場合において、同項第3号中「第15条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同項第4号中「第15条第3項」とあるのは「第19条第3項の規定により準用される第15条第3項」と読み替えるものとする。

2 第17条第2項から第4項までの規定は、前項の許可に準用する。この場合において、同条第4項中「当該特定工場等」とあるのは「当該特定工場等の当該変更に係る部分」と読み替えるものとする。

(軽微な変更の届出)

第22条 第17条第1項の許可を受けた者は、当該特定工場等に係る第14条第1項第1号、第2号若しくは第9号の事項の変更又は第18条第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、当該変更をした日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第23条 第28条の届出があったとき、又は工場若しくは事業場がこの条例の特定工場等に該当しなくなったときは、当該特定工場等に係る第17条第1項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し)

第24条 市長は、特定工場等の設置者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定工場等に係る第17条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により、第17条第1項又は第21条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第31条の規定による命令に違反したとき。
- (3) 第34条第4項の規定による命令に違反したとき。
- (4) 第17条第1項の許可の日から起算して3年以内に使用を開始せず、又は3年以上引き続き休止している場合で、当該特定工場等の使用を開始し、又は再開する見込みがないとき。

(手数料)

第25条 第17条第1項又は第21条第1項の許可を申請しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 特定工場等の設置の場合

ア 特定工場等の作業場の床面積等の合計が100平方メートル以下のもの 1件につき3,000円

イ 特定工場等の作業場の床面積等の合計が100平方メートルを超え300平方メートル以下のもの 1件につき5,000円

ウ 特定工場等の作業場の床面積等の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき8,000円

エ 特定工場等の作業場の床面積等の合計が500平方メートルを超えるもの 1件につき10,000円

(2) 特定工場等の変更の場合 1件につき3,000円

2 市長は、特定工場等の設置又は変更が公害の防止を目的とするものであるときその他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の手数料は、申請事項の変更若しくは申請の取下げ又は不許可の場合においてもこれを還付しない。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(現況届)

第26条 特定工場等の設置者等は、市長が指定する年から3年ごとに、当該年の4月1日から30日以内において、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及びその代表者の氏名）
- (2) 特定工場等の名称及び所在地
- (3) ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生状況及びその防止方法
- (4) その他市長が必要と認める事項（表示板の掲示）

第27条 第17条第1項の許可を受けた者は、当該特定工場等の名称、許可年月日その他規則で定める事項について記載した表示板を、当該特定工場等における公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

2 前項の表示板を掲示した者は、当該表示板に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当該事項を書き換えなければならない。

3 第1項の表示板を掲示した者は、当該特定工場等を廃止したとき、又は当該特定工場等が特定工場等に該当しなくなったとき、若しくは第24条の規定により許可を取り消されたときは、速やかに表示板を撤去しなければならない。

(廃止の届出)

第28条 第17条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定工場等を廃止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第29条 第17条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る特定工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定工場等に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第17条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定工場等を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第17条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。第1項に規定する特定工場等の借り受けが終了したときも、また同様とする。

第3節 工場及び事業場に対する命令等

(改善勧告)

第30条 市長は、工場又は事業場が規制基準に違反していると認めるときは、工場又は事業場の設置者等に対し、期限を定めて当該工場又は事業場の建物及び施設の構造若しくは配置、公害の防止方法又は作業の方法等について必要な改善を行うよう勧告することができる。

(改善命令又は一時停止命令)

第31条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき、又は特定工場等の設置者等が第21条第1項の規定による許可を受けずに第14条第1項第3号から第8号までに掲げる事項を変更したときは、その者に対し、期限を定めて当該改善を行うよう命じ、又はその施設の使用若しくは作業の一時停止を命ずることができる。

(操業停止命令等)

第32条 市長は、第17条第1項の許可を受けないで特定工場等を設置した者、第21条第1項の許可を受けないで第14条第1項第3号から第8号までに掲げる事項を変更した者又は第24条の規定により特定工場等の設置の許可を取り消された者に対し、当該特定工場等の作業場の使用の全部又は一部の停止、施設の除却その他公害防止のために必要な措置をとることを命ずることができる。

(改善措置の届出)

第33条 第30条又は第31条の規定により、改善勧告又は改善命令を受けた者は、その勧告又は命令による改善の措置を完了した日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第4節 事故時等の措置等

第34条 工場又は事業場の設置者等は、工場又は事業場の施設、設備等の故障、破損その他の事故において、公害の原因となる物質等により、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、直ちにその事故について応急措置を講ずるとともに、事故の復旧に努めなければならない。

2 工場又は事業場の設置者等は、前項の事故を発生させたときは、直ちに規則で定めるところにより、その事故の状況等を市長に報告しなければならない。

3 工場又は事業場の設置者等は、前項の規定による報告をしたときは、速やかにその事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置に関する計画書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項に規定する事故を発生させた者が同項の応急の措置を講じていないと認めるとき、又は同様の事故を再発させるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、応急の措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

第5節 特定建設作業

(実施の届出)

第35条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及びその代表者の氏名）

(2) 建設工事に目的に係る施設又は工作物の種類

(3) 特定建設作業の場所

(4) 特定建設作業の時間及び実施の期間

(5) 騒音、振動及び排出ガス等の防止の方法

(6) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守等)

第36条 特定建設作業を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 別表第4及び別表第5に定める規制基準を遵守すること。

(2) 土砂その他土ぼこりの発生原因となる物を、みだりに路上その他周辺に飛散、流出等させないこと。

(3) 低排出ガスの建設機械等を使用し、排出ガスの低減に努めること。

(改善勧告)

第37条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音、振動等が規制基準に適合しないことにより、当該特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれ、又は著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態等を除去するために必要な限度において、騒音、振動等の防止方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を勧告することができる。

2 市長は、特定建設作業を行う者が前条第2号の規定に違反していると認められるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態等を除去するために必要な限度において、作業方法の改善、飛散等した土砂等の除去その他必要な措置を勧告することができる。

(改善命令)

第38条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、当該者に対し、期限を定めて、同項の事態等を除去するために必要な限度において、騒音、振動等の防止方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

第3章 土壌汚染等の対策

(土壌汚染等対策指針の作成)

第39条 市長は、土壌からの特定有害物質の大気中への飛散又は当該土壌に起因する地下水の汚染による人の健康に係る被害を防止するため、土壌及び地下水の汚染の調査並びに対策に関する指針（以下「土壌汚染等対策指針」という。）を定めるものとする。

(土地の改変時における改変者の措置)

第40条 規則で定める面積以上の土地について規則で定める行為による改変（以下「改変」という。）をしようとする者（以下「土地改変者」という。）は、あらかじめ、土壌汚染等対策指針に基づき、その改変をしようとする土地（以下「改変予定地」という。）における特定有害物質を取り扱っていた工場又は事業場の設置の状況等を調査し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告により、当該改変予定地の土壌が汚染されているおそれがあると認めるときは、土地改変者に対し、土壌汚染等対策指針に基づき、当該土壌の汚染の状況を調査し、その結果を市長に報告するよう求めることができる。

3 土地改変者は、前項の規定による調査の結果、当該改変予定地の土壌の特定有害物質の濃度が規則で定める基準を超えていることが判明したときは、当該改変予定地の改変に伴う汚染の拡散を防止するため、土壌汚染等対策指針に基づき、汚染した土壌の拡散防止に関する計画（以下「汚染拡散防止計画」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

4 前項の規定により汚染拡散防止計画の提出をした土地改変者は、汚染拡散防止計画の内容を誠実に実施しなければならない。

5 第3項の規定により汚染拡散防止計画の提出をした土地改変者は、汚染の拡散防止の措置が完了したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(勧告)

第41条 市長は、前条の規定に違反をしている者があると認めるときは、当該者に対し、期限を定めて、当該違反をしている事項を是正するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

第4章 都市生活型公害の防止

第1節 生活騒音の防止

(生活騒音の防止)

第42条 何人も、自らの責任と相互の協力により、住宅内及びその周囲において、家庭用機器、住宅用設備又は音響機器から発生する騒音その他の日常生活に伴って発生する騒音（以下「生活騒音」という。）を防止し、良好な近隣関係の形成と静穏な生活環境の保全に努めるとともに、市が実施する生活騒音の防止に関する施策に協力しなければならない。

(生活騒音対策に関する指針)

第43条 市長は、市民が行う生活騒音を防止する取組を支援するため、生活騒音対策に関する指針を定め、これを公表するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

第2節 生活排水による水質汚濁の防止

(生活排水による水質汚濁の防止)

第44条 何人も、公共用水域の水質を保全するため、自らの責任において、調理くず及び廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うことにより、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水（以下「生活排水」という。）による水質汚濁の防止に努めるとともに、市が実施する生活排水対策に関する施策に協力しなければならない。

(浄化槽の適正管理)

第45条 水質汚濁の防止に努めるため、浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽以外のものを含む。）を使用している者は、当該浄化槽を適正に維持管理し、生活排水を適正に処理しなければならない。

(生活排水対策に関する指針)

第46条 市長は、市民が行う生活排水による水質汚濁を防止する取組を支援するため、生活排水対策に関する指針を定め、これを公表するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

第3節 生活悪臭の防止

(生活悪臭の防止)

第47条 何人も、自らの責任と相互の協力により、住宅内及びその周囲から発生する悪臭その他の日常生活に伴って発生する悪臭（以下「生活悪臭」という。）を防止し、良好な近隣関係の形成と快適な環境の保全に努めるとともに、市が実施する生活悪臭の防止に関する施策に協力しなければならない。

(生活悪臭対策に関する指針)

第48条 市長は、市民が行う生活悪臭を防止する取組を支援するため、生活悪臭対策に関する指針を定め、これを公表するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

第4節 生活環境の保全

(資材等の適正管理)

第49条 資材、廃材、土砂、廃棄物等の所有者、管理者又は占有者（以下第51条において「所有者等」という。）は、悪臭、ほこり、崩壊、飛散、土壌への浸透等により、近隣の生活環境を害さないよう適正に管理しなければならない。

(屋外作業に伴う騒音及び振動の防止)

第50条 事業者は、屋外において、資材、貨物等の積卸し、運搬用機器の使用、自動車の運行等騒音又は振動を伴う作業を行う場合は、騒音又は振動のより少ない作業方法への変更、防音設備の設置、作業時間の配慮、作業を行う者への教育及び指導等を行うことにより、近隣の生活環境を害さないよう騒音又は振動の発生を防止する措置を講じなければならない。

(指導及び勧告)

第51条 市長は、所有者等又は事業者が、前2条の規定に反して近隣の生活環境を著しく害していると認めるときは、当該者に対し、その事態の改善に必要な措置をとるよう指導するものとする。

2 市長は、前項の指導に従わない者に対し、その事態の改善に必要な措置をとるよう勧告することができる。

ひかりが

(光害の防止による夜間の生活環境の保全)

第52条 何人も、夜間（午後11時から翌日の午前6時までをいう。）において、光量、配光、色、点滅等により、みだりに近隣の夜間の生活環境を害してはならない。

第5章 地球環境の保全

第1節 温暖化物質の排出抑制

(市民の温暖化物質の排出抑制)

第53条 市民は、地球の温暖化を防止するため、自らの責任と相互の協力により、日常生活における温暖化物質の排出の抑制に努めなければならない。

(事業者の温暖化物質の排出抑制)

第54条 事業者は、事業活動を行うに当たり、地球の温暖化を防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、おおむね次に掲げるところにより温暖化物質の排出の抑制に努めなければならない。

(1) 燃料の燃焼の合理化を図ること。

(2) 加熱、冷却、伝熱等の合理化を図るとともに、放射、伝導等による熱の損失を防止すること。

(3) 廃熱を回収し、利用すること。

(4) 温暖化物質を排出する設備の効率的な使用を行うこと。

(温暖化物質の排出抑制に関する指針)

第55条 市長は、事業者が行う温暖化物質の排出の抑制に係る取組を支援するため、温暖化物質の排出の抑制に関する指針を定め、これを公表するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

第2節 酸性雨原因物質の排出抑制

(酸性雨原因物質の排出抑制)

第56条 事業者は、酸性雨の発生を抑制するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、酸性雨の原因となる窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出の抑制に努めなければならない。

(酸性雨に係る調査及び研究)

第57条 市長は、酸性雨の発生状況を監視するとともに、その調査及び研究に努めなければならない。

第3節 オゾン層破壊物質の排出防止

第58条 何人も、オゾン層の破壊を防止するため、自らの責任と相互の協力により、オゾン層を破壊する物質の適切な回収、処理等を行い、大気中への排出を防止しなければならない。

第6章 雑則

(報告及び検査等)

第59条 市長は、この条例の目的を達成するために必要な限度において、公害を発生させ、若しくは発生させるおそれのある者に対し、必要な報告を求め、又は市の職員にその者の工場、事業場その他の場所に立ち入り、必要な検査若しくは調査をさせることができる。

2 前項の規定により、立入検査又は調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項に規定する者又はその関係人は、正当な理由なく、同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

4 第1項の規定による立入検査及び調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(公表)

第60条 市長は、公害関係法令又は埼玉県生活環境保全条例若しくはこの条例の規定に違反して著しく公害を発生させている者があるときは、必要に応じ、その旨を公表しなければならない。

2 市長は、前項の公表に当たり、あらかじめ環境審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の公表に当たり、あらかじめ公表される者に対し通知をして、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

4 第1項の公表の方法、前項の通知の方法等は、規則で定める。

第61条 市長は、公害の防止及び環境への負荷の低減のため、次に掲げる事項（事業者の競争上の地位その他正当な利益を侵害する情報を除く。）を公表しなければならない。

- (1) 特定工場等の設置許可等の状況
- (2) 特定工場等の設置許可等の取消しの状況
- (3) 事故時等の措置に関する第34条第2項の報告及び同条第3項の計画書
- (4) 土地改変時における特定有害物質に関する第40条第1項及び第5項の報告並びに同条第3項の汚染拡散防止計画
- (5) 公害の防止及び環境保全に関する調査並びに監視の結果、明らかになった状況

2 前項の公表の方法は、規則で定める。

(委任)

第62条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第63条 次の各号の一に該当する者は、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第31条又は第32条の規定による命令に違反した者
- (2) 第34条第4項の規定による命令に違反した者

第64条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第4項の規定に違反した者
- (2) 第21条第2項(第17条第4項の規定を準用する場合によるものに限る。)の規定に違反した者

第65条 次の各号の一に該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項の審査済証の交付を受けないで、特定工場等の設置の工事を行った者
- (2) 第19条第1項の変更審査済証の交付を受けないで、特定工場等の変更の工事を行った者
- (3) 正当な理由なく第34条第2項又は第3項の報告

等せず、又は虚偽の報告等をした者

(4) 第38条の規定による命令に違反した者

(5) 第59条第3項の規定に違反し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第66条 次の各号の一に該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。

(1) 第22条、第26条、第28条、第29条第3項、第33条又は第35条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第27条の規定に違反した者

(両罰規定)

第67条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第63条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例（以下「新条例」という。）の施行の際、現に改正前の草加市公害防止条例（昭和48年条例第22号。以下「旧条例」という。）第16条第1項若しくは第17条第1項の規定による特定工場若しくは特定作業場（以下「旧特定工場等」という。）の設置の許可又は変更の許可（以下「旧特定工場等の設置許可等」という。）を受けている者は、旧特定工場等の設置許可等を受けた工場又は事業場が新条例の特定工場等に該当していないときを除き、当該旧特定工場等について、新条例第17条第1項の許可又は第21条第1項の変更の許可を受けているものとみなす。

3 施行日前にした旧条例第30条の規定に基づく届出については、なお従前の例による。

4 附則第2項及び前項に定めるもののほか、施行日前に旧条例の規定に基づき行われた申請、報告、届出その他の行為及び市長が行った勧告、命令その他の行為は、新条例の相当規定に基づき行われたものとみなす。この場合において、当該行為が行われた日に新条例の相当規定に基づく行為が行われたものとみなす。

5 施行日前にした行為及びこの附則においてなお従前の例によることとされた場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第8号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

以下略

○草加市土砂等の堆積の規制に関する条例

平成25年
条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、土砂等の堆積に関し、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂等の堆積を防止し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂、岩石その他土地の堆積に供されるもので廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 土砂等の堆積 埋立て、盛土その他土地への土砂等の堆積をいう。
- (3) 防護壁 堆積した土砂等の周囲に設置する土砂等の流出及び崩壊を防ぐための構造を有するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、無秩序な土砂等の堆積を防止するため、必要な施策を総合的に推進するとともに、土砂等の堆積を監視する体制の整備に努めなければならない。

(土砂等の堆積を行う者の責務)

第4条 土砂等の堆積を行う者は、その堆積に係る土砂等の流出、崩壊その他の災害、事故等を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、土砂等の堆積を行う土地の周辺の生活環境の保全に配慮しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地の所有者、管理者又は占有者は、無秩序な土砂等の堆積により、土砂等の流出、崩壊その他の災害、事故等を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、土砂等の堆積を行う土地の周辺の生活環境の保全に配慮し、当該土地を適正に管理しなければならない。

(土砂等の堆積の許可)

第6条 土砂等の堆積を行おうとする者は、申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の堆積については、この限りでない。

- (1) 土砂等の堆積に係る土地の区域の面積が500平方メートル未満の土砂等の堆積又は土砂の堆積（埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）第2条第4号に規定されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る土地の区域の面積が3,000平方メートル以上の土砂の堆積
- (2) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂等の堆積で当該事業の区域における土砂等のみを用いて行うもの
- (3) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂等の堆積
- (4) 国又は地方公共団体が行う土砂等の堆積
- (5) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等の堆積
- (6) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等の堆積
- (7) 前各号に掲げるもののほか、無秩序な土砂等の堆積のおそれがないものとして規則で定める土砂等の堆積

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土砂等の堆積に係る土地の区域の所在及び面積
- (3) 土砂等の堆積の目的
- (4) 土砂等の堆積に係る工事の元請負人（当該土砂等の堆積を行おうとする者から直接工事を請け負う者をいう。）
- (5) 最大堆積時において土砂等の堆積に用いる土砂等の数量
- (6) 最大堆積時における土地の形状
- (7) 土砂等の堆積の完了時における土地の形状
- (8) 周辺の生活環境の保全のための方策
- (9) 排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (10) 前号に掲げるもののほか、災害、事故等の防止のためにとる措置
- (11) 土砂等の堆積を行う期間
- (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の申請書には、当該申請に係る土砂等の堆積に係る土地の区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(住民への周知)

第7条 前条第1項の許可の申請をした者は、その概要を当該申請に係る土砂等の堆積に係る土地の区域の周辺の住民に周知させるよう努めなければならない。

(許可の基準等)

第8条 市長は、第6条第1項の許可の申請があった場合において、申請書の内容が、次に掲げる事項について、土砂等の流出、崩壊その他の災害、事故等を防止する上で必要な規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 最大堆積時及び土砂等の堆積の完了時において堆積する土砂等の高さ及び法面の勾配

- (2) 排水施設、防護壁その他の施設
- (3) 地形、地質又は周囲の状況に応じて配慮すべき事項又は講ずべき措置

2 市長は、第6条第1項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該許可の申請に係る同条第2項第4号に規定する元請負人が第1号に該当するときは、同条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 申請書に係る土砂等の堆積を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。
- (2) 申請書に係る土砂等の堆積の実施を妨げる権利を有する者の同意を得ていないとき。

3 市長は、第6条第1項の許可の申請をした土砂等の堆積に関わる者が、草加市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者であるときは、第6条第1項の許可をしてはならない。

4 市長は、第6条第1項の許可について、当該許可に係る土砂等の堆積を行う土地の周辺の生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

5 第6条第1項ただし書各号に規定する土砂等の堆積については、第1項の基準を準用する。ただし、規則で定めた土砂等の堆積については、この限りでない。

(変更の許可)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る同条第2項第2号

から第4号まで、第6号、第7号、第9号及び第10号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可の場合に準用する。

(変更の届出)

第10条 許可事業者は、当該許可に係る第6条第2項第1号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第5号及び第8号に掲げる事項の変更並びに前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 許可事業者が、不正な手段により第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 許可事業者が、第6条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る土砂等の堆積に着手しなかったとき。
- (3) 許可事業者が、第6条第1項の許可に係る土砂等の堆積に着手した日後1年を超える期間引き続き土砂等の堆積を行っていないとき。
- (4) 許可事業者が、第8条第1項の基準に適合しない土砂等の堆積を行ったとき。
- (5) 許可事業者が、第8条第4項(第9条第2項において準用する場合を含む。)の条件に違反したとき。
- (6) 許可事業者が、第9条第1項の規定に違反して同項に規定する変更の許可を受けずに土砂等の堆積を行ったとき。
- (7) 許可事業者が、第17条第1項の規定による命令に違反したとき。
- (8) 第6条第1項の許可を受けた土砂等の堆積に関わる者が、草加市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者であったとき。

(標識の掲示)

第12条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積を行っている間、当該土砂等の堆積に係る土地の区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(関係書類の閲覧)

第13条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の堆積を行っている間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを、当該土砂等の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(着手の届出)

第14条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積に着手したときは、着手した日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(定期報告)

第15条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間を3月ごとに区分した各期間(最後に3月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。)ごとに、当該各期間の経過後20日以内に、当該各期間内に搬入した土砂等の採取場所及び当該採取場所ごとの数量並びに当該許可に係る土砂等の堆積の高さ及び堆積量を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告には、土砂等の採取場所の責

任者の発行した当該採取場所を証明する書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(完了等の届出)

第16条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積を完了したときは、完了した日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。当該土砂等の堆積を廃止した場合も、同様とする。

(措置命令)

第17条 市長は、許可事業者が当該許可(第9条第1項の許可を受けた者にあつては、その許可)を受けた土砂等の堆積に関する事項に従って土砂等の堆積を行っていないと認めるときは、当該許可事業者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土砂等の堆積を行った者(当該土砂等の堆積を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の堆積を行った者が当該違反行為をすることを助けた者がいるときは、その者を含む。)に対し、土砂等の堆積の中止を命じ、又は期限を定めて、土砂等の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土地所有者等に対する勧告等)

第18条 市長は、土砂等の堆積が行われた土地において、土砂等の流出、崩壊その他の災害、事故等により、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、その土地の所有者、管理者又は占有者に対し、土砂等の流出、崩壊その他の災害、事故等を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収等)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の堆積を行う者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の堆積を行う者の事務所、事業所又は土砂等の堆積の場所に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土砂等の堆積を行った者

(2) 第17条第2項の規定による命令に違反した者

第23条 第17条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条の規定に違反して標識を掲示しなかった者
 - (2) 第15条第1項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (3) 第19条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
 - (4) 第20条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第25条 第10条、第14条又は第16条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。
- (両罰規定)
- 第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第22条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に土砂等の堆積を行っている者は、この条例の施行の日から起算して3月間（その期間内に第6条第1項の許可の申請をしたときは、許可又は不許可の処分があるまでの間）は、同項の規定にかかわらず引き続き当該土砂等の堆積を行うことができる。

ご意見・ご感想をお聞かせください

『草加の環境 2020』をご覧ください、ありがとうございました。
 皆さまからのご意見・ご感想をお待ちしております。
 今後の参考とするためですので、個別情報を公開することはありません。

提出先 草加市市民生活部環境課
 提出方法 次のいずれかの方法で提出してください
 ☆郵送 〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号
 草加市市民生活部環境課
 ☆FAX 048-922-1030
 ☆E-mail kankyoka@city.soka.saitama.jp

様式 自由な様式でご連絡ください。参考様式は次のとおりです。

草加の環境への意見	

◎以下は差し支えない部分をご記入ください。参考以外の目的に使用いたしません。

お名前		TEL	
ご住所		E-mail	

草 加 市 環 境 基 本 条 例 ― 前 文 ―

私たちのまち草加は、綾瀬の川の流れと草加松原をシンボルとして、歴史と文化を築き発展してきた。



都市としての発展に伴う人口の急増や工場の進出により、水質汚濁、大気汚染、悪臭など様々な公害問題が発生したが、公害防止対策を進め、その解決に努めてきた。



しかし、近年になり、生活排水による水質汚濁、自動車の排気ガスによる大気汚染、廃棄物の増大、緑の減少など、都市・生活型の環境問題が拡大するとともに、ダイオキシン類など新たな有害物質の問題が発生している。



私たちの社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさを高める一方、資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を越えるような規模となり、その結果すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。



もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。



私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。



私たちは共に力を合わせ、環境の保全及び創造を推進し、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくるため、ここに、この条例を制定する。

写真 表：綾瀬川再生 21 事業 2019 魚類調査
裏：生きもの調査会 中川河川敷（柿木）

草 加 の 環 境

令和 2 年 1 2 月 発 行

編集・発行 草加市市民生活部環境課

〒340-8550 草加市高砂一丁目 1 番 1 号

Tel 048-922-1519 Fax 048-922-1030

E-mail : kankyoka@city.soka.saitama.jp



表紙以外リサイクルペーパーを使用
古紙パルプ配合率：100%
白色度：80%